

官報

號外 昭和八年三月五日

○第六十四回 衆議院議事速記録第二十二號

昭和八年三月四日(土曜日)

午後一時四十二分開議

議事日程 第二十一號

昭和八年三月四日

午後一時開議

第一 外國爲替管理法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 米穀統制法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 小作調停法中改正法律案(牧野賤男君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 借地借家調停法中改正法律案(牧野賤男君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外十名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 民事訴訟法中改正法律案(中野勇治郎君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 度量衡法中改正法律案(山下谷次君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 度量衡法中改正法律案(武知勇記君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 度量衡法中改正法律案(野田文二郎君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 簡易森林火災保險法案(小太郎君外十七名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 營業收益稅法中改正法律案(木暮武太夫君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル件)(安藤正純君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十五 家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案(宮川一貫君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十六 郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十七 大正七年法律第四十三號中改正法律案(地種變更免租年期ニ關スル件)(木下成太郎君外十七名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八 原蠶種國家管理法案(胎中楠右衛門君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九 古物商取締法中改正法律案(山本芳治君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(本多貞次郎君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十一 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(鶴澤宇八君外三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十二 佐世保鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(佐保畢雄君外五名提出)

(委員長報告)

第二十三 三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君外五名提出)

(委員長報告)

第二十四 大和川改修速進ニ關スル建議案(福井甚三君外一名提出)

(委員長報告)

第二十五 矢吹原國營開墾ニ關スル建議案(中野寅吉君提出)

(委員長報告)

第二十六 駿河灣西岸漁港修築ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外七名提出)

(委員長報告)

第二十七 國有林野ヲ其ノ地元町村ニ拂下ハ利用ニ關スル建議案(林平馬君外二名提出)

(委員長報告)

第二十八 憲法發布ノ勅語捧讀式舉行ニ關スル建議案(鈴木正吾君提出)

(委員長報告)

第二十九 貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外三名提出)

(委員長報告)

第三十 自治功勞者表彰規程ニ關スル建議案(佐保畢雄君外三名提出)

(委員長報告)

第三十一 國際文化事業局開設ニ關スル建議案(中村嘉壽君外二名提出)

(委員長報告)

第三十二 墨國アカブルコ港ニ支倉六右衛門ノ記念碑建設ニ關スル建議案(中村嘉壽君外九名提出)

(委員長報告)

第三十三 佐世保鎮守府海軍病院附屬療養所設置ニ關スル建議案(佐保畢雄君外五名提出)

(委員長報告)

第三十四 内地臺灣間航空輸送開始速成ニ關スル建議案(永田良吉君外七名提出)

(委員長報告)

第三十五 日華間定期航空開始ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出)

(委員長報告)

第三十六 民間飛行士優遇ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出)

(委員長報告)

第三十七 移植民事業並海外貿易助成ニ關スル法律制定ニ關スル建議案(中村嘉壽君外二名提出)

(委員長報告)

第三十八 在米同胞慰問ノ爲民族使節派遣ニ關スル建議案(松田竹千代君外三名提出)

(委員長報告)

第三十九 大垣金澤間鐵道敷設速成ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出)
(委員長報告)

第四十 越美線速成ニ關スル建議案

(猪野毛利榮君外二名提出)

(委員長報告)

第四十一 小濱奥名田間鐵道敷設速成ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出)
(委員長報告)

第四十二 上野敦賀間急行列車運轉ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出)
(委員長報告)

第四十三 米原今庄間鐵道電化速成ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出)
(委員長報告)

第四十四 羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ

關スル建議案(樋口典常君提出)
(委員長報告)

第四十五 湘南鐵道敷設ニ關スル建議案

(八田宗吉君外一名提出)

(委員長報告)

第四十六 雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ

關スル建議案(八田宗吉君提出)

(委員長報告)

第四十七 柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ

關スル建議案(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第四十八 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ

關スル建議案(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第四十九 武豐線ヲガソリン車運轉ニ變更シ師崎迄延長ニ關スル建議案

(西脇管君提出)
(委員長報告)

第五十 岡崎飯田間鐵道敷設ニ關スル建議案

(小林錡君提出)
(委員長報告)

第五十一 鹽原鬼怒川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

(坪山德彌君提出)
(委員長報告)

第五十二 岐阜驛擴張ニ關スル建議案

(匹田銳吉君外四名提出)

第五十三 福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案

(林平馬君提出)
(委員長報告)

第五十四 長崎驛改築ニ關スル建議案

(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十五 長崎市ニ國營ステーションホテル設置ニ關スル建議案

(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十六 長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案

(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十七 諫早町ニ機關庫設置ニ關スル建議案

(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十八 長崎市ヲ起點トスル彼杵半島一周國營自動車運輸ニ關スル建議案

(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十九 大仙神社創建ニ關スル建議案

(樋口典常君外一名提出)
(委員長報告)

第六十 倉敷川改修ニ關スル建議案

(星島二郎君提出)
(委員長報告)

第六十一 古物商取締法改正ニ關スル建議案

(小高長三郎君外一名提出)
(委員長報告)

第六十二 久慈川改修速進ニ關スル建議案

(中井川浩君提出)
(委員長報告)

第六十三 北海道甜菜糖業獎勵助長ニ關スル建議案

(木下成太郎君外十八名提出)
(委員長報告)

第六十四 北海道拓殖計畫改訂ニ關スル建議案

(木下成太郎君外十八名提出)
(委員長報告)

第六十五 北海道更生復興方策ニ關スル建議案

(木下成太郎君外十八名提出)
(委員長報告)

第六十六 小濱港修築ニ關スル建議案

(添田敏一郎君外四名提出)
(委員長報告)

第六十七 磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案

(林平馬君提出)
(委員長報告)

第六十八 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案

(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第六十九 鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊設置ニ關スル建議案

(永田良吉君提出)
(委員長報告)

第七十 佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案

(佐保畢雄君外二名提出)
(委員長報告)

第七十一 新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

(世耕弘一君提出)
(委員長報告)

第七十二 金丸ヶ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案

(坪山德彌君提出)
(委員長報告)

第七十三 特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案

(菅野善右衛門君提出)
(委員長報告)

第七十四 志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案

(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十五 國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十六 大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十七 田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十八 利府驛松島驛間線路變更並松島驛移轉ニ關スル建議案

(守屋榮夫君外四名提出)
(委員長報告)

第七十九 宇和島須崎間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

(山村豐次郎君外四名提出)
(委員長報告)

第八十 美瑛驛邊別驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案

(東武君外二名提出)
(委員長報告)

第八十一 後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案(田村實君外九名提出)
(委員長報告)

第八十二 船引浪江間鐵道敷設ニ關スル建議案(助川啓四郎君外一名提出)
(委員長報告)

第八十三 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出)
(委員長報告)

第八十四 靜岡驛改築ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)
(委員長報告)

第八十五 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)
(委員長報告)

第八十六 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山本厚三君外三名提出)
(委員長報告)

第八十七 鹽釜港修築ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出)
(委員長報告)

第八十八 肝屬川治水工事急務ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
(委員長報告)

第八十九 志賀神宮創設ニ關スル建議案(服部岩吉君外二名提出)
(委員長報告)

第九十 常願寺川砂防工事速進並河身改修速成ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出)
(委員長報告)

第九十一 映畫國策樹立ニ關スル建議案(岩瀬亮君提出)
(委員長報告)

第九十二 長崎佐世保間縣道ヲ軍用ノ國道ニ編入ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第九十三 府縣社以下ノ神社ニ供進スル神饌幣帛料國庫負擔ニ關スル建議案(松田正一君外五名提出)
(委員長報告)

第九十四 愛知縣下一市三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案(近藤壽市郎君提出)
(委員長報告)

第九十五 馬産振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
(委員長報告)

第九十六 長崎漁港修築ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第九十七 國有林野所在市町村交付金ノ増額並同府縣ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第九十八 長崎市ニ高等水產專門學校設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第九十九 長崎藥學專門學校設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第一百 北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)
(委員長報告)

第一百一 北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(山本厚三君外三名提出)
(委員長報告)

第一百二 諫早驛大村驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案(森肇君提出)
(委員長報告)

第一百三 石炭運賃低減ニ關スル建議案(木下成太郎君外二名提出)
(委員長報告)

第一百四 上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(竹澤太一君外一名提出)
(委員長報告)

第一百五 事變ニ因ル戰公傷兵家族ノ鐵道無賃乘車ニ關スル建議案(岡本一巳君外六名提出)
(委員長報告)

第一百六 武豐師崎間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(山田佐一君外二名提出)
(委員長報告)

第一百七 關ヶ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案(仙波久良君外二名提出)
(委員長報告)

第一百八 飯塚驛擴張ニ關スル建議案(實岡半之助君外一名提出)
(委員長報告)

第一百九 國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案(藤井啓一君提出)
(委員長報告)

第一百十 國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案(保良淺之助君提出)
(委員長報告)

第一百十一 田島今市間鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外一名提出)
(委員長報告)

第一百十二 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君外一名提出)
(委員長報告)

第一百十三 米澤喜多方間田島今市間鹿沼古河間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
(委員長報告)

第一百十四 木曾川大井堰堤ニ副堰堤築造ニ關スル建議案(山田佐一君外一名提出)
(委員長報告)

第一百十五 利根渡良瀬江戸三川低水工事急務ニ關スル建議案(今井健彦君外四名提出)
(委員長報告)

第一百十六 武豐港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案(山田佐一君外二名提出)
(委員長報告)

第一百十七 米穀生産費調査ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第一百十八 蠶業指導員設置助成金下付ニ關スル建議案(加藤知正君提出)
(委員長報告)

第一百十九 鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案(樋口典常君外十六名提出)
(委員長報告)

第一百二十 文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)
(委員長報告)

第一百二十一 恩給法中遺族扶助料及増加恩給改正ニ關スル建議案(八角三郎君外六名提出)
(委員長報告)

○議長(秋田清君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス
(書記官朗讀)
一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案

昭和七年法律第四號中改正法律案（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）

辯護士法改正法律案

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案

（以上三月四日提出）

（左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
玆ニ掲載ス）

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
穀類搗精製粉取締法案

提出者

荒川 五郎君 大竹 貫一君
安部 磯雄君

（以上三月二日提出）

米穀統制法案ニ對スル修正案

提出者

由谷 義治君 小池 仁郎君
外國爲替管理法案ニ對スル修正案

提出者

（以上三月三日提出）

金ヶ崎町ニ區裁判所出張所設置ニ關スル
建議案

提出者

志賀和多利君
北海道伏漁港修築速成ニ關スル建議案

提出者

松尾 孝之君 松實喜代太君
山本 市英君

提出者

市町村吏員優遇ニ關スル建議案
宮本雄一郎君 清家吉次郎君
山口忠五郎君 松尾 孝之君
小山田義孝君 水久保甚作君

宮城縣下ニ國立米穀倉庫設置ニ關スル建
議案

提出者

佐々木家壽治君 宮澤 清作君

菅原 傳君 守屋 榮夫君

能登半島運河開鑿ニ關スル建議案

提出者 櫻井兵五郎君

金澤市外河北潟附近ニ飛行場設置ニ關ス
ル建議案

提出者 櫻井兵五郎君

帝國農會ニ對スル國庫補助金増額ニ關ス
ル建議案

提出者 中田 正輔君

宇和島港ヲ第二種重要港灣指定ニ關スル
建議案

提出者 山村豊次郎君

（以上三月二日提出）

帝國農會ニ對スル國庫補助金増額ニ關ス
ル建議案

提出者 八田 宗吉君 福井 甚三君

菅野善右衛門君 佐々木家壽治君

（以上三月三日提出）

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ

足尾銅山鑛毒問題ニ關スル再質問主意書

提出者 栗原彦三郎君

朝鮮ノ私設鐵道ニ關スル質問主意書

提出者

綾部健太郎君 岡田 忠彦君

金光 庸夫君

（以上三月二日提出）

一昨二日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

請願委員 土屋清三郎君（山田助作君
補闕）

第二部選出

建議委員 高田 耘平君（海野數馬君
補闕）

一去二日辭任シタル當任委員左ノ如シ

第三部選出決算委員 松谷與二郎君

一去二日特別委員委員長補闕選舉ノ結果左
ノ如シ

六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案
（犬養健君外四十四名提出）委員

委員長 寺田 市正君（委員長磯部尙
君去二日委員辭任ニ付其ノ
補闕）

一去二日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ
如シ

六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案
（犬養健君外四十四名提出）委員

理事 川橋豐治郎君（理事原吉郎君二
月二十八日委員辭任ニ付其ノ
補闕）

一去二日委員長選定ノ結果左ノ如シ

少年救護法案（荒川五郎君外六十六名提
出）小委員

委員長 中野勇治郎君

一去二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如
シ
昭和五年度第一豫備金支出ノ件（承諾ヲ
求ムル件）外十件委員

宮古啓三郎君 長島 隆二君

西方 利馬君 工藤十三雄君

武田德三郎君 大口 喜六君

伊坂秀五郎君 水島彦一郎君

窪井 義道君 豐田 收君

井上 知治君 箸本 太吉君

土屋清三郎君 西脇 晉君

多田 滿長君 駒井 重次君

清 寬君 小山 谷藏君

岡田 忠彦君 犬養 健君

伊藤仁太郎君 船田 中君

宮古啓三郎君 守屋 榮夫君

藤井 達也君 丸山 浪彌君

松尾 孝之君 田中 善立君

小林 錦君 森田 政義君

磯部 清吉君 星島 二郎君

森田 福市君 須之内品吉君

立川 太郎君 西岡竹次郎君

木村 正義君 水久保甚作君

安藤 正純君 高見 之通君

金井 正夫君 鈴木 義隆君

小山 松壽君 添田敬一郎君

原 夫次郎君 武富 濟君

作田高太郎君 清水德太郎君

谷原 公君 齋藤 直橋君

衆議院議員選舉法中改正法律案（政府提
出）委員

大島 寅吉君 福田 虎龜君

清瀬 一郎君 後藤 亮一君

一昨二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關
スル法律案(政府提出)外二件委員

辭任小山 谷藏君 補闕鈴木 正吾君

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員

辭任前田 米藏君 補闕沖島 鎌三君

辭任中島 守利君 補闕陰山 貞吉君

辭任鈴木 義隆君 補闕喜多 孝治君

辭任八田 宗吉君 補闕坪山 德彌君

辭任綾部健太郎君 補闕林 路一君

六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案
(大養健君外四十四名提出)委員

辭任鈴木吉之助君 補闕寺田 市正君

辭任磯部 尙君 補闕沼田嘉一郎君

辭任沼田嘉一郎君 補闕大山斐瑳磨君

少年救護法案(荒川五郎君外六十六名提
出)委員

辭任作田高太郎君 補闕山崎 儀重君

一昨三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第三部選出

決算委員 鈴木 正吾君(松谷與二郎
君補闕)

一昨三日常任委員理事補闕選舉ノ結果左ノ
如シ

請願委員

理事 本田彌市郎君(理事山田助作君
三月一日委員辭任ニ付其ノ補
闕)

一昨三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任
委員左ノ如シ

第一部選出

決算委員 鈴木吉之助君

一昨三日委員長及理事五選ノ結果左ノ如シ
昭和五年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ
求ムル件)外十件委員

委員長 宮古啓三郎君

理事

西方 利馬君 豐田 牧君

多田 滿長君 駒井 重次君

衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提
出)委員

委員長 岡田 忠彦君

理事

大養 健君 須之内品吉君

守屋 榮夫君 森田 政義君

清水德太郎君 谷原 公君

一昨三日特別委員委員長補闕選舉ノ結果左
ノ如シ

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員

委員長 原 惣兵衛君(委員長前
任ニ付其ノ補闕)

一昨三日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ
如シ

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員

理事 藤山 貞吉君(理事原惣兵衛君
本日委員長ニ當選ニ付
其ノ補闕)

一昨三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
工業組合法中改正法律案(政府提出)委員

辭任松尾 孝之君 補闕林 儀作君

日本製鐵株式會社法案(政府提出)外一件
委員

辭任林 儀作君 補闕松尾 孝之君

○議長(秋田清君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、諸君、昨三日早曉東北三陸地方ニ於テ

大震災災區ニ海嘯ノ爲メ、同地方民ガ不測
ノ慘禍ヲ被リマシタルコトハ、洵ニ同情ニ
堪ヘヌ次第デアリマス、又之ガ爲メ歿死者
モ多數アリタルヤニ報セラレテ居リマス、

是等ノ人々ニ對シマシテ、茲ニ謹シテ深ク
哀悼ノ意ヲ表シマス(拍手)尙ホ其内ニハ滿
洲派遣軍將兵ノ家庭モ數百ニ及ブトノコト
デアリマス、之ニ對シテハ國民ハ宜シク慰
藉ヲ爲シ、將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム
ルヤウカメタイト考ヘマス(拍手)——此際

內務大臣ヨリ、東北地方震災被害狀況ニ付
キ、報告ノ爲メ發言ヲ求メラレマシタ、之
ヲ許シマス——內務大臣山本達雄君

(國務大臣男爵山本達雄君登壇)

○國務大臣(男爵山本達雄君) 私ハ東北地
方震災ノ大略ヲ御報告ヲ致シマス、昨朝東
北地方、北海道、關東地方及本州中部地方

ニ起ッタ震災ノ被害ノ情況ヲ申述ベ、マスレ
バ、被害ハ強震地帯、殊ニ岩手縣ニ於キマ
シテ甚シク、宮城、青森、北海道之ニ亞ギ、

其海岸地方ニ於キマシテハ何レモ海嘯ヲ伴
ヒ、又岩手縣釜石町ニ於キマシテハ、地震

ト同時ニ火災ヲ起シマシテ、右以外ノ地方即
チ山形、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、

神奈川ノ各府縣ニ於キマシテハ、被害ハ極
メテ僅少デアリマシテ、死傷者、倒潰家屋ハ

ナイトノ知事ヨリノ報告ニ接シテ居リマス、
尙ホ昨日早速飛行機ニ依リマシテ、震災

地方ヲ觀察セシメマシタ事務官ノ報告ニ依
リマス、宮城縣金華山以北ヨリ岩手縣ノ

海岸ニ亙リ、一帯ニ其被害大キク、倒潰セ
ル家屋等相當多ク且ツ流失セル木材竝ニ流
失船舶、家屋ノ破片等ガ海岸一面ニ浮ンデ

居ル狀態デアリマシテ、取分ケ釜石町附近
各部落ニ於キマシテ、其情況最モ慘澹タル
モノト認メタト云フコトデアリマス、而シ
テ其情況ハ昭和五年北伊豆地方震災當時ノ

被害ヲ、遙ニ凌駕スルノ有様デアリマス、
今、人及家屋其他ノ被害ニシテ、本日午前
零時マデニ、判明致シマシタル分ヲ申シマ
スレバ、次ノ通りデアリマス

死傷者等ノ數ヲ縣別ニ申述ベマスレバ、
岩手縣ニ於キマシテハ、氣仙、九戸、下閉
伊、上閉伊ノ四郡ガ主デアリマシテ、死者

千三百八十名、傷者二百七十六名、行方不
明ガ六百九十六名デアリマス、宮城縣ニ於

キマシテハ、牡鹿、本吉、桃生ノ三郡ガ主
デアリマシテ、死者百三十六名、傷者二十

五名、行方不明ガ二百二十七名デアリマス、
青森縣ニ於キマシテハ、三戸、上北ノ二郡

ガ主デアリマシテ、死者八名、傷者三十七名、
行方不明ガ二十一名デアリマス、北海道ニ於

キマシテハ、日高國ガ主デアリマシテ、死者
十一名、傷者無シ、行方不明ガ四名デアリ

マス、以上ヲ總計致シマスレバ、死者千五
百三十五名、傷者三百三十八名、行方不明

九百四十八名デアリマス、次ニ家屋ノ損害
ニ付キ申述ベマスレバ、岩手縣ニ於キマシ
テハ、倒潰ガ九百七十一戸、流失ガ二千四

百五十三戸、焼失ガ二百一十一戸、浸水ガ五千四百四戸、計八千六百七十九戸デアリマス、宮城縣ニ於キマシテハ、倒潰ガ二百八十三戸、流失ガ四百四十戸、浸水ガ二千二百二十九戸、計一千九百五十二戸デアリマス、青森縣ニ於キマシテハ倒潰ガ十三戸、流失ガ五十九戸、浸水調査中、計七十二戸デアリマス、北海道ニ於キマシテハ、倒潰ガ十二戸、流失十一戸、浸水七十戸、計九十三戸デアリマス、以上家屋ノ被害ヲ總計致シマスレバ、倒潰ガ二千二百七十九戸、流失二千九百六十三戸、焼失二百一十一戸、浸水六千三百四十三戸、計一万七千九百六十六戸デアリマス、更ニ震災ニ伴フ海嘯ニ因リ左ノ如ク船舶ノ流失ヲ見マシタ、宮城縣ガ千九十六隻、青森縣ガ三百七十隻、北海道ガ十四隻、岩手縣ハ目下マダ調査中デアリマス、右ノ外漁具ノ流失モ相當多數ニ上ル見込デアリマス、以上ガ昨日ノ震災ニ因ル被害状況ノ大要デアリマス

次ニ震災直後内務省ノ取りマシタ應急措置ヲ申シマスレバ、取敢ヘズ事務官ヲ飛行機ニ依リ昨日震災激甚地ニ急派致シマシテ、一般状況ヲ視察セシメマシタ、又救護状況ノ視察ノ爲メ、事務官ヲ現地ニ急行セシメマシタ、尙ホ又本日ハ丹羽社會局長官ヲ同地ニ派遣セシメマシテ、罹災地全般ノ救護實施上、遺憾ナカラシメンコトヲ期シテ居ル次第デアリマス、別ニ土木ノ事務官、技師兩名ヲ現地ニ急行セシメ、其方面ノ善後措置ヲ講ゼシメルコト、致シマシタ

次ニ罹災地方ノ警備状況ニ付キマシテ申シマスレバ、岩手縣ニ於キマシテハ、地震發生ト同時ニ、知事ハ非常警備規定ニ基イテ、非常警備司令部ヲ設ケ、縣下警察官ノ全員非常召集ヲ行ヒ、罹災地ニ應援警察官百名ヲ急派致シマシテ、警備ノ萬全ヲ期シマスルト共ニ、極力被害状況ノ視察、情報蒐集ニ努メマシタガ、縣下一般ニ警備上何等ノ事故ハゴザイマセヌ、唯情報ノ蒐集ニ付キマシテハ、僻遠ノ地デ、而モ通信機關杜絶ノ爲メ、極メテ困難ヲ感ジツ、アル状況デアリマス、宮城縣ニ於キマシテハ、縣警察部ヨリハ直チニ應援警察官ヲ派遣シ、警備及救護等ノ状況視察ニ當ラシメマシテ、目下遺憾ノ點ヲ認メマセヌ、尙ホ青森縣及北海道ニ於キマシテハ、主要地方ニ警察官ヲ派遣シ、治安維持上萬遺憾ナキヲ期シテ居ル次第デアリマス

次ニ罹災者救護ノ状況ニ付キ申述ベマスレバ、罹災者ニ對スル應急救護ニ關シマシテハ、目下各關係縣並ニ町村等ニ於キマシテ、全力ヲ傾倒シテ救助ノ遺漏ナキヲ期シツ、アリマスガ、今其主要災害地ノ状況ヲ申述ベマスレバ、岩手縣ニ於キマシテハ、縣職員ヲ各罹災中心地ニ派遣シ、地元町村當局、並ニ關係諸團體ト協力致シマシテ、應急救助ノ方法ヲ講ゼシメマシタ、其概況ヲ述ベマスレバ、各罹災中心地ニ救護本部ヲ設ケ、炊出シヲ行ヒツ、アリ、又取敢ヘズ學校寺院等ヲ避難所ニ充當シテ、罹災者ヲ收容セル外、小屋掛材料ヲ取纏メ、急

速收容設備ヲ開設スル見込デアリマス、又醫療ニ付キマシテハ、縣醫師會ノ協力ヲ求め、特ニ同會ヨリ醫師ヲ罹災地ニ派遣シ、負傷者ノ治療ニ努メツ、アリ、尙ホ東北帝國大學ヨリモ、更ニ醫師ヲ派遣スル見込デアリマス

次ニ食糧被服其他日用品ノ配給ハ、縣ニ於キマシテ直接之ヲ行フコトトシ、各地ノ警察署ヲ通ジテ、各罹災者ニ支給ヲ爲シツ、アリマス、尙ホ義捐金、金品ノ募集ニ付キマシテハ、縣ニ於キマシテ聯隊區司令部、青年團、在郷軍人分會、愛國婦人會等ノ各團體ト協力致シ、既ニ其募集ニ著手致シテ居リマス、同縣ニ於キマシテハ、罹災救助ニ要スル經費トシテ、直チニ豫算ヲ追加シ、罹災救助基金約十七萬圓ヲ支出ノ見込デアリマス、救護ニ萬遺憾ナキヲ期シテ居ル次第デアリマス

次ニ宮城縣デアリマスガ、縣ニ於テハ震災直後、各町村當局、青年團體、在郷軍人會等ヲ督シ、各罹災者ニ對シテ炊出シヲ行ヒ、當面ノ食糧給與ニ遺漏ナキヲ努メツ、アリマス、尙ホ住宅ノ流失倒潰セルモノ、相當多數ニ上ル爲メ罹災地ニ於キマシテハ、取敢ヘズ小學校、寺院等ヲ避難所ト爲シ、罹災者ノ收容ニ充テツ、アリマス、負傷者ニ對スル醫療ニ付キマシテハ、恩賜救護施設カラ救護班ヲ出シ、尙ホ縣赤十字支部、及第二師團所屬救護班ト協力シ、罹災地方ニ救護所ヲ設ケ、負傷者ノ應急手當ヲ行ヒツ、アリマス、更ニ救護物資ノ供給デアリマス

ガ、目下ノ所罹災地方ニ於キマシテハ、食糧品ハ特ニ窮乏ヲ告グルコトナキ模様デアリマスガ、海嘯ノ襲來アリタル爲メ、衣類、防寒具ノ缺乏ヲ見マシタノデ、第二師團司令部カラ毛布二千枚ヲ借入レ、既ニ罹災地ニ發送致シマシタガ、尙ホ衣類ニ付テモ、縣ニ於テ急速現品ヲ調達送付ノ手配ヲ致シマシタ

青森縣ニ於キマシテハ、罹災救助ヲ要スト認メルモノハ、目下上北郡、三澤村外一箇村ノ見込デアリマス、縣ニ於キマシテハ直チニ關係職員ヲ派遣シ、炊出シ、衣服、小屋掛等、必要ナル救助ニ關スル手配ヲ了シ、救助上遺憾ナキヲ期シツ、アリマス

最後ニ北海道ノ状況デアリマスガ、目下判明セル罹災地ハ、日高國ノ一部デアリマス、支廳長及地元村長ヲ督勵シ、ソレム罹災救助ニ努メツ、アル状況デアリマス

以上簡單ナガラ昨朝ノ地震並ニ其被害、警備ノ状況ノ大要ヲ申上ゲマシタガ、尙ホ復舊復興等ニ付キマシテハ、關係道縣等ト協議致シマシテ、萬遺憾ナキヲ期シタイト思ウテ居ル次第ゴザイマス、此點御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(秋田清君) 只今司法大臣ヨリ發言ヲ求メラレマシタ、之ヲ許シマス——司法大臣小山松吉君

(國務大臣小山松吉君登壇)

○國務大臣(小山松吉君) 諸君、最近長野縣下及長崎縣下ニ發生致シマシタル不祥事件ニ付テハ、諸君ニ於カセラレマシテモ、

日夜御心痛ノコト、御推察申上ゲルノデア
リマス、政府ニ於キマシテハ銳意其取調ニ
從事致シマシテ、其真相ヲ明ニシタイト努
メテ居リマス、目下未ダ取調中デゴザイマ
スルガ、今日マデ取調ヲ致シマシタ程度ヲ、
次ノ本會議ニ於テ諸君ニ御報告致シタイ
ト考ヘテ居リマス、此段御報告申上ゲマス
(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第一、外國爲替管
理法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長
ノ報告ヲ求メマス——委員長木暮武太夫君

第一 外國爲替管理法案(政府提出)

報告書

一 外國爲替管理法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
昭和八年三月三日

委員長 木暮武太夫
衆議院議長秋田清殿

(別紙)

外國爲替管理法案中左ノ通修正ス
第八條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ
付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲メ外國爲替
管理委員會ヲ置ク
外國爲替管理委員會ノ組織及權限ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

附帶決議

政府ハ本法ノ重大性ニ鑑ミ外國爲替管理
委員會ノ組織及人選並本法實施ニ關スル

機關ノ充實ニ就キ實際ニ適切ナラシムル
爲萬遺憾ナキヲ期スヘシ
(木暮武太夫君登壇)

○木暮武太夫君 只今議題トナリマシタ外
國爲替管理法案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ
御報告致シマス、本案ハ外國爲替取引ノ全
般並ニ通貨及金ノ輸出等ニ付キマシテ、制
限又ハ禁止スルコトヲ命令ヲ以テ爲シ得ベ
キ所ノ、廣汎ナル權限ヲ政府ニ與ヘヨウト
スルコトヲ骨子ト致シマシテ、更ニ外貨證
券ノ處分ニ付テハ、政府ニ絕對權ヲ付與セ
ントスル所ノ法案デアリマシテ、貿易、金
融、産業ニ影響スル所ハ勿論、物價問題ヲ
通ジマシテ一般經濟界ニ深キ影響ヲ及ボス
所ノ、重大ナル法案デアルト信ズルノデア
リマス、更ニ本質カラ本外國爲替管理法案
ヲ調ベテ見マスルト、明治維新以來我が對
外貿易ノ基調トナリ、原則トナリ、指導精
神トナテ居、タ所ノ、自由通商主義ニ取換
フルノニ、所謂統制主義ヲ以テシヨウトス
ル所ノ、日本ノ經濟史上カラ見ルト、一ツ
ノ新シイ時期ヲ劃セントスル、非常立法、デ
アルコトハ申ス迄モアリマセヌ、隨テ實施
サレタ晩ニ於テ、我が經濟全般ニ及ボス影
響ノ深刻デアリ、且ツ廣イ點ニ於テハ、今
迄本議場ニ出デタコトノナイ程ノ經濟立法
デアルト申上ゲテモ差支ナイノデアリマ
ス、委員會ヲ開キマスコトハ十回ニ互リマ
シテ、各委員諸君カラ極メテ熱心ニ、國家
的見地ヨリ重要ナル多種多様ノ御質問ガア
リマシタガ、詳細ノコトハ速記録ニ讓リタ

イト思フノデアリマス、此處ニハ本案ヲ審議
スル上ニ付キマシテ、必要ト思ハル、原則
的ノ數點ニ付テ、應答ト共ニ御紹介申上ゲマ
シテ、暫ク時間ヲ御借りシタイト思フノデ
アリマス

先ヅ第一ハ、本法施行ノ目的主旨ハ何處
ニ在ルカト云フ委員ノ質問ニ對シテハ、

政府ハ斯ウ答ヘテ居ルノデアリマス、爲
替管理ノ終局ノ目的ハ、爲替ノ安定ニアル
コトハ申ス迄モナイケレドモ、當面ノ目的
トシテハ三ツニ考ヘラレル、先ヅ第一ハ、

資本逃避ノ防止ヲ徹底的ニスルコト、爲
替ノ思惑ヲ取締ルコト、而シテ間接的ニ

貿易ノ管理ヲ爲スコト、此三ツデアル、去
ル六十二議會デ協賛致シマシタ所ノ、資本
逃避防止法バカリニ於キマシテハ、中々其

ヲ防止スルト云フコトガ出來ナイノデア
ル、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、今迄ノ資本逃避防止
法ニ於キマシテハ、唯外貨證券投資ヲ通ジ
テノ、海外ニ行ク資本ノ逃避ヲ防止スルダ
ケデアッタノデアリマシテ、普通ノ貿易其
他通常取引ヲ通ジマシテ行ハレル所ノ、資
本ノ逃避ト云フモノニ付テハ、資本逃避

防止法ニ於テハ、其效果ヲ發揮スルコトガ
出來ナカッタ、或ハ思惑取引ガ資本ノ國外移
動ヲ伴ハズシテ起ルコトガ多イノデアリマ
スガ、單純ナル資本逃避防止法デハ、此思
惑ヲ取締ルト云フコトニ付テハ、力ガ不足
デアアルノデアリマス、更ニ又各國ガ爲替管

理ヲ致シマシタリ、貿易管理或ハ高關稅ノ

障壁ヲ以テ、自分ノ國ノ國內産業保護ヲ目
的トシテ、洵ニ國際經濟戰ハ複雜デアリ、

急迫致シテ居ルノデアリマスカラ、此意味
カラ見マスルト、我が帝國ノ産業ヲ自衛的
ニ保護スル上カラ言フテモ、此際爲替全般
ノ管理ヲ行フ權限ヲ政府ニ與ヘテ置ク必要
ガアルト云フノガ、本法ノ目的並ニ趣旨ニ

對スル政府ノ説明デアッタノデアリマス
ソレカラ全委員一同ノ要求デモアリ、質
問デモアリマシタコトハ、本案ハ必要ノ場
合ニハ、命令ヲ以テ廣汎ナル色々ノ事ヲ爲
シ得ベキ所ノ、總括的權限ヲ政府ニ一任ス
アル方デアル場合ニハ、國民トシテ安心ガ
出來ルケレドモ、サウデナイ場合ニハ中々
ムツカシイ問題デアアル、故ニ施行命令或ハ
施行細則ト云フモノガアルナラバ之ヲ示シ
テ、此際民心ヲ安心セシムルコトガ必要、デ
アラウ、即チ其實施ニ於ケル所ノ時期デア
ルトカ、段階デアルトカ、程度デアルト云
フモノガ、一般經濟界ニ及ボス影響ヲ考慮
スルナラバ、ドウ云フ程度、ドウ云フ段階
デ、之ヲ命令ニ依ッテ實施スルカト云フコ
トヲ明ニスルコトニ依ッテ、國民ニ安心ヲ
與ヘル必要ガアルト云フノガ、先ヅ全委員
一同ノ質問デアッタノデアリマス、政府ハ之
ニ對シマシテ、本案ハ其實施ノ一切ヲ行
政命令ニ委シテ居ル點ニ於テ、只今ノヤウ
ナ命令細則ト云フモノヲ發表スベシト云フ
御質問ノアルコトハ御尤デアアル、併シ必要
ニ應ジテ適切ナル命令ヲ出スト云フノデア

ルカラ、只今總テノ命令ヲ此處へ出スト云フ譯ニハ行カナイ、唯次ノ如キ心組ヲ以テ本案ヲ實施スルト云フコトヲ言明スルカラ、之ヲ以テ諒解シテ貰ヒタイト申シマシテ、八箇條ノ玆ニ心組ナルモノヲ大藏大臣自ラ發表ニナタノデアリマス、即チ先ヅ第一ニ、資本逃避防止ニ付テハ、現行省令ニ規定シテアルモノ、全部ヲ採用スル、更ニ取締事項ト云フモノヲ追加スルコトガアル、隨テ無爲替輸出ナドニ付テモ取締規定ヲ設ケル積リデアル、ソレカラ第二ニ、爲替ノ思惑取引ハ出來ルダケ之ヲ抑制スル、第三ニ、外國貿易其他正常ナル取引ニ付テハ、成べく迷惑ヲ掛ケナイト云フ心組デ之ヲ實施スル積リデアル、取締ノ必要ヲ生ジタ場合デモ、嚴ニ必要ノ限度ニ之ヲ限ラウト云フ趣旨デアリマス、斯ウ云フ話デアリマス、第四ニハ、外國爲替相場ノ公定ト云フコトガ、法律ニ書イテアルケレドモ、今直チニサウ云フ外國爲替相場ノ公定ト云フコトヲ政府ハ考ヘテ居ナイ、第五ニハ、爲替取引ヲ日本銀行其他ニ集中スルト云フコトガ第三條ニ書イテアリマスルケレドモ、ソレハ今直チニ實行スル考ハナイ、ソレハ萬一ノ場合デアルト言ハレテ居ル、第六ニハ、爲替ノ先物取引ニ付テハ攻究シテ居ルケレドモ、今直チニ實行スル必要ガナイト政府ハ考ヘテ居ル、第七、信用狀ニ付キマシテモ、貿易ニ關係ナキモノニノミ差當リ取締ヲスル考デアルト云フノデアリマス、第八ハ、關東州ニモ或ル範圍ノ取締令ヲ公布スルヤウニシタイト

云フ考デアルカラ、斯ウ云フ心組ヲ以テ本法ヲ施行スルト云フコトヲ以テ、國民ニ安心シテ貰フ材料ニシテ貰ヒタイト云フ、政府ノ答辯デアッタノデアリマス

次ニ質問ガアリマシタコトハ、資本逃避防止ヲ徹底のニシテ、爲替ノ思惑取締ト云フモノヲ徹底のニシテ、サウシテ由テ以テ爲替安定ニ寄與シヨウト云フ爲ニ、爲替管理ヲ行フノデアアルナラバ、何處ニ爲替安定ノ標準ヲ求メルノダ、言葉ヲ換ヘテ言フナラバ、爲替安定ニ寄與シヨウトシテ爲替管理ヲ行ハレルノナラバ、何處ニ爲替安定ノ目標、爲替相場ノ安定點ト云フモノヲ求メルノデアアルカト云フコトガ、質問デアッタノデアリマス

政府ノ之ニ對スル答辯ハ、各國ノ經濟ガ今日ノヤウニ變動常ナキ狀態ニ於キマシテハ、日本ダケガ今日直チニ爲替相場ノ安定點ト云フモノヲ求メルト云フコトハ蓋シ至難デアアル、唯爲替相場ヲ激動セシメナイヤウニ、變動スル場合ニ其範圍ヲ成べく狭クスルト云フコトヲ、期待致シテ居ルモノデアルト云フノガ答辯デアリマシタ

次ニ此法律ハ資本逃避ヨリ進ンデ、更ニ間接ノ貿易管理ニマデ進メル權限ヲ附與シテ居ルノデ、其實施ノ段階デアルトカ、程度ノ如何ト云フコトハ、國家産業ノ盛衰、或ハ幾多ノ産業活動ニ付テ深キ影響アルヲ以テ、其實行ハ飽マデ慎重デナクテハナラナイ、即チ大藏大臣一人ノ裁斷ニ一任シテ置クト云フコトハ危險千萬デアアル、故ニ民間ノ利

害關係ノアル者、或ハ爲替業務ニ慣熟シテ居ル所ノ人達ヲ入レマシタ所ノ、爲替管理委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、サウシテ之ニ諮問シテ、其實施ニ參與セシムル所ノ考ハ政府ニナイカト云フ、重要ナル質問ガアッタノデアリマス、大藏大臣自ラ之ニ對シマシテハ、大藏大臣一個ノ裁斷ニ、此重大ナル法案ノ實施ヲ任セルト云フコトヲ不安ニ思フト云フコトハ御尤デアアル、故ニ諮問機關トシテ、サウ云フ爲替管理委員會ト云フモノヲ作ッテ、此實施ニ參與セシメヨウト云フコトニ對シテハ、政府ハ贊成デアルト言明サレテ居ルノデアリマス

次ニ爲替管理ノ執行ニ當テハ、其仕事ト云フモノハ極メテ廣汎デアリ、複雑デアッテ、而シテ周到ナル注意ト敏速ヲ尊ンデ、其上ニ且ツ實際のナ仕事ニ適切ナラシメナケレバナラヌト云フヤウナ、事務上非常ニ考慮スベキ餘地ガアルノデアアルカラシテ、現在ノ如ク唯大藏省內ノ一ツノ理財局、或ハ理財局中ノ一ツノ課ト云フヤウナモノニ、此重大ナル法案ノ實施ノ機關ト云フモノヲ任シテ置クト云フヤウナコトデアリマシタナラバ、人員ノ都合カラ云ッテモ、經費ノ都合カラ云ッテモ、或ハ勢力ノ都合カラ云ッテモ、技能ノ點カラ申シマシテモ、洵ニ吾々トシテハ不安心デアアルカラ、宜シク實施ノ機關トシテ、特殊ノ施設ヲ行フ考ハ政府ニナイカト云フ質問ガアッタノデアリマス、之ニ對シマシテハ大藏大臣自ラ、大藏省內ニ爲替管理部門ト云フヤウナモノヲ設ケテ、専門のニ仕事ヲ

サセテ、民間ノ經驗アル者、或ハ商工會所ト云フヤウナモノ、力ヲ借りヨウト云フ考ヲ持ッテ居ルト云フコトヲ、御言明ニナタノデアリマス

ソレカラ本法ハ非常立法デアルカラ、存續期間ヲ定メル必要ハナイカト云フ、委員ノ重要ナル質問ニ對シマシテハ、本法ハ複雜ナル國際經濟戰ニ直面シテ、將來ニ備ヘテ、自衛的ニ日本ノ産業ヲ保護シヨウト云フ目的ヲ以テ立ッテ居ルノデアアルカラシテ、現在ノ國際經濟戰ノ有様ガ解消シマシテ、モウ自由ニ貿易ガ出來ルヤウナ時代ニ、イッ來ルト云フコトガハツキリ致シマセヌケレバ、此法律ニ對シテ存續ノ期間ヲ定メルト云フコトモ、亦從ッテ出來ヌ譯デアルト云フ御答辯デアリマス、

次ニ關東州ガ過去ニ於テ常ニ資本逃避ノ拔穴デアッタ、今度關東州ニ對シテ施行範圍ヲ擴張シテ、關東州ニ之ヲ施行セントスル場合ニ於テ、政府ハドウ云フ考ヲ有ッテ居ルカト云フ、重要ナル御質問ガアッタノデアリマス、之ニ對シテ答ハ、關東州ニ本法ヲ施行スルト云フコトニナリマスナラバ、強制通用力ヲ持ッテ居ル朝鮮銀行券ヲ除イタ、其他ノ正金ノ鈔票ニ致シマシテモ、其他ノ銀建ノ貨幣ト云フモノハ、一切之ヲ外貨ト看做サナケレバナラナイノガ法律ノ建前デアアルケレドモ、併シ是等實際ニ使ハレテ居ル所ノ銀建貨幣ト云フモノヲ、總テ外貨ト看做シテ之ヲ取締ルト云フコトハ、關東州ノ經

濟ヲ壓迫シ、關東州ノ經濟ノ實情ニ副ハザ
ルモノガアルト思フカラシテ、關東州ニ此
法律ヲ施行致ス場合ニ於キマシテモ、特ニ
關東州デ通用シテ居ル所ノ此銀建ノ貨幣ヲ
磅ヤ弗ト同ジヤウニ看做サナイデ、寛大ナ
ル取扱ヲシナケレバナラナイト考ヘル、洵
ニ此問題ハ微妙ナル關係ガアルカラ、關係
各省ト折角考究中デアルト云フデアリマ
ス

最後ニ外貨債ノコトニ付キマシテ、重要
ナル質問ガアッタデアリマス、爲替ガ既ニ
三十四五弗トカ云フヤウナ所デナク、二十
弗臺ニ入ッテ、大體ニ於テ安定シテ、此法律
ガ出來テ、此近所デ安定スルコトニ努メル
ト云フヤウナ時ニ今日ナッテ居ル以上ハ、日
本人ノ持ッテ居ル所ノ外貨邦債ヲ、何等カノ
處置、處分ヲスル所ノ、重要ナル時機ニ達
シテ居ルノデハナカラウカ、言葉ヲ換ヘテ
言フナラバ、先ヅ六億七千四百萬圓ニナッ
テ居ル日本人ノ持ッテ居リマスル所ノ外貨
邦債ヲ、内國債ニ借換ヘルト云フヤウナコ
トヲスル考ハナイカ、或ハ五千五百萬圓ニ
達シテ居ル所ノ外貨地方債ト云フモノモ、
是亦政府ガ保證シテ居ル關係上、是ハ國債
ト同ジデアアルカラシテ、是亦内國債ニ借換
ヘルト云フヤウナ、國策トシテノ處分ヲス
ル必要ニ迫ラレテ居ルノデハナカラウカト
云フ所ノ質問ガアリ、更ニ進ンデハ、今日
世間デ問題ニナッテ居リマスル所ノ、電力會
社ノ致命的打撃デアアル外債問題ヲ何トカ處
分ヲシテ、金融界ノ一ツノ痛ヲ取除イテ、

產業界ノ前途ニ對シテ曙光ヲ與ヘヨウトマ
デ進ンダ御考ハナイカト云フ、御質問ガア
タノデアリマス、之ニ對シマシテハ、此問
題ハ極メテ大切ナ問題デアッテ、政府ハ慎重
ニ考慮ヲシテ居ル、唯常ニ斯ウ云フ問題ヲ
取扱フ場合ニハ、公益ト云フコトヲ中心ニ
考ヘテ、適當ニ處理スル積リデアルト云フ、
極メテ含蓄アル御答辯ガアッタデアリマ
ス

此外金ノ問題、或ハ爲替ノ思惑ノ取締ノ
問題、滿洲ノ幣制、無爲替輸出、海外投資
ト資本逃避ノ區別、取扱方、或ハ經濟封鎖
ハアルデアラウカ、或ハ貿易管理等ニ付キ
マシテ、各委員カラ深刻ニシテ重要ナル質
問ガアリマシタガ、是亦總テ詳細ノコト
ハ、委員會ノ速記録ニ讓リタイト思フノデ
アリマス

討論ニ入りマシテ、政友會ノ委員ヲ代表
シテ、長島君カラ修正案ト附帶決議ヲ提出
致シマシタノデアリマス、即チ長島君ノ提
出致シマシタ修正案ヲ朗讀致シマス

外國爲替管理法案中左ノ通修正ス

第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第八條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ

付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲外國爲替

管理委員會ヲ置ク

外國爲替管理委員會ノ組織及權限ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

斯ウ云フ修正案ガ出タノデアリマス、更ニ

附帶決議ト致シマシテ、長島君カラ

附帶決議

政府ハ本法ノ重大性ニ鑑ミ外國爲替管理
委員會ノ組織及人選並本法實施ニ關スル
機關ノ充實ニ就キ實際ニ適切ナラシムル
爲萬遺憾ナキヲ期スヘシ

斯ウ云フ附帶決議ノ提出ガアッタノデアリ
マス、民政黨員ヲ代表シテ中村君カラ、長
島君カラ提出ノ修正意見ニ賛成、附帶決議
ニ賛成、更ニ本案ノ其他ノ部分ニ賛成ノ御
討論ガアリマシタ、次ニ私ガ讀ムガ如ク、
民政黨員ノ中村君カラ希望條項ノ申出ガ
アッタノデアリマス

希望條項

一、政府ハ在外資產中業務上其他正當ナ
ル理由ニ基キ有スルモノニ非サル外國
證券及外貨資金ノ處置ニ關シ萬遺憾ナ
キヲ期スヘシ

二、政府ハ外國爲替取引ヲ日本銀行ニ集
中スル以前ニ於テモ日本銀行ヲシテ外
國爲替ニ關スル事務ノ監視勸告ヲナサ
シメ資本逃避ト爲替思惑トノ防遏ニ資
スヘシ

三、政府ハ產金ニ關スル取締ヲナシ特ニ
政府ノ獎勵ヲ受クル產金業者ニ對シ產
金處分ノ取締ヲ嚴ニスルト共ニ時價ニ
依リ產金ヲ買上ケ之ヲ國內ニ保有スヘ
シ

四、政府ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地
域ニ於ケル通貨政策ヲ確立シ爲替相場
ニ及ボス惡影響ヲ除去スヘシ

五、政府ハ臨時爲替管理部ヲ設ケ爲替事
務ニ通曉スル實務家ヲモ特別任用シ本
法ノ實施ニ遺憾ナキヲ期スヘシ

斯ウ云フ希望條項ヲ御申出ニナッタノデア
リマス
次ニ國同ノ野中君カラモ、政友會ノ長島
君提出ノ附帶決議ニ關シ、全然賛成デア
ル、修正案ニ對シマシテモ賛成デアルト云
フ御討論ガアッテ、同ジク希望條項ヲ御讀上
ニナッタノデアリマス、之ヲ御紹介申上ゲマ
ス

一、本法ハ廣汎ナル權限ヲ政府ニ附與ス
ルモノナルニ拘ラズ、政府ハ委任命令
ノ内容ヲ明示セザルハ遺憾ナリ、尠ク
トモ政府ハ其帝國議會ニ於テ言明セル
趣旨ヲ嚴守スベシ

二、外國爲替ノ取極ハ速カニ日本銀行又
ハ橫濱正金銀行ヲシテ行ハシムベシ

三、信用狀ノ發行又ハ取得ニ關シテハ貿
易關係ノモノモ包含セシムベシ

四、貨物輸出ニ際シテハ價格ノ全部ニ爲
替ヲ取組ムベシ但シ次ノ場合ハ此ノ限
ニアラス

(一) 銀行ニテ手形取組ヲ爲サザルモノ

(二) 見本貨物

(三) 委託貨物

(四) 仕向地支店キャピタル・ストック資
本在荷

(五) 仕向地檢收ヲ條件トスルモノ

(六) 積出前後ニ支拂ヲ受クベキモノ

(七) 爲替客先勘定ノモノ

(八) 一定金額以下ノ輸出

五、本法ヲ關東州ニ實施スル場合ニハ其
ノ特情ヲ參酌シテ本法所期ノ目的ヲ達
成スベキ様努力スベシ

斯ウ云フ希望條項ノ申出ガアリマシタ、ソ
コデ採決ニ入リマシテ、政友會委員ノ長島
君提出ノ修正案、附帶決議及本案ノ修正以
外ノ部分ニ付キマシテ、採決致シマシタ結
果、滿場一致可決致シマシタノデゴザイマ
ス、今讀ミマシタ希望條項ハ、別ニ採決ス
ル必要ガアリマセヌカラ採決致シマセヌ、
本會ニ於テモ、只今御報告申上ゲマシタ委
員會ト同ジ趣旨ヲ以テ、滿場一致御可決ア
ランコトヲ偏ニ御望ミ致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ニ對シテハ、野中
徹也君ヨリ定規ニ依リ修正案ガ提出セラレ
テ居リマス、便宜上討論ハ第二讀會ニ於テ
之ヲ許可致シタイト思ヒマス——本案ノ第
二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
ス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
ス、

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ
議題ト致シマス

外國爲替管理法案 第二讀會
○議長(秋田清君) 此際本案ニ對スル修正
案ノ趣旨辯明ヲ許シマス——野中徹也君

外國爲替管理法案ニ對スル修正案
右成規ニ據リ提出候也
昭和八年三月三日

提出者 野中 徹也

外國爲替管理法案中左ノ通修正ス

第三條中「其ノ他政府ノ指定スル者ヲ相
手方トスル場合」ヲ「又ハ橫濱正金銀行」
ニ改ム

第四條第一項中「其ノ他政府ノ指定スル
者」ヲ「若ハ橫濱正金銀行」ニ、同條第二
項中「政府ノ指定スル者」ヲ「政府ガ」ニ
改ム

〔野中徹也君登壇〕

○野中徹也君 私ハ只今提案ニナリマシタ
爲替管理法案ニ關シマシテ、私共ガ修正ナ
サントスル點ヲ申上ゲ、更ニ又本案施行ニ當
リマシテ、斯ク／＼ノコトヲシテ貴ヒタイ
ト云フ希望條件ヲ申上ゲマシテ、後ニ本案
ノ是非ニ付キマシテ討論シテ見タイト考ヘ
テ居リマス

先ヅ私共ガ本案ヲ修正スベシト爲シマス
ル點ハ二ツデゴザイマス、其一ツハ、第三
條ニアリマス、日本銀行其ノ他政府ノ指
定スル者ヲ相手方トスル場合ト云フノヲ
訂正致シマシテ「日本銀行又ハ橫濱正金銀
行」トナスト云フコトデアリマス、修正ノ第
二ハ、第四條ノ同ジク「日本銀行其ノ他政
府ノ指定スル者」ト云フ言葉ヲ改メマシ
テ「日本銀行若ハ橫濱正金銀行」ト改ムルコ
トデアリマス、次ニ私共ノ希望意見ト致シ
マシテハ、今委員長ノ述べラレマシタ通り

第二讀會

デゴザイマス、私ハ只今カラ何ガ故ニ、私
共ハ本案ノ修正意見ヲ提出シタカト云フ點
ニ付キマシテ、極メテ簡單ニ申上ゲテ見タ
イト思ヒマス、勿論第三條ノ修正ノ如キハ、
是ハ當然ノ中ノ當然トモ言フベキ問題デア
リマス、殊ニ現ニ大藏大臣自身ガ、私ノ「其
ノ他政府ノ指定スル者」トハ、如何ナルモノ
ヲ指定スルカト云フ質疑ニ對シマシテ、ソ
レハ日本銀行並ニ橫濱正金銀行デアル、斯
様ニ御諒承下サイト云フヤウナコトヲ申サ
レマシタコトニ依テ明デアリマス、勿論斯
様ナル、第三條ノヤウナ爲替取引ヲ、一行
又ハ二行ニ限定スルコトハ、爲替ノ最高限
度ノ管理デゴザイマス、故ニ是等ヲ多數ノ
銀行或ハ其他ノ者ニ限定スベキコトハ、勿
論許スベカラザルコトデゴザイマス、故ニ
大藏大臣ガ日本銀行又ハ橫濱正金銀行デア
ルト斯様ニ言明セラレタコトハ當然デゴザ
イマス、故ニ私ハ斯様ナハハキリトシタ所ノ
御辯明ガアルナラバ、何ガ故ニ茲ニ日本銀
行又ハ橫濱正金銀行ト、明ニ御書キニナラ
ナイカト云フヤウナコトニ對シテ、疑ヲ有
タザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)ソレハ
要スルニ其次ノ項ニアリマス第四條ノ文
字、即チ「日本銀行其ノ他政府ノ指定スル
者」ト云フ、此言葉ガアリマスルカラ、此言
葉ヲ「カモフラージュ」スル爲ニ、此言葉ヲ
使用シマシテ、世ノ中ヲ胡麻化ス爲ニ、殊
更斯様ナ曖昧ナ言葉ヲ使フタノデハナカラ
ウカト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)何故
カトナレバ、此第四條ノ發動ノ場合ヲ私共

ガ質問致シマシタ時ニ、大藏大臣ハ最初ニ
於キマシテハ、ソレハ橫濱正金銀行ト日本
銀行デアル、左様ニ御諒承下サイト明示セ
ラレマシタカラ、私ハ洵ニ満足デゴザイマ
スト答ヘマスルト、席ニ著カレマスルヤ、
隣ノ政府委員ノ御注意ガアッタノデゴザイ
マス、突然立上リマシテ、ソレハ取消シ
マス、其他ト云フモノハ日本銀行、橫濱正
金銀行、其他ノ者ニ許スモノデアリマス
言フテ、甚ダ漠然タル朦朧タル言葉ヲ以テ御
濁シニナッタノデアリマス、故ニ私ハ更ニ左
様ナ漠然タル言葉デアアルガ、此第四條ノ政
府ノ指定スル相手方ト云フモノハ、一私人
ヲ目標トスルモノデアアルカト云フヤウナコ
トヲ質問致シマシタ時ニ於キマシテ、政府
ニ於キマシテハ、公益ニ關スル限り其主體
ハ何レデアアルカト云フコトハ論ジナイモノ
デアアル、斯様ナ言明デゴザイマシタ、思フ
ニ此爲替管理法ト云フモノハ、吾々ノ爲替
ガ暴落致シマシテ、國民經濟生活ガ不安ニ
ナリ、吾々ノ生活ガ不安ニナルヤウナコト
ガアッタハナラスト云フ意味合ヲ以テ出動
スル意味ニ於テ、茲ニ制定スベク提議
セラレタルモノデハナイカト信ジマ
ス、若シ果シテ然リトスルナラバ、本
案提出ノ根本趣旨ト云フモノハ、要ス
ルニ爲替管理、爲替ノ安定ト云フコトガ目
標デアラネバナリマセヌ、若シモ爲替ノ安
定ニ何等ノ關係ノナイ事實ニ對シマシテ、
本案ノ出動ヲ爲スベキコトハ許スベカラザ
ルコトデハナカラウカト私ハ信ズルノデア

リマス(拍手)思フニ今委員長ノ報告ノ終ヒ
ニアリマシタ通り、電力會社ノ社債問題
ガ、此案ノ中ニ包含サレテ居ルノデハナカ
ラウカト私ハ想像スル、若シ電力會社ノ事
業ガ、是ハ勿論公益デハアリマスルガ、斯
様ナ電力會社ノ救済ノ爲ニ本案ノ發動ヲ許
スヤウナコトガアリマシタナラバ、即チ數
個ノ法人ノ爲ニ本案ノ發動ヲ許スガ如キコ
トガアリマシタナラバ、金輸出禁止ノ結果
ニ於テ影響ヲ受ケタル者ハ、唯單ニ電力會
社バカリデハアリマセヌ、幾多ノ農村ノ農
民モ、此金輸出禁止ノ結果ニ因リマシテ、
肥料ノ異常ナル騰貴ニ惱マサレテ居リマ
ス、ソレデアリマスカラ、若シモ爲替管理
法ヲ斯様ナ場合ニ於テ適用サレルコトガ許
サレルナラバ、即チ農村ニ於ケル農民ハ、
或ハ一村、或ハ一郡、或ハ一縣等聯合致シ
マシテ、此金輸出禁止ノ結果ノ損害ヲ、電
力會社ニ補償スルト云フ意味合ノモノヲ以
テ、自分ニモ補償シテ呉レト云フコトヲ提
起シタ時ニ、政府ハ之ニ對シテ「ノー」ト云
フコトハ出來ナイデアラウト私ハ思フ、故
ニ斯様ナ事ヲ許スナラバ、恐ラク日本ノ社
會ハ洵ニ不安トナリ、日本ノ經濟狀態ハ之
ニ依リテ時ニ擾亂ニ導カレルヤウニナルカ
モ知レヌト、私共ハ俱レノデアリマス(拍
手)故ニ私共ハ第四條ノ發動ニ向ヒマシテ
ハ、假令ソレガ公益事業デアリマシテモ、
爲替管理法ノ最終目的ヲ害セザル範圍内ニ
於テハ、即チ其仕事ヲヤラナケレバ此爲替
管理法ガ死ヌカ生キルカ、或ハ此方法ヲヤ

ラズンバ投機思惑ヲ阻止スルコトガ出來ナ
イトカ、或ハ斯ウ云フ風ナ狀態デナケレ
バ、爲替ノ騰落ヲ安定セシムルコトガ出來
ナイトカ、斯ウ云フ最後ノ、最終目的ニ對
應致シマシテ、初メテ發動スベキモノデハ
ナカラウカト確信ヲ致ス次第デゴザイマ
ス(拍手)故ニ私共ハ此場合第四條ヲ修正致
シマシテ「日本銀行若ハ橫濱正金銀行」ト爲
シテ、此四條ノ中ニ含マレテ居ル暗雲ヲ一
掃致シマシテ、明ルイ法律ニスルコトガ、
吾々議員ト致シマシテ執ルベキ責務デハナ
カラウカト考ヘタノデアリマシタ、斯様
ナ意味合ヲ以チマシテ、私ハ此修正意見ヲ
提出致シマシタガ、委員會ニ於キマシテハ、
私人ガ贊成者デゴザイマスガ爲ニ、委員
會ノ議ニ上ラズ此問題ハ消滅シタノデアリ
マス、故ニ私ハ今日吾々同志ノ成規ノ贊同
ヲ得マシテ、而シテ皆様方ヲ通ジテ、此爲
替管理法ノ過チナキ適用ヲ欲スルト云フ意
味合ヲ以チマシテ、此修正意見ヲ提出シタ
理由デゴザイマス(拍手)

更ニ此希望條件ニ關シマシテハ、極メテ
單簡ニ申上ゲマセウ、最初ノ希望條件デ
アリマス、即チ「本法ハ廣汎ナル權限ヲ政
府ニ附與スルモノナルニ拘ラズ、政府ハ
委任命令ノ内容ヲ明示セザルハ遺憾ナリ
尠クトモ政府ハ其帝國議會ニ於テ言明セ
ル趣旨ヲ嚴守スベシ」思フニ此爲替管理法
案程廣汎ナル權限ヲ政府ニ附與シタモノハ
アリマセヌ、而モ此爲替管理法案程施行細
則ニ對シテ杜撰ナモノハナイト私共ハ考ヘ
ルノデアリマス、吾々ガ政府ニ對シマシテ
斯様ナ場合ニハ如何ナル處置ヲ政府ハ執ル
ノデアルカ、例ヘバ信用狀ヲ與ヘル行爲ニ
對シテ、如何ナル制限ヲ附與スルノデアル
カト云フヤウナコトヲ聞キマスル時ニ於
テ、政府ハ之ニ對シテマダ研究シテ居リマ
セヌト云フ言葉デアアル、或ハ爲替管理法
ノ實行方法ヲ如何ニスベキヤト云フコトニ對
シテハ、マダ省議ガ決定シナイト云フヤウ
ナ言葉デアアル、其他幾多ノ斯様ナ狀態ヲ、
速記録ヲ通ジテ皆様方ガ御覽ニナルナラ
バ、能ク御分リノコトデアアル、斯様ナル工
合ニ廣汎ナル權限ヲ、政府ニ附與セラレテ
居ルニ拘ラズ、其施行細則ガ斯ノ如ク不備
デアルナラバ、吾々ハ如何ナル方法ニ依リテ
此爲替管理法ヲ實施セラル、カ、甚ダ分ラ
ナイ、吾々ノ經濟生活、吾々ノ社會生活ニ
非常ナル影響ノアルベキ斯ノ如キ法案ガ、
何等施行細則ヲ明示スルコトナクシテ、不
用意ノ裡ニ議會ヲ通過致シテ、勝手ニ大藏
省官吏ノ御決メニナル通りニスルトルナ
ラバ、吾々國民ト致シマシテ、洵ニ此法案
ノ將來ノ運行ニ付テ、不安ヲ感ゼザルヲ得
ナイノデアリマス(拍手)故ニ是等ノ施行細
則ニ付キマシテハ、私バカリデハゴザイマ
セヌ、吾々ノ同僚ノ諸氏カラ色々ナル質問
ヲ致シマシタ、其結果ト致シマシテ、大約
此法案ハ斯ウ云フ風ナ施行目的ヲ以テ、細
則ヲ決メルノデアラウト云フヤウナコトガ
諒承セラレマシタ、故ニ私ハ此場合第一ノ
希望條件ト致シマシテ「尠クトモ政府ハ其

帝國議會ニ於テ言明セル趣旨ヲ嚴守スベシ」
ト云フ希望條件ヲ附スルニ至ラタノデゴザ
イマス、次ニ第二ノ希望條件ハ「外國爲替
ノ取極ハ速カニ日本銀行又ハ橫濱正金銀行
ヲシテ行ハシムベシ」ト云フノガ第二ノ希
望條件デアリマス、勿論政府ハ本案ノ第三
條ニ依リマシテ「命令ノ定ムル所ニ依リ外
國爲替ニ關スル取引ヲ日本銀行其ノ他政府
ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定ス
ルコトヲ得」ト云フヤウナコトヲ決メテ居
リマスルカラ、最終ノ本案發動ヲ必要トス
ル場合ニ於キマシテハ、當然橫濱正金銀行
又ハ日本銀行ニ爲替取引ヲ集中シテ、其爲
替ノ取極ヲ爲サルベキコトデアラウト思ヒ
マス、併ナガラ大藏大臣ガ之ニ對スル言明
ニ依リマスレバ、現在ニ於テモ矢張從來ヤ
タヤウナ工合ニ、爲替銀行相互間ノ取極ニ
任セテ、特ニ集中固定ヲスル所ノ意思ガナ
イトノコトデゴザイマス、思フニ從來ノ取
引ニ依リマシテ、所謂「インター・バンク」ノ
取引ニ於キマシテ、日本ノ爲替相場ガ激變
ガアリマシタコトハ、皆様方御承知ノ通り
デアルバカリデハナク、私ノ友人デアリマ
スル中島代議士ガ、審ニ此問題ヲ委員會ニ
於テ詳述致シマシタガ、其通り此爲替取引
ノ取極ヲ、從來ノ如キ爲替銀行間ニ委ヌル
時ニ於キマシテハ、吾々ノ期待シテ居ル如
キ爲替ノ安定ト云フモノハ、期スルコトハ
出來マセヌ、何故カトナレバ、是ハ餘リ此
問題ヲ論ジマスルコトハ、長過ギルコトニ
ナリマスルカラ省略致シマスルガ、兎ニ角

從來ノ經驗ニ徴シマスレバ、今マデノ爲替銀行ニ爲替ノ取極ヲヤラセルナラバ、思惑取引ヲ禁止スルコトモ出来ナケレバ、又無爲替輸出ノ禁止モ出来ルカドウカト云フコトヲ疑ハザルヲ得ナイノデアル、即チ本案ノ最終目的デアル爲替管理、其爲替管理ニ依ル所ノ爲替ノ安定ヲ期待スルコトガ出来マセヌ、故ニ私ハ此場合ニ於キマシテハ、斯ル場合ヲ豫想致シマシテ——發動スベキ場合ヲ豫想致シマシテ、直チニ爲替ノ取極ヲ日本銀行又ハ横濱正金銀行ニ委ヌルコトガ、適當ナコトデハナカラウカト思ヒマス、勿論大藏大臣モ將來ニハヤル意思ガアルヤウデゴザイマス、併ナガラ將來事變ガ起リタ場合ニ之ニ處置スルト、何時モ手遅レニナルノデアリマス、所謂警察ノ最終目的ハ司法警察ニアラズシテ、豫防警察ニアルコトハ、皆様方ノ御承知ノ通りデアル、最良ノ醫師ハ病ヲ治スヨリモ、病ニシナイヤウニスルコトニ努力スルコトガ、是ガ最モ名醫タル資格ガアルノデハナカラウカト思フ、此意味合ニ於キマシテ、高橋大藏大臣ハ時折御自分ノ自由主義ニ立脚シテ居ル爲ニ、名醫タル資格ヲ疑ハレル事實ガアルコトヲ、私ハ悲シマザルヲ得ナイノデアル、何故カトナレバ、例ヘバ大正八年、即チ其當時ノ日本ノ好景氣ノ原因デアル……

○議長(秋田清君) 野中君、一寸御注意致シマスガ、今ハ修正案ノ趣旨辯明ノ場合デアリマス、修正案ノ趣旨辯明ハ案ノ説明ニ止マリ、討論ニ涉ルコトハ出来マセヌ(發

言スル者多シ)又自己ノ意見ヲ述べルコトモ出来マセヌ(發言スル者多シ)是ガ先例デアリマス、成ベク寛容ノ態度ヲ執リタイト思フ、タノデアリマスルケレドモ、餘程長ク御掛リノヤウデアリマスカラ、此先例ハ尊重シテ戴カナケレバナリマセヌ、是ダケヲ御注意致シマス——討論ハ通告ノ通り許シマス、討論ノ場合ニ許シマス、アナタハ趣旨辯明ダケヲオヤリニナレバ宜シイ

○野中徹也君(續) 私ハ最初中上ゲマシタ通り、詰リ本案ノ修正意見ヲ中上ゲマシテ、續イテ本案ニ對スル討論ヲ致シタイ、即チ一ヲ以テ二ヲ兼ねル、再ビ此處ニ現ハレマシテ、同様ナル意味合ノ討論ヲ致シマスルコトハ、却テ皆様方ノ御迷惑デハナカラウカト私ハ考ヘタ故ニ、時間ヲ省略スルガ爲ニ趣旨辯明ヲ爲スト共ニ、討論ヲ爲スコトガ、却テ反對ノ皆様方ガ吾々ノ所見ヲ辯駁スルノニ都合ガ好イノデハナカラウカト、斯ウ云フ意味合ヲ以テ述べタノデアリマスガ……

(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ——靜肅ニ

○野中徹也君(續) ソレデスカラ、今議長ノ御發言モアリマス、私ハ議長ヲ尊敬致シマス、恐ラク秋田議長ハ公平ナル議長ニシテ、政友會ノ議長デアアルマイト私ハ考ヘマスカラ、此議長ノ注意ヲ尊重致シマシテ、斯様ナ程度ニ於テ止メマスガ、何レ其次ニ於キマシテ、私ハ本案ニ對スル所謂討論ト致シマシテ、私ノ希望條件竝ニ本案ニ付テ

論議致シタイと思ヒマス、故ニ今ノヤウナ理由ヲ以チマシテ、私ハ第三條第四條ノ修正ガ、本法律案ヲ明ニ明ルク公ケニスルコトガ出来ルト云フ意味合ヲ以テ、提出シタ次第デアリマス、何卒皆様方ニ於カレマシテハ、此問題ニ對シテ御贊同アルコトガ、國家國民ノ爲ニナルコトデハナカラウカト私ハ信ズル次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 此際一言致シマス、修正案ノ趣旨辯明ハ、案ノ説明ニ止メテ、討論ニ涉ルコトヲ得ズ、又自己ノ意見ヲ述べルコトヲ許サルコトハ、先例ノ示ス所デアリマス、只今野中君ノ御演說ハ、修正案ノ趣旨辯明ヲ超エテ、意見ヲ述べラレテ居ルガ如キコトヲ發見致シマシタノデ、御注意ヲ致シタノデアリマス——是ヨリ討論ニ入リマス、通告順ニ依テ發言ヲ許シマス——小笠原三九郎君

(小笠原三九郎君登壇)

○小笠原三九郎君 私ハ只今上程セラレタル外國爲替管理法案ニ對シマシテ、委員長報告ノ通り贊成ノ意ヲ表シ、國同ノ修正案ニ反對ノ意ヲ表スル者デアリマス、今簡單ニ其理由ノ一端ヲ申述べマス

昨年六月第六十二議會ヲ通過致シマシタル現行資本逃避防止法ガ、其後ノ情勢ニ鑑ミテ不十分デアリ、之ヲ擴大強化セネバナラヌコトハ申上グル迄モナイコトデアリマス、今日ニ於キマシテハ、單ニ資本ノ國外逃避ヲ防止スルノミナラズ、爲替市場ノ安定ヲ圖リ、其動搖ヲ防止スル爲ニ、相

當嚴重ニ投機思惑ヲ取締ル必要ガアリ、又場合ニ依リマシテハ、進ンデ貿易管理マデモ實行セネバナラヌコトハ、敢テ多言ヲ俟タナイデアラウト存ジマス、故ニ本法案ヲ提出ハ、内外ノ情勢ニ見テ、洵ニ時宜ヲ得タルモノト申サナケレバナラヌデアラウト存ジマス、併ナガラ此爲替ノ問題ト云フモノハ、單ニ貿易、産業、金融ノミニ止マラズ、物價問題ニ最モ密接ナル關係ガアルノデアリマシテ、國民各個ノ日常生活ニ直接間接至大ナル影響ガアルノデアリマス、ノミナラズ本法案ハ、現行資本逃避防止法ガ其第一條ニ於テ、資本ノ内外移動ヲ取締ル爲メト明定シテ居ルノト異リマシテ、法律發動ノ目的ニ特殊ノ制限ヲ附シテ居リマセヌ、爲替管理ニ付キマシテ、極メテ廣汎ナル權限ヲ大藏大臣ノ行政命令ニ委ネテ居ルモノデアリマシテ、竝ニ又本法ガ爲替管理ノ方法ニ依リマシテ貿易管理、特ニ輸入制限ヲ加ヘルコトヲ可能ナラシムル點ニ於キマシテ、私ハ我が經濟界ニ取リマシテハ、洵ニ劃時代ノ重大法案デアアルト考ヘルノデアリマス、又大藏大臣ノ命令ニ依リマシテ、外國爲替取扱業者ヲ限定スルコトモ出来レバ、爲替相場ノ取極、公定モ出来ル、或ハ信用狀ノ發行及取得、外國居住者ニ信用ヲ與フル行爲マデモ取締ルコトガ出来ル、サウ云フ方面カラ見ルト、海外渡航ノ如キモ取締ルコトガ出来ルシ、謂ハバ所有權ノ一部ニ制限ヲ加ヘ、又營業ノ自由ニモ立入ルコトガ出

來テ、社會生活ノ上カラ見マシテモ、至大ノ影響ガアルト考ヘルノデアリマス、又本法案ハ曩ニ委員長ガ申サレタ如ク、所謂統制的色彩ガ頗ル濃厚ナルモノデアリマシテ、日本ニ於ケル此種立法ノ嚆矢トモ申スベキモノデアラウト存ジマス、之ヲ經濟的見地ヨリ論ジマシタラバ、彼ノ龐大ナル所ノ二十二億三千万圓ノ昭和八年度ノ豫算ニ比シマシテ、一層吾々國民ノ實生活ニ重大ナル影響ヲ投ゲ掛クルモノデアルト申サナケレバナラヌト存ジマス、本法案ノ内容ニ付ギマシテハ御承知ノ通りデアリマシテ、最モ後カラ出來タ法案ダケニ、世界各國ノソレニ比シマシテ、色々ナ事項ヲ網羅シテ居リ、殆ド最高度ノ爲替管理法ト申シテ宜カラウト存ズルノデアリマス、大藏大ノ御説明ニ依リマシテモ明瞭ナル通り、本法案ハ其目的ト致シマスル、第一ニ資本ノ海外ノ逃避ヲ防止スルコト、第二ニ爲替ノ思惑取引ヲ防グコト、第三ニ間接ニ貿易ノ管理ヲ爲スコト、此三ツノ目的ヲ持ッテ居リマスルガ、其全部ヲ即時ニ同時ニ之ヲ實行シヨウトスルモノデハナク、内外經濟界ノ情勢變化ニ應ジマシテ、其必要ヲ感ジタモノヨリ、適當ニ之ヲ實行セントセラレモノデアリ、隨テ或ル意味カラ申シマシタナラバ、本法ハ所謂傳家ノ寶刀トシテ、將來ニ備フル用意デアルト申スコトモ出來ルノデアリマス、果シテ此寶刀ヲシテ能ク正宗ノ名刀ヲシムルカ、將又村正ノ妖劍ヲラシムルカハ、一ニ懸テ將來之ヲ實行ス

ル爲政者ノ手ニ在ルト言ハネバナラヌト存ジマス、本法案ハ實ニ絶大ナル權限ヲ政府ニ委任スルモノデアラ、之ヲ適當ニ實行スル時ハ、事業界、産業界、金融界、其他經濟界各方面ヲ露シ、國民生活ヲ安泰ナラシムルコトガ出來ルノデアリマスルガ、若モ此法律ヲ誤用シ惡用スル者ガアリマシタラバ、經濟界ハドウニデモ爲シ得ルト云フ、極端ナ場合マデモ想像セラレルコトニナルノデアリマス、自然此法律ヲ如何ナル順序ニ依リ、如何ナル範圍ニ於テ、如何ナル方法ヲ以テ御實行ニナルカト云フコトハ、吾々國民ガ最モ知ラントスル所デアリマシテ、之ニ付テ高橋大藏大臣ニ度々御意見ヲ伺フタノデアリマスガ、高橋大藏大臣ハ二月二十二日ノ委員會ニ於キマシテ、サウ云フコトハ其ノ時ノ必要ニ於テ定ムルモノデアアル、豫メ今申上セ兼ネルト云フコトデアッテ、先刻委員長カラ御話ノ八項目ヲ示シテ、本法ノ輪廓ヲ吾々ニ御示シニナッタニ過ギナイノデアリマス、或ハ片鱗殘甲モ尙ホ其全豹ヲ推測スルコトガ出來ル、サウ云フ御考カトモ存ジマスルガ、國民ト共ニ政治ヲスル、斯ウ云フ見地カラ申シマスルナラバ、詳シク一般ニ其内容ヲ明示サルベキガ當然デアルト考ヘマス、併ナガラ本法ガ必要ニ應ジテ行ハレルモノデアルト云フコト、竝ニ本法ノ實施ガ財界各方面ニ與フル衝動ノ輕カラザル點ニ鑑ミマシテ、今日ニ於テハ或ハ此程度ヲ以テ我慢シナケレバナラヌカトモ考ヘルノデアリマス、併ナ

ガラ私共立法府ノ者ト致シマシテハ、ソレ等一切ヲ舉ゲテ大藏大臣ノ行政命令ニ委ネル譯ニハ參ラヌノデアリマス、仍テ本法ノ適用ヲ實際ニ適切ナラシメ、運用上遺憾ナキヲ期スル爲ニ、本法實施上重要事項ニ付テハ、政府ノ諮問ニ應ズル一機關、即チ爲替管理委員會ノ設置ヲ提議申シマシタ所、政府ニ於テモ快ク御賛成ノ旨諒解ヲ與ヘラレマシタノデ、此事柄ガ非常ニ重要性ヲ有チマス所ヨリ、私共ハ法律ヲ以テ之ヲ規定シ置クノ必要ヲ認メ、本案ニ修正ヲ加ヘテ、第七條ノ次ニ第八條トシテ、爲替管理委員會ニ對スル一箇條ヲ挿入シタ次第デアリマス、政府ニ於ケレマシテハ、此一箇條ヲ特ニ法文トシテ挿入シタト云フ事實ニ深く思フ致サレマシテ、立法院ノ意ノ那邊ニ存スルカヲ能ク御酌取リニナリ、此爲替管理委員會ハ單ニ形式的申譯ノモノトセズ、其人選ノ如キモ、是迄ノ委員會ニ見ルガ如キ弊害ニ陥ラズ、眞ニ權威アリ、實力アリ、國民ノ利害休戚ヲ擔當スルニ足ル人ノミヲ選任セラレテ、從來ノ動モスレバ見ラレタルガ如キ、有名無實ノ委員會タラシメズ、其組織ニ於テモ、亦其委員ニ於テモ、力強キ效率ノ多イ所ノ委員會ト爲シ、本法ニ缺陷アリトセバ、其缺陷ハ此委員會ノ力ニ依リテ充スガ如キ組織及人選ヲ爲サレンコトヲ、切々希望シテ已マザル次第デアリマス、若シ夫レ官等デアルトカ、權衡デアルトカ云フ所ニ重キヲ措カレタリ、或ハ又大藏省支配下ニアル特殊銀行會社ノ代

表者ノミヲ委員トセラレルト云フコトデアレバ、私ハ本法修正ノ目的ニ副ハザルコト甚シイモノデアルト斷言致シマス
私ハ又現行資本逃避防止法ガ、其實行上多々遺憾ノ點ガアリ、特ニ人手不足ノ爲ニ、未ダ會テ一度モ實地檢査ヲサレタコトハナイ、斯ウ云フヤウナ實狀ニ鑑ミマシテ、本法實施ニ當リマシテハ、是ガ執行機關ノ充實ニ努メラレ、大藏大臣御言明ノ如クニ、爲替管理部又ハ爲替管理局ノ如キモノヲ御設ケニナリ、必要ニ應ジテ部課員ヲ御任命ニナリ、又其人物ハ其方面ノ專門家「エキスパート」ヲ囑託スルトカ、經驗實務ニ當レル者ヲ特別任用スルトカシテ、眞ニ本法ノ效果ヲ活潑潑地ニ働カセルヤウナコトニセラレンコトヲ切望シ、本法附帶決議ノ如ク、實際ニ適切ナラシメル爲ニ、萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ンデ已マザル者デアリマス
此際申上ゲテ置キタイノハ、私共ハ他派ノ如クニ、單ニ政府ニ實行スル責任ヲ負ハセナイ所ノ希望條項ヲ附シテ、自己陶醉ニ満足セントスル者デハアリマセヌ(拍手)院議ヲ以テ是ガ實行ヲ要請スル者デアリマスルガ故ニ、政府ニ於ケラレテモ、本決議ノ眞意義ヲ御理解ノ上ニ此決議ヲ尊重シ、必ズ實行セラレンコトヲ要請申上ゲテ置キマス、本法案ハ多岐複雑ナル經濟界ノ事象ニ適用セラレルモノデアリ、隨テ其運用ハ最モ周到ナル用意ト、明確ナル判斷トヲ必要トスルノデアリマス、特ニ爲替思惑ノ取

縮ノ如キ、其何レガ思惑デアルカ、其何レガ實需デアルカ、其分界點ハ眞ニ紙一重デアリマス、而モ一步其判斷ヲ誤ラナラバ、或ハ資本ノ國外逃避ヲ助長シ、或ハ貿易産業ノ萎微衰退ヲ招クコトニナルデアリマス、故ニ是ガ實行ノ局ニ當ル者ハ、能ク本法ノ眞精神ヲ諒解シテ、一點ノ私心ヲ挾マス、一抹ノ感情ヲ交ヘズ、國民ノ利福ヲ眼目ト致シマシテ、本法運用ニ過誤ナキコトヲ期セラレンコトヲ望ムデアリマス（拍手）

本法ノ施行命令ハ未ダ明ニサレテ居リマセヌガ、爲替管理法ノ效果ト云フモノハ、此道テ決定セラルベキ命令事項、施行細則ノ如何ニ依テ支配セラレノデアリマス、然ルニ此方面ハ、兎角政府ノ方々ニハ不得手ナ所デアリマシテ、動モスレバ實際ニ遠ザカッタウナモノガ出來ルデアリマス、國民經濟ニ關スル此重大法案ニ對シテ、萬一ニモ實際ニ適用シ難イヤウナ命令規則ヲ御設ケニナルヤウナコトガアリマシテハ、斷ジテ相成ラヌデアリマス、政府ハ委ネラレタル此命令ヲ實施スルニ當リ、能ク之ヲ實際家ノ方面ニ諮ラテ、十分其邊ニ御注意アラントヲ希望致シテ置キマス、高橋大藏大臣ノ過日來ノ御演說ヲ綜合シテ見マスルト、政府ハ爲替管理ニ依ル圓價ノ動搖防止ト、政府豫算ノ運用、日本銀行ノ通貨統制、此三ツニ依リマシテ財界回復ヲ企圖シテ居ラレルヤウニ考ヘラレルデアリマス、即チ爲替管理ニ依リマ

シテ物價ノ水準ヲ高メル、豫算ノ運用ニ依テ購買力ヲ涵養スル、通貨ノ統制ニ依テ、一面ニハ思惑投機ヲ取締ルト共ニ、他面ニハ國內物價高低ノ水準ヲ圖ラレラレルヤウニ考ヘルデアリマス、此方針、此態度ハ洵ニ實際的デアッテ、私共敬服措ク能ハザル所デアリマス、私ハ願クバ本管理法運用ノ大精神ト致シマシテ、産業政策、財政計畫、金融政策ニ確乎不動ノ大方針ヲ御樹テニナリ、以テ我國産業ノ自主獨立、經濟日本ノ更生確立、國民各個ノ福利増進ヲ圖ラレンコトヲ、衷心ヨリ希フテ已マザル者デアリマス（拍手）今ヤ世界財界ノ中心タル北米合衆國ノ金融恐慌ハ漸次擴大ヲ致シマシテ、銀行「モラトリアム」ハ既ニ二十四州ノ多キニ及ビ、預金及貸付ノ四割以上ハ、恐ラク平常ノ働ヲ失フテ居ルト考ヘルデアリマス、或ハ此程度デ済ムカモ分リマセヌガ、併シ何時如何ナル影響ヲ我國ニ及ボシ來ルヤモ測ラレナイデアリマス、假ニ二十弗カラ二十五弗ニ相場ガ回復スルコトガアリト致シマシテモ、我ガ商品ノ價格ハ二割五分ダケ引上ゲラレル勘定ニナリ、對外競争力ヲソレダケ殺グコトニナルデアリマス、漸ク引合フ程度マデ回復シタ我ガ産業界、事業界ニモ、容易ナラヌ影響ヲ與ヘルデアリマスルガ、別シテ製絲業者、延テ繭ノ價格ノ下落ニ依リマシテ、農村ニ及ボス影響ト云フモノハ、想像スルダニ餘リガアルデアリマス、私ハ政府ニ於カレテ、豫メ是等ニ關シテ對案、善處策ヲ御考置キガ願ヒ

タイト存ズルデアリマス、昨日討論ノ中ニ民政黨ノ方ニ、故井上準之助氏ガ不自然ニ爲替相場ヲ吊上ゲテ、多數國民ヲ塗炭ノ苦シミニ陥レタ非ヲ今尙ホ悟ラズ、爲替相場、即チ對外貨幣價值ノ騰貴ヲ喜ブヤノ口吻ヲ洩サレタ方モアリマシタ、國內産業ノ實情ニ副ハザル貨幣價值ノ騰貴乃至回復ト云フモノハ、一部金融資本家ヲ喜バス以外、百害アッテ一利ナイコトハ、既ニ吾々ガ親シク經驗シテ居ル所デアリマス、ソレニ付キマシテモ、今日世界經濟界ハ變轉常ナク、朝ヲ以テタヲ測リ難キ場合スラアルデアリマスカラ、私ハ本管理法ガ爲替相場ノ騰貴ヲ抑制スル方法ニ付テ、未ダ十分ト申シ難イ點ガアル所ヨリ致シマシテ、英國ガ爲替平衡資金制度ヲ設ケテ、不自然ナル騰貴ヲ抑制セントシタル事實ニ鑑ミ、ソレ等ニ對シテ相當ノ御工夫アラントヲ希望致シテ置キマス

尙ホ本法ヲ關東州ニ適用サレルニ付テハ、委員會ニ於キマシテ、審ニ其利弊ト匡正ノ方法トヲ申上ゲテ置イタデアリマスガ、政府ニ於カレマシテモ、同地ノ特殊ナル事情ヲ御洞察ニナリマシテ、機宜ノ措置ヲ誤ラザルヤウ御注意ヲ願ヒタイト存ズルデアリマス、萬一ニモ其適用實際ニ即セズ、所謂角ヲ矯メテ牛ヲ殺スガ如キコトアラバ、日滿ノ經濟的提携ヲ破リ、滿洲ノ開發ヲ阻止スルト云フ、憂フベキ事態ヲ發生スルノ惧ガアリマスノデ、重ネテ茲ニ一言ヲ附加シテ置ク次第デアリマス

爲替管理ノ實行ニ當リマシテハ、尙ホ重大ナル多數ノ問題ヲ殘シテ居リマス、就中本邦人ガ所有シテ居リマス所ノ、本邦外債公社債八億五千四百萬圓、外國證券三億七千三百萬圓ノ處理ノ如キ、又四億二千百萬圓ニ上レル邦人ノ外貨預金及貸付金ノ取扱ノ如キ、更ニ又爲替相場ノ下落ニ依リマシテ、著シク其債務額ヲ増大シタル日本ノ政府、自治體、銀行會社ノ外債公社債ノ處理ノ如キ、又事業上金融上ノ痛ト言ハレテ居ル東京電燈初メ、五大電力會社ノ外債殘高、米貨債一億二千四百萬弗、英貨債四百三十八萬二千磅ノ處理ノ如キ、巧ニ之ヲ安排調理セラレルデナケレバ、恐ラク財界混亂ノ導火線トモナルデアリマセウ、私ハ高橋大藏大臣ガ老軀ヲ提ゲテ、至誠奉公ニ勵マレルコトニ對シテ敬服致シマスト共ニ、必ズヤ是等ノ問題ニ付テモ適當ニ善處セラレルコト、考ヘルデアリマス、未ダ雨降ラザルニ關戸ヲ網繆スルノ用意ヲ以テ、速ニ其解決ヲ圖ラレンコトヲ望ンデ已マナイ者デアリマス

最後ニ一言致シマス、本案ハ之ヲ善用致シマスレバ、救世ノ妙法トナリマスルガ、之ヲ惡用シタナラバ、天下第一ノ惡法トナル懸念ガアルデアリマス、運用ノ妙ハ之ヲ實行スル人ノ如何ニアリマス、私ハ特ニ其衝ニ當ラレル人々ニ對シ、眞ニ經世濟民ノ大信念ヲ以テ、本法ノ實行ニ努メラレナケレバナラスト云フコトヲ熱望シテ、本案ニ諸君ノ御贊成ヲ仰グ者デアリマス（拍手）

○議長(秋田清君) 田中貢君

(田中貢君登壇)

○田中貢君 只今議題トナリマシタ外國爲替管理法案ニ關シ、次ノ希望條項ヲ述ベテ委員長報告通り賛成シ、野中君ノ修正ニ反對セントスル者デアリマス

一、政府ハ在外資産中業務上其他正當ナル理由ニ基キ有スルモノニ非サル外國證券及外貨資金ノ處置ニ關シ萬遺憾ナキヲ期スヘシ

二、政府ハ外國爲替取引ヲ日本銀行ニ集中スル以前ニ於テモ日本銀行ヲシテ外國爲替ニ關スル事務ノ監視勸告ヲナシシメ資本逃避ト爲替思惑トノ防遏ニ資スヘシ

三、政府ハ産金ニ關スル取締ヲナシ特ニ政府ノ獎勵ヲ受クル産金業者ニ對シ産金處分ノ取締ヲ嚴ニスルト共ニ時價ニ依リ産金ヲ買上ケ之ヲ國內ニ保有スヘシ

四、政府ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ於ケル通貨政策ヲ確立シ爲替相場ニ及ボス惡影響ヲ除去スヘシ

五、政府ハ臨時爲替管理部ヲ設ケ爲替事務ニ通曉スル實務家ヲモ特別任用シ本法ノ實施ニ遺憾ナキヲ期スヘシ

是等希望條項ニ關シテ聊カ其趣旨ヲ陳述致シタイト思ヒマス、爲替ノ動搖下落方經濟財政ニ惡影響ヲ及ボスコトハ、今更繰返ス必要ハアリマセヌ、爲替ノ低落ハ物價ノ均衡ヲ破壞致シマシテ、輸入品高、國內品

安ノ結果ヲ招來シ、一部輸出業ノ殷賑ヲ見セマシタガ、國內産業ヲ多ク萎微衰退セシメマシタ、是ガ時局匡救策トナツタ所以デアリマスガ、時局匡救策ハ爲替ノ是レ以上ニ下ラヌト云フコトヲ前提トスルモノデナケレバナリマセヌ、何故ナラバ、時局匡救策ニ依リテ國內物價ヲ高メタト致シマシテモ、爲替相場ガ更ニ下落シテ、輸入品ガ一層高クナルニ於テハ、物價ノ均衡ハ依然トシテ破壞セラレ、匡救策ノ目的ヲ達スルコトガ出來ヌカラデアリマス(拍手)

是ガ我黨ガ金ノ輸出再禁止以來、常ニ爲替ノ安定ヲ主張シ來リ、第六十二議會ニ於テ資本逃避防止法案ヲ提出サレマシタ時ニモ、之ヲ爲替安定策トシテ取扱ハントシタ所以デアリ、第六十三議會ニ於キマシテモ爲替安定ノ必要ヲ力説シ、其後我黨ハ爲替安定ノ政策ヲ社會ニ公表スルト共ニ、政府ニ案ヲ具シテ進言致シマシタ所以ナノデアリマス(拍手) 幸ニ政府ハ我黨ノ主張ヲ容レテ、茲ニ爲替管理法案ヲ提出ヲ見、今將ニ衆議院ヲ通過セントスルニ至リマシタコトハ、我國經濟ノ安定回復ノ爲メ喜バシイコトデアルト共ニ、我黨ノ根本策ノ一ツデアリ、我黨ノミノ主張シ來、タ

此政策ヲ、現内閣ヲシテ實行セシメマシタコトハ、本懷ノ至リト言ハナケレバナラスノデアリマス(拍手) 併ナガラ對米爲替相場二十弗臺ハ、我が經濟ノ實勢ヲ反映スルモノデアリマセヌ、寧ロ實勢以下ニ低下シテ居リマス、之ヲ實勢ニ接近セシメマ

スコトハ今日ノ急務デアリ、況シテ現狀以下ニ下ルコトニ對シマシテハ、是ガ阻止方ヲ執ラナケレバナリマセヌ、大藏大臣ハ吾々ト意見ヲ同ジセラレマシテ、不自然ナ原因ニ基イテ現狀以下ニ低下スルニ於テハ、本法ヲ嚴重ニ適用シ、少クトモ資本逃避ト爲替ノ思惑、見越思惑輸入、無爲替輸出等ヲ取締ルト共ニ、一方財政上ヨリ來ル「インフレーション」ノ惡弊ヲ防止スルコトニ努メルコトヲ明言セラレマシタ、之ニ依リマシテ、本法ヲ實施致シマスナラバ、經濟ノ實勢ニ基カズシテ、異常ナ原因カラ爲替ノ低落スルコトハ、阻止セラレルモノト考ヘマスノデ、茲ニ初メテ我が財界ハ堅實ナ歩ミヲ取ルコトト考ヘルノデアリマス

併ナガラ爲替ガ實勢以下ニ下、テ居リマス重大ナル原因ノ一ツハ、滿洲事件ト之ニ伴フ心理的影響デアリマス、ソコデ近ク滿洲事件ノ圓滿ナ解決ヲ見ルニ至リマスナラバ、爲替ガ急激ニ上ルコトヲ免レヌカモ知レマセヌ、又時局匡救策ガ進ムニ從ヒ、其實效ヲ收メルニ伴レマシテ、國內經濟界ガ活氣ヲ呈シマスナラバ、又亞米利加其他海外財界ノ不安ガ一層深刻ノ度ヲ加ヘマスナラバ、日本人ノ有スル在外資産ハ急激ニ日本ニ還、テ來ルカモ知レマセヌ、若シサウ云フコトニナルナラバ、爲替ノ急激ナル騰貴ヲ免レヌカモ知レマセヌ、是ハ佛蘭西、獨逸、白耳義ノ先例ト、最近ノ英吉利ノ實例トガ明ニ之ヲ示シテ居ルノデアリマス、是

ニ於キマシテ若シ急激ニ三弗、五弗ト回復致シマスナラバ、産業貿易ニ及ボス惡影響ハ恐ルベキモノデアリマス、隨テ假令騰貴スルニ致シマシテモ、徐々ニ騰貴セシメテ、漸次實勢ニ近付カシメルコトガ必要デアリマス、政府ノ發表ニ依リマス、我國ハ昨年ノ九月一日現在ニ於テ、海外ニ外國證券三億七千三百萬圓ト、外貨資金四億二千一百萬圓ト有、テ居リマス、是等ノ在外資産ニ付キマシテハ、私達ハ六十二議會以來、其中デ産業貿易金融業ノ正常ナル取引ニ必要モノト、サウデナイモノトヲ區別シテ、是ガ對策ヲ講ズベキコトヲ主張シ來リマシタガ、今日マデ其兩者ノ區別ノ調査ガアリマセヌ、ソコデ政府ハ速ニ之ヲ調査シテ、正常取引ノ爲メ必要ニ非ザル金額ノ急激ニ我國ニ還リ來タルコトニ付テ、相當防止ノ方策ヲ講ズルナリ——最近英吉利ガ好マシカラザル外國ノ短期資金ガ流入ルコトニ付キマシテ、執リマシタト類似ノ對策ヲ講ズル用意ヲスベキデアリマセウ、私ノ推定スル所ニ依リマス、正常ナル取引ニ不必要ナル在外資産ハ、約五億圓アリマス、若シ之ヲ内地ニ取寄セマシテ、正貨準備ニ繰入レルトシマスナラバ、我が正貨準備ハ九億圓ヲ超エ、弗買逃避以前ノ狀態ニ還リマシテ、圓貨ノ對内信用ヲ高メテ、資本ノ逃避ヲ防止シ得ルト共ニ、圓貨ノ對外信用ヲ高メテ、圓貨ノ投機思惑ヲ阻止スルコトガ出來ルト考ヘマス、併ナガラ今日ノ實情ニシテ、俄ニ之ヲ買上ゲルノ困難ナルモノガアリマスナラバ、在外資産ノ中デ必

要ナル額ト、不用ナル額トヲ區別シテ、正當取引ニ必要ナル金額ノ處分ヲ、猛烈ニ嚴重ニ取締リマシテ、之ヲ確證ニシテ爲替市場ヨリ隔離シ、爲替相場ニ異常不自然ナル影響ノ及ブコトヲ避ケナケレバナラヌト考ヘマス、ノミナラズ在外不用資金ノ豊富ナルコトハ、見越思惑輸入ヲ容易ナラシムル原因ヲ爲シテ居リマス、昨年ノ上半期ト、今年現下ノ輸入ヲ増大シテ居ル原因ハ即チソレデアリマス、爲替ガ低落スレバ輸入ヲ阻止スルコトガ出來ルト稱セラレナガラ、而モ輸入ガ減退致シマセヌノハ、在外資金ノ豊富ナルコトニ因ルコトモ亦忘レテハナリマセヌ、是ニ於テ吾々ハ在外資産ノ中デ必要ナルモノト不用ナルモノトヲ分ケ、之ニ對シテ善處スベキコトヲ希望スルモノデアリマス、是ガ希望條項ノ第一ヲ附シタ所以デアリマス

次ニ尙モ爲替管理ヲ行フナラバ、日本銀行ヲシテ、唯一ノ爲替取引機關クラシメルト云フコトハ、六十三議會ニ於テ、私ノ質問ニ對シテ、大藏大臣ハ明確ニ答ヘテ居ラレマス、唯爲ニ爲替銀行ニ相當ノ影響ヲ及ボスノミナラズ、一行主義ヲ守ツテ、唯一ツノ銀行トノミ取引スル商人ニ、相當不便ヲ與ヘルコトヲ免レマセヌ、ケレドモ爲替管理ノ實施ニハ、先ヅ輸出入爲替ノ實情ヲ知ルコトガ必要デアリマス、隨テ爲替取引ヲ一ツノ銀行ニ集メテ、出入リノ實際ヲ知ルト云フコトハ、爲替管理政策ノ基調ナケレバナリマセヌ、又資本ノ逃避、爲替思惑

ヲ禁壓シ、其他本法第一條各號ノ脫法行爲ヲ防ギマシテ、本法ヲ圓滑ニ運用致シマスニモ、爲替取引ヲ日本銀行ニ集中スルコトガ、望マシイノデアリマス、殊ニ爲替ガ下落步調ヲ取りマスナラバ、銀行モ會社モ個人モ輸出爲替ヲ手持チシテ、銀行間ノ取引ニ出シマセヌ、一方輸入業者ハ思惑輸入ヲ企テ、爲替ノ先約束ヲ致シマス、是ガ昨年秋ニ爲替相場ガ異常ナル暴落ヲ致シタ原因ナノデアリマス、此取締ヲ徹底致シマスニハ、爲替取引ヲ日本銀行ニ集中スルノガ、一番宜イノデアリマス、併ナガラ日本銀行ニ集中シマスレバ、爲替銀行ト商人トニ影響スル所ガ大キイカラ、日本銀行ニ集中スルトシテモ、尙ホ爲替事務ヲ從來同様ニ、爲替銀行ニ委任シテ行ハシムベキデアリマセウ、尙ホ茲ニ至リマス前ニ於テモ、先ヅ日本銀行ヲシテ爲替取引ノ報告ヲ集メサス、サウシテ其取引ノ實際ヲ監視シテ、適當ナル勸告ヲ爲サシムルコトガ、妥當デアルト考ヘマス、是レ私達ガ希望條項ノ第二ヲ附シタル所以デアリマス(拍手)

尙ホ政府ハ金ノ輸出ヲ禁止シナガラ、金ノ國內取引ニ付テ何等ノ取締ヲ行フテ居リマセヌ、政府ノ獎勵スル產金スラ、強制買上ヲ爲サズ、自由賣買ニ委ネテ居リマス、而モ時價ノ二割安ヲ以テ買上ゲマスコトハ、一方ニハ密輸出ガ行ハレ、他方ニハ金融サヘ付キサハスレバ、金ヲ保有シテ爲替ノ値下リヲ待ツト云フ狀態デアリマス、彼ノ獨逸ハ爲替管理ノ實施ト共ニ、金ノ國內取引ニ付テ制限

ヲ設ケマシタ、我國ニ於キマシテモ、管ニ輸出ヲ取締ルノミナラズ、國內取引ヲ取締リ、少クトモ政府ノ獎勵スル產金業者ニ對シテハ、其產金ノ自由賣買ヲ、制限スル一方、時價ニ依ツテ之ヲ買上ゲテ、國內ニ保有スルコトガ必要ダト考ヘマス、金ノ將來ニ付テハ種々問題ガアリ、殊ニ我國ノ如ク東南洋ノ取引ガ、銀貨ニ依ルト云フ國ニ付テハ、金本位制度ノ將來ニ相當ノ疑問ガアルトシテモ、尙ホ金ハ貨幣ノ本位トシテ重要デアリマスカラ、政府ハ之ニ善處サレンコトヲ望ム次第デアリマス(拍手)是ガ希望條項ノ第三ヲ付シタル所以デアリマス

又本法ヲ關東州(適用スルニ當リマシテハ、從來關東州、滿鐵附屬地、滿洲國ヲ通ジマシテ、逃避、思惑ノ行ハレタ事實ニ鑑ミマシテ、是ガ取締ニ注意スルト共ニ、從來是等ノ地方ニ於テ通用致シテ居リマシタ銀票、銀泰安、朝鮮銀行券ノ他ニ、滿洲事件突發以來日本銀行兌換券モ、亦多少通用スルヤウニナリ、朝鮮銀行券ニ至テハ、其流通高ハ殆ト倍加シタト稱セラレテ居リマス、斯ノ如ク銀貨ノ通用スル所ハ滿洲事件ガ起ツテ以來、急激ニ巨額ノ金圓ノ使用ガ増加シマシタコトハ、圓價下落ノ一原因デアルト見ラレルノデアリマス、ソコデ若シ日清、日露戰役當時ト同ジク、銀票ヲ以テ事件費ヲ支辨シマスナラ、恐ラク圓價ノ下落ヲ阻止スルコトガ出來マセウ、併ナガラ今日ノ日滿兩國ノ關係カラ見レバ、問題ヲ簡單ニ取扱フコトガ出來マセヌカラ、政府ハ

邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ於テ、通貨政策ヲ確立シテ、爲替相場ニ及ボス惡影響ヲ除クコトニ努ムベキデアリマセウ、是ガ第四ノ希望條項ヲ附シタ所以デアリマス(拍手)

更ニ管理諮問機關ニ付テ見マスルニ、再禁止下ノ經濟界ヲ支配スル最モ大キイ原動力ハ、爲替相場ト通貨ノ數量トデアリマス、然ルニ本案ハ爲替管理ニ關シマシテ、極メテ廣汎ナル權限ヲ政府ニ與ヘントスルモノデアリマス、隨テ此法律ヲ峻嚴ニ適用致シマスナラバ、爲替相場ヲ釘付ニスルコトモ不可能デアリマセヌ、況シテ寬嚴ノ程度ニ依リマシテハ、爲替相場ヲ或ル程度マデ左右スルコトガ出來マス、是ニ於テ此管理法ヲ運用ヲ、舉ゲテ政府ニ一任シマスナラバ、或ハ我が爲替相場ハ屬僚ノ支配スル所トナル虞ガナイデアリマセヌ、若シサウナレバ屬僚ガ我が經濟界ノ鍵ヲ握ルコトニナリ、一步ヲ誤リマスナラバ、財界ニ取還ヘシ難キ惡影響ヲ及ボスカモ知レナイデアリマス、是レ私達ガ眞ニ爲替ヲ解スル專門家ヲ集メタ、有力ナル委員會ヲ常設スルコトヲ希望シ、本案ヲ修正セントスル所以デアリマス、ノミナラズ本案ノ實施ニ際シテハ、管理機關ノ充實ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、現行資本逃避防止法ノ下ニ於キマシテモ、報告ノ處理、檢査ノ實行ニ缺ケル所ガ少クアリマセヌ、又本法ノ取締ラントスル逃避、思惑ノ事實ニ關シマシテ、我が小川、中島、中村ノ三委員ヨリ、詳細ナル實例ヲ

舉テテ取締ノ程度ヲ質シマシタガ、政府ハ之ニ答フル用意ガアリマセヌ、隨テ現實ニ行ハレタ逃避、思惑スラ取締ラズ、逃シタモノガ少クナイト考ヘマス

斯ノ如キハ色々理由モアリマセウガ、特ニ管理機關ノ不十分ト云フコトニ基クモノニ外ナリマセヌ、是ニ於テ政府ハ其管理ニ關シ、臨時爲替管理部署ヲ設ケテ、人員ヲ充實シテ欲シ、殊ニ爲替ノ問題ハ素人ニハ分リ兼ネマスノデ、眞ニ爲替事務ニ通曉セル實務家ヲモ特別ニ任用致シマシテ、本法ノ運用ニ萬遺憾ナキヲ期シテ欲シト思ヒマス、是ガ希望條項ノ第五ヲ付シタ所以デアリマス

之ヲ要シマスルニ、本法ノ施行ニ關シマシテ、政府ガ以上ノ諸點ニ注意ヲシテ運用致シマスニ於テハ、時局匡救策ト相俟テ、我が財界ハ健實ナル歩ミヲ取ルニ相違ナイト考ヘルノデアリマス、此政策ハ再禁止後直チニ行ハルベキモノデアリマシタガ、ソレガ行ハレナカッタ爲ニ、昨年上半年ノ不景氣ヲ招イタノデアリマス、六月ノ不況狀態ハ、再禁止前ニ勝ルモノデアリ、生絲ノ如キハ四百圓ヲ割ルト云フ慘澹ナル狀態デアリマシタ、斯ノ如キハ再禁止ハシタモノノ、善後策ヲ爲スコトヲ忘レタコトニ基クモノデアリマス、再禁止後ノ二大對策ハ、通貨政策ト爲替政策トニ在ルト思ヒマス、兩者ハ密接不離ノ關係ニ立ツモノデアリマシテ、爲替政策ヲ無視シタ時局匡救政策ハ、到底財界ノ眞ノ安定ヲ得ルコトハ出來マセ

ヌ、幸ニ大藏大臣ハ思フ茲ニ致サレマシテ、本案ノ提出ヲ爲シ、將ニ其成立ヲ見ントスルコトハ、我が財界ノ眞ノ安定ノ爲ニ慶ブベキ事デアリマス(拍手)願クハ本法ノ實施ニ方リマシテ、周到ナル用意ヲ致サレマシテ、寬嚴宜シキヲ得テ、財界ノ安定回復ニ資セラレンコトヲ望ム次第デアリマス、即チ希望條件ノ趣旨ヲ述ベマシテ、委員長報告通リ贊成セントスル者デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、採決ニ入リマス、先ツ修正案ニ付キ採決致シマス——野中徹也君ノ提出セラレタル修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(贊成者起立)

○議長(秋田清君) 起立少數——修正案ハ否決セラレマシタ——次ニ本案ノ委員長報告ノ修正ニ付キ採決致シマス、本案ノ委員長報告ノ修正ノ點ニ、贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(贊成者起立)

○議長(秋田清君) 起立多數——委員長報告ノ修正ノ點ハ可決セラレマシタ(拍手)其他ノ部分ハ原案ノ通り御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、其他ノ部分ハ總テ原案ノ通り決シマシタ——是ニテ第二讀會ハ終了致シマシタ

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

外國爲替管理法案 第三讀會

○上田孝吉君 本讀會ニ於テハ本案ニ對スル討論ヲ爲サズシテ、第二讀會議決ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

(贊成「贊成」反對ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(贊成者起立)

○議長(秋田清君) 起立多數——仍テ本案ハ第二讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ(拍手起立)

○議長(秋田清君) 日程第二及第三ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第二、米穀統制法案、日程第三、米穀需給調節特別會計法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長東武君

第二 米穀統制法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一米穀統制法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月三日

委員長 東 武

衆議院議長秋田清殿

附帶決議

米穀統制ニ關シテハ更ニ調査研究ヲ爲シ米穀政策ノ徹底ヲ期スルヲ必要ト認ムルモ本法施行ニ關シテハ少クモ政府ハ左記事項ヲ考慮スベシ

一本法第二條第二項ノ生産費中ノ租稅公課ノ中ニハ戸數割、水利費、部落費ヲ加算シ更ニ米ノ生産地ヨリ買上場所ニ至ル運賃諸掛リヲ加ヘラレタシ一朝鮮米臺灣米ニ付テハ本法所期ノ目的ヲ達スル爲更ニ徹底的統制ノ方策ヲ講ズベシ

報告書

一米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月三日

委員長 東 武

衆議院議長秋田清殿

(東武君登壇)

○東武君 米穀統制法案外一件ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ二月十六日ヨリ十回開會ヲ致

シマシタ、委員會ニ於キマシテハ、各委員ヨリシテ微ニ入リ細ニ互テ慎重審議ヲ重ネマシタ、又政府モ極メテ慎重ニ質疑ニ應答サレタノデアリマス、本法案ノ要旨ニ付テハ、諸君ガ既ニ御承知デアリマスカラシテ詳シク申シマセヌガ、第一ハ、政府ハ米穀ノ最低最高價格ヲ公定シ、此範圍内ニ於テ買上賣渡ヲ行ヒ、公定價格ノ維持ヲ圖ラントスルノデアリマス、第二ハ、政府ハ米穀ノ數量調節ノ爲メ米ノ出廻季節ニ於テ米ノ買上ヲ行ヒ、月別平均のナラシムル爲メ數量ノ平準ヲ圖ルコト、第三ハ、米穀統制ノ目的ニ依リ、米穀ノ輸出入ニ付キ常時許可制度ヲ探ルト共ニ……(發言スル者アリ)一寸ヤカマシイ、少シ靜ニシテ下サイ——粟、高粱、黍ノ如キモノニ付テ、必要アル場合ハ輸出入ノ制限ヲ爲シ、輸入税ノ増減ヲ爲スト云フノデアリマス、第四ハ、米價ノ公定價格ヲ維持スルニ必要ナル買入賣渡等ニ關聯シテ、貯藏、貸付、交換、加工及整理ノ爲メノ賣渡ト云フヤウナ、細目ニ互テ居ルノデアリマス、第五ニハ、罰則ノ規定ガアルノデアリマス、第六ニ、需給調節特別會計法ノ改正ハ、諸君ノ御承知ノ如ク、現在ノ資金ノ總額四億八千萬圓ヲ七億圓ニ擴張スルト云フノデアリマス、是等ノ要旨ニ對シマシテ、委員會ニ於テハ各種ノ質疑應答ガ重ネラレタノデアリマスガ、之ヲ一々茲ニ報告スルコトハ非常ニ廣汎ニ互ルガ爲ニ、概要ダケヲ御説明申ス次第デアリマスルガ、委員會ヲ通ジテ終始問題ニナッタモノ

ハ、第二條ノ第二項ノ中ニアル「前項ノ最低價格及最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、家計費及物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム」此勅令規定ニナツテ居ルモノガ非常ニ問題ニナツタノデアリマス、故ニ委員會ニ於テハ、政府ガ勅令ノ内容ヲ示サナケレバ、審議ノ仕様ガナイト云フコトデ、屢、政府ニ此要項ノ提出ヲ要求サレタノデアリマス、即チ第二條ニ於テハ、最高最低價格ヲ定メルノニハ、米ノ生産費ニ付テ最低價格ヲ定メ、家計費其他ノ經濟事情ニ依ッテ最高價格ヲ定メル、斯ウ云フ事ガ即チ本案ノ骨子ニナツテ居ルノデアリマス、此第二條ノ規定ガ總テ勅令ノ範圍ニ讓ラレテ居ル爲ニ、審査上非常ニ不便ヲ感ジタ次第デアリマス、委員會ヲ通ジテ生産費ノ問題ニ付テ、終始議論ノ論點トナツタノデアリマスルガ、諸君ノ御承知ノ如ク、此生産費ノ問題ニ付キマシテハ、現行米穀法ニ關シテ昨六十三議會ニ於キマシテ、率勢米價ノ存廢ト云フ事ガ此議場ノ問題トナリマシテ、幾多ノ論戰ノ結果ニ於キマシテ、遂ニ現行米穀法ノ率勢米價ノ項目ハ削除ニナツタノデアリマス、是ガ貴族院ニ參リマシテ、最後ニ兩院協議會ヲ開カレマシテ、其兩院協議會ノ結果、率勢米價ノ適用ハ本年ノ十二月マデ中止スルコトニナツタノデアリマス、即チ生産費ガ率勢米價ニ代ラテ基準ニナツタト云フコトハ、各位ノ御承知ノ通りデアリマス

ソコデ生産費ヲ米價決定ノ基準ト爲スベ

シトノ問題ハ、多年ノ農業界ノ宿望デアリ、又農業界ノ唯一ノ目的デアッタノデアリマス、生産費ガ基準トナレバ農業生産物ノ價格ハ、或ル程度マデハ維持サレ、又農業界ハ之ニ依ッテ經濟的ニ幾ラカ救ハレルモノト、斯様ニ考ヘタノデアリマシタガ、愈、此米穀法ノ昨年ノ改正ヲ實施スルニ方リマシテハ、是ガ全然裏切ラレマシテ、政府ノ米穀委員會ノ諮問ヲ經マシテ、決定セラレタ所ノ米穀生産費ナルモノハ、如何ニモ現狀ニ即シナイ、即チ市場ノ價格ヨリモ却テ低落シテ居ルト云フヤウナ結果ヲ生ジ、又一般米價ハ是ガ爲ニ引摺ラレマシテ、サナキダニ農産物ノ低落シテ困テ居ル農村ノ窮狀ニ、拍車ヲ掛ケルヤウナ結果ヲ生ジタノデアリマス、是ハドウ云フ譯デアリカト申シマスレバ、現行米穀法ノ中ノ施行令ニ於キマシテ、生産費ハ勞銀デアアル、或ハ畜力費、肥料、農具、或ハ資本利子ト云フヤウナ風ノ項目ガ、勅令ニ依ッテハキリ決メラレテ居ルノデアリマス、故ニ此勅令ヲ改廢スルニアラズンバ、此生産費ノ引上ハ米穀委員會ニ於テモ、或ハ政府ニ於テモ、是ガ自由ニナラナイノデアリマス、是ニ依ッテ昨年ノ生産費ヲ基準ニシマシタケレドモ、事實ニ於テハ生産費ト云フノハ諸君ノ御承知ノ如ク、二十圓五十八錢ト云フヤウナ、極メテ安イ生産費ニ置カレテ、是ガ結局此米價ノ即チ農産物ノ價格ヲ低落サセル因ヲ爲シテ居ルト云フヤウナ、結論ヲ生ジテ居ルノデアリマス、ソコデ委員會

ハ此生産費ノ算定基礎項目ニ付テ種々論議サレタノデアリマシタガ、委員ノ大體質問ノ要旨ハ、第一ハ、此生産費ノ項目ノ中ニ戸數割ト云フモノガ入ッテ居ラヌ、第二ハ、水利費ト云フヤウナモノモ見テ居ラナイ、第三ハ、部落費或ハ協議費ト云フヤウナモノガ入ッテ居ラナイ、ソレカラ又モウ一ツ大キナ問題ハ、第四、運賃諸掛リト云フモノガ見ラレテ居ラヌ、運賃諸掛リト云フモノヲ見ルノガ當然デアアルカ否ヤト云フコトハ、相當議論ガアルノデアリマスルガ、之ニ對シテハ專賣局長官ヲ呼ンデ、煙草ノ專賣、鹽ノ專賣、或ハ樟腦ノ專賣等ニ付テ、此運賃諸掛リヲ見テ居ルカドウカト云フコトヲ質問致シマシタガ、之ニ對シテハ煙草ニアッテモ、鹽ニアッテモ、樟腦ニアッテモ、運賃諸掛リト云フモノハ、是ハ生産費ノ中ニ見テ、サウシテ價格ノ公定ヲ致シテ居ルト云フ、斯ウ云フ御答辯ガアリマシタ、又北海道陸軍省ガ糧秣廠ニ於テ燕麥ヲ買フノハ、ドウ云フ風ニナツテ居ルカト云フコトヲ質問致シマシタガ、是モ陸軍政府委員ガ參リマシテ、矢張運賃諸掛リハ生産費ノ中ニ數ヘテアル、斯様ニ答辯ガアッタノデアリマス、然ラバ是等ノ項目ハ生産費ノ中ニ當然加算サルベキモノデアルト云フ論議ガ、委員全體ノ殆ド有力ナル質疑ノ問題デアッタノデアリマス、政府ハ之ニ對シテハ是等ノ項目ヲ生産費中ニ加フルコトニ付テ、大體其趣旨ニハ賛成デアアル、賛成デアルガ、從來之ヲ入レナカッタト云フコトハ

ドウ云フ譯デアルカト言ヒマスレバ、是等ヲ算定スルノニ非常ニ困難ナ點ガアル、故ニ今日マデ生産費ノ中ニ加算サレナカッタノデアルト云フノデアアルガ、此統制案ヲ愈々實施スル場合ニ於テハ、十分考慮ヲ致スト云フ政府ノ答辯デアリマシタ

第二ノ問題トナッタノハ、朝鮮ト臺灣米ノ管理獨占ト云フコトデアリマス、是ハ米穀統制案ノ原案ニハ朝鮮ノ米、臺灣ノ米ハ政府ガ獨占管理スルト云フコトノ原理ニナッテ居ラッタノデアアル、是ハ誰ガ考ヘテ見マシテモ、日本ノ米穀政策ヲ樹テル上ニ於テ、外地米ト云フモノヲ此儘ニ放任シテ置イテ、幾ラ米穀法ヲ運用シテモ、大キナ袋ニ穴ガアッテ、其穴ヲ塞グコトガ出來ズシテ、此米穀統制ヲシヨウト云フコトハ、殆ド是ハ木ニ縁デ魚ヲ求ムルヨリ尙ホ難イモノガアル、若シモ此朝鮮臺灣ノ外地米ヲ統制スルコトガ出來タナラバ、毎年幾千萬圓ノ損ヲスルト云フヤウナコトナクシテ、サウシテ極メテ調節ガ自由ニ出來ルノデアラウト、吾々ハ固ク信ジテ居ルノデアリマシタ、然ルニ今回ノ米穀統制案ニハ此重大ナル問題ガ、何時ノ間ニカ項目カラ消エ去ッテシマッテ居ル、サウシテ極メテ微溫的ナル所ノ——朝鮮臺灣等外地ニ對スル所ノ米ニ對シテハ、出廻期節ニ於テ買入レ、出廻期後ニ於テ賣渡ス、或ハ貯藏ヲ獎勵シテ月別平均デ移出スルト云フヤウナ、極メテ微溫的ナ統制ノ項目ニナッテ居ルノデアリマス、此統制ノ實ヲ如

何ニシテ舉ゲルカト云フコトニ付テハ、植民地米ヲ此儘ニ放任スルコトハ全然出來ナイト云フコトデアリマシテ、屢々委員ノ中カラ此問題ガ論議サレタノデアッテ、拓務大臣、朝鮮總督府ノ政務總監、其他ガ出席致シマシテ、是等ニ付テ質問應答ヲ重ネラレタノデアリマシタガ、永井拓務大臣ハ、

此事ニ付テハ反對力贊成カト云フコトヲ質問致シマスルト云フト、朝鮮ト日本トハ一視同仁デアアル、同ジク 天皇陛下ノ赤子デアッテ、一視同仁デアアル、差別的待遇ヲスルト云フコトハ朝鮮統治ノ上ニ於テ大ナル不便ガアル、故ニ之ニ對シテハ内地同様に統制法ガ——現在ノ政府提案ノ統制法ガ極メテ適當デアルト、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、而シテ又朝鮮ノ產米増殖計畫ト云フモノハ、ドレ迄ヤルノデアアルカ、若シモ現在ニ於テデモ一千万石以上ノ米ガ内地ニ殺到シテ來ルノデアアルガ、是ハ平均一段ニ付テ九斗位シカ獲ッテ居ラス、若シ現在ノ儘ニ置イテモ多少ノ改良ヲスレバ、優ニ二倍三倍ノ増殖ガ出來ルノデアアルガ、是等ノ點ハドウスルノデアアルカト云フコトノ質問ガアリマシタ、之ニ對シテ總督府ハ、朝鮮ニ於テノ產米増殖計畫ハ、失業者ヲ出サナイ程度ニ於テ縮小スル積リデアアル、是ヨリ以上ニ擴張ヲスルト云フヤウナ考ヘ有ッテ居ラス、又自治的統制ヲ爲ス諸般ノ施設ヲナス爲ニ、今豫算ノ要求ヲ致シテ居ル、又產米計畫ヲ縮小スル代リニ、朝鮮ニ於テハ小麥ノ獎勵ヲ致シ、綿ノ栽培ヲ致シテ、サウシテ一定ノ計畫ヲ

樹テルコトノ方針ガ定ッテ居ルト云フコトノ説明ガアッタノデアリマス

最後ニ政友會側ヲ代表シテ、土井權大君ヨリシテ、總括的質問ガ提議サレマシタ、本法ノ第二條第二項ノ生産費中ノ租稅公課ノ中ニハ、戶數割、水利費、部落費ヲ加算シ、更ニ米ノ生産地ヨリ買上場所ニ至ル運賃諸掛リヲ加ヘラレタシト云フ、文書ニ依ッテノ質問デアリマス、後藤農林大臣ハ極メテ率直ニ、且ツ明白ニ、本法施行ニ當リ米穀生産費ノ項目中、現在調査シテ居ル費目ノ外ニ、戶數割、水利費及部落協議費ノ一部ヲ加ヘルコト、竝ニ生産費ノ外運賃諸掛リノ點ヲ考慮スルコトニ付テハ十分攻究ノ上、出來得ル限り御希望ニ副フヤウ致シタク存ジマス、斯様ナ答辯ト聲明ガアッタノデアリマス、討論ニ入りマシテ政友會側ヲ代表致シマシテ河野委員ヨリ、左ノ附帶條件ヲ述ベテ原案ヲ贊成スルト云フ意見ガアリマシタ

附帶決議

米穀統制ニ關シテハ更ニ調査研究ヲ爲シ米穀政策ノ徹底ヲ期スルヲ必要ト認ムルモ本法施行ニ關シテハ少クモ政府ハ左記事項ヲ考慮スベシ

一 本法第二條第二項生産費中ノ租稅公課ノ中ニハ戶數割、水利費、部落費ヲ加算シ更ニ米ノ生産地ヨリ買上場所ニ至ル運賃諸掛リヲ加ヘラレタシ

一 朝鮮米臺灣米ニ付テハ本法所期ノ目

的ヲ達スル爲更ニ徹底的統制ノ方策ヲ講ズベシ

又八田委員ヨリハ一箇ノ希望條件ト致シマシテ

本法施行前ニ於ケル昭和七年度產米ニ付政府ハ適當ノ方法ヲ講ジ、其價格ノ維持ニ努ムベシ

是ハ統制法ガ今年ノ十一月カラデナイト施行ガ出來ナイノデ、昭和七年度米ヲドウスルカト云フコトニ付テ、八田委員カラノ希望條件ガ出テ、斯様ナ案件ガ提出サレタノデアリマス、民政黨側ヲ代表致シマシテ、高田委員ヨリシテ二箇ノ希望條件ガ提出サレマシタ

一 政府ハ本法運用ノ效果ヲ完カラシムル爲メ產業組合、農業倉庫等ヲ指導シ自治的統制ノ實ヲ舉グル施設ヲ講ズルコト

一米穀ニ關スル各般ノ統計調査ノ整備ヲ圖リ以テ本法發動ノ基調ヲ的確ナラシムルコト

國同側ヨリ由谷委員カラ本法案ニ對シテハ贊否ヲ保留シ、本會議ニ於テ意見ヲ發表スルト云フコトデアリマシタ、採擇ノ結果、河野委員ノ提出セル所ノ附帶決議ニ付テハ、滿場大多數ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、他ノ委員ヨリシテ提出セラレタルモノハ、本案ノ贊成ノ希望意見ト認メテ、本會ニ委員長ヨリ報告スルト云フコトニ致シマシテ、民政黨側ヨリ提出サレ、八田委員ヨリ提出セラレタモノハ、採決ヲ致サナイデ、

報告ニ留メルコトニ致シマシタ、最後ニ本

法案二案トモ採決ノ結果、大多數ヲ以テ委員會ニ於テハ可決サレタモノデアリマス、

右御報告ヲ申上ゲル次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 現ニ審議中ノ兩案ノ

中、米穀統制法案ニ對シマシテ、由谷義治

君外一名ヨリ定規ニ依リ修正案ヲ提出セラ

レテ居リマス、仍テ討論ハ便宜上第二讀會

ニ於テ修正案ノ趣旨辯明ヲ聴キマシタル

上、之ヲ許可致シタイと思ヒマス、兩案ノ

第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開

カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全

部ヲ議題ト致シマス

米穀統制法案 第二讀會

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

第二讀會

○議長(秋田清君) 此際米穀統制法案ニ對

スル修正案ノ趣旨辯明ヲ許シマス——由谷

義治君

米穀統制法案ニ對スル修正案

右成規ニ據リ提出候也

昭和八年三月三日

提出者 由谷 義治

外一名

米穀統制法案中左ノ通修正ス

第二條第二項中「米穀生産費」ノ下ニ「相

當利潤」ヲ加フ

第十條中「米穀生産費」ノ下ニ「相當利

潤」ヲ加フ

〔由谷義治君登壇〕

○由谷義治君 米穀統制案ニ對シマシテ、

吾々國民同盟ハ修正意見ヲ提案シマシタカ

ラ、私ハ其趣旨辯明ヲ致スノデアリマスガ、

其趣旨辯明ノ議論ニ對シマシテハ、相當ノ

時間ヲ拜借シタイノデアリマス、苟モ我國農

村ノ重大問題デアリマス、御互ニ眞劍ニ之

ヲ討論スルコトガ、吾々ガ農村ニ對スル唯

一ノ手段デアルト考ヘルノデアリマス(拍

手)

吾々ハ政府ノ提案シマシタ米穀統制法案

ニ對シマシテ、幾多ノ不滿ヲ發見スルノデ

アリマス、其幾多ノ不滿ヲ綜合シテ、私共ハ一

番大切ナ問題ニ對シテ修正意見ヲ提起シタ

ノデアリマスガ、其一番大切ナ問題ヲ結論ス

ル爲ニハ、其前提トシテノ幾多ノ不滿ヲ申上

ゲマセヌト、吾々ノ議論ガ徹底シナイノデ

アリマス(拍手) 吾々ハ米穀統制法ノ建前

ガ、一方ニハ消費階級、一方ニハ生産階級、

此二ツノ利害ノ相對立シタ觀念ノ上ニ立ッテ

居ルガ爲ニ、生産者ニモ餘リ有難クナイ、

消費者ニモ餘リ有難クナイ、斯ウ言フタ不

徹底ナ法案デアアルコトヲ衷心カラ遺憾ト致

シマス、若シ出來ルナラバ、米穀政策ハ農

村バカリニ向テ發動シテ宜シイ、若シ米ノ

相場ガ一石百圓ナラ百圓デモ宜シイ、其代

リ米ヲ買テ食ヘル消費階級ニ大キナ生活

ノ脅威ガ來ルナラバ、是ハ別ノ社會立法ニ

依テ整理シテ宜シイ、米穀統制法ガ現行ノ

米穀法ノヤウニ、或ハ數量ノ調節トカ、或

ハ價格ノ統制トカ、妙ナ所ニコダワッテ居

ル、二元的目的ニ立ツ所ノ、吾々ハ非常

ナ缺陷ヲ發見スルノデアリマス、斯ウ云

フ建前ニ致シマシタカラ、米穀統制法ノ内

容ニ於テモ幾多ノ缺陷ガアル、其缺陷ノ一

ツトシテ特ニ此法律ガ最重要ナル點ヲ、

所謂勅令、所謂命令ニ悉ク委シテ居ルコト

ヲ指摘シタノデアリマス、先程日程ノ第一

ニ於ケル爲替管理法案ニ於テモ、同様ナ非

難ガアッタヤウデアリマシタガ、米ノ生産費

ヲ決メルノニモ、家計費ヲ決メルノニモ、

サウシテ之ニ物價其他ノ經濟事情ヲ綜合斟

酌シテ、最低米價、最高米價ヲ決メルノニ

モ悉ク其具體の方針ハ、曰ク勅令デアリマ

ス、吾々ハ日本ノ政治ガ形ハ議會政治デ

アデモ、其實際ノ内容ニ於テハ今尙ホ昔ノ

官僚主義ガ現ハレテ居ルコトヲ衷心カラ遺

憾ト致シマス(拍手) 官僚主義ハ即チ反社會

制デアリマス、吾々ノ議員ノ審議權ニ對シテ

之ヲ無視セントスル傾向サハアル、而モ今

日官僚ノ諸君ガ傳統政治ニ加フルニ近世流

行ノ新シイ衣ヲ無斷デ借用シテ著テ、官僚

「ファッショ」ノ力強イ表現ガ勅令命令主義

ニ在ルコトヲ衷心カラ遺憾ニ存ジマス、斯

ウ云フ本法ノ建前カラ見マスルト、吾々ノ

希望スル所、吾々ノ要求スル所、悉ク之ヲ

勅令命令ヲ作ル所ノ官僚ノ城廓ニ委ネナケ

レバナラナイ、私共日本ノ政治ニ對シテ、大

キナ煩悶ヲ有タザルヲ得ナイノデアリマ

スガ、是ハ別問題ト致シマシテ、唯斯ウ云フ

建前カラ本法ガ立法サレテ居リマスノデ、私

共ノ不安ハ益々多カラザルヲ得ナイ、例ヘバ

本法第二條ニ言フ所ノ最低米價ノ問題デア

リマス、最低米價サヘ決マルナラバ、農民ハ

救ハレテ來ルト云フ考ガ通念デアリマス、而

モ其最低米價ハ必シモ生産費ニ依ッテ決定

シナイ、現ニ委員會ニ於テ農林大臣モハハ

キリ申シマシタガ、生産費ニ更ニ物價其他

ノ經濟事情ヲ斟酌スルカラ、或ハ最低米價

ガ生産費ヲ割ルカモ知レスト言ッテ、若シサ

ウ云フコトニナリマスナラバ、我國ノ農村

ハ本法ノ施行ニ依ッテ非常ナ失望ニ陥ラザ

ルヲ得ナイ、更ニ又其生産費ノ問題デアリ

マス、政府ガ全國ニ於テ千三十軒、更ニ本

年度ニ於テハ二千軒ノ農家ニ就テト申シテ

居リマスガ、此生産費ノ所謂中庸ト言ハル

ルモノ、政府ノ調査ヲ見マス、中庸生産

費ヲ算出スル所ノ一段ノ收穫量ハ實ニ二石

四斗七升デアリマス、然ルニ我國ノ米作田

地ノ平均一段ノ收穫量ハ、農林省ノ統計ヲ見

マシテモ、僅ニ一石九斗弱デアリマス、惡

イ田圃程高イ生産費ガ掛ルト云フ原則ヲ適

用シマスルナラバ、政府ノ言フ中庸生産費

ダケデハ、決シテ日本中ノ農民ノ徹底シタ

救済ハ得ラレナイ、是ハ即チ全國ヲ均一生

産費デ當嵌メヨウトスル所ニ大キナ矛盾ガアル、是モ吾々ノ不滿ノ一ツデアリマス、更ニ又先刻東委員長カラ御報告ガアリマシタガ、所謂生産費其モノニ付テモ、戸數割、部落費、運賃、其他様々ノ缺陷ヲ持テ居ル、更ニ又私ハ吾々ノ不滿ヲ最モ強ク申シタイノデアリマスガ、一體此米穀統制法ガ我國ノ農村ニ影響スル範圍ハ、果シテ全般的デアルカドウカノ問題デアリマス、言フ迄モナク米穀統制法ノ目標ハ、市場ニ出ル米ニ對スル價格ノ統制デアリマス、然ルニ我國ノ一箇年ノ生産額ハ、最近五箇年間ノ平均ヲ見マシテモ、約六千八十万石ニナリテ居リマス、然ルニ市場ニ出ル米ハ、其半分デアアル三千三百万石ニ過ギナイ、アトノ約二千八百万石ハ自作農、小作農ノ直接生産者ガ、自家用飯米ニ潰シテシマフノデアリマス、サウシテ市場ニ出ル所ノ三千三百万石ヲ見マシテモ、其中ノ千二百万石ハ地主ノ階級ガ小作米トシテ取ツタモノヲ賣出スノデアリマス、然ルニ米穀統制法ノ最低米價ハ、生産費ヲ基礎ニシテ、少クトモ生産費ダケノ損ヲサセナイト云フ、一種ノ國家補償デアリマスガ、此國家補償ガ米穀統制法ヲ通ジテ、日本ノ農家ニ及ブ範圍ハ僅ニ自作農、小作農ガ地主ニ拂フタ米ノ餘リ、自家用飯米ノ餘リヲ一戸々々ガ少シジ、賣リマシタ其總計タル、其累積タル二千百万石ニシカ及バナイ、日本中ノ米ノ生産高ノ三分ノ二ニ當ル大多數ノ四千万石ハ、生産費ハ幾ラ高カラウトモ、肥料ガドレ程暴騰シヤウトモ、税金ガ如何ニ高カラウトモ、此米穀統制法ノ保障スル最低米價ニ依ル生産費ニ對シテハ、全然放任無視サレテ居ルノデアリマス、私共此大キナ缺陷ハ獨リ米

穀統制法ノミデハナイ、現行米穀法ニモ是同ジヤウナ缺陷ノアルコトヲ承知シテ居リマスガ、少クトモ日本ノ農民ガ、此米穀統制法ニ依テ自分達ノ米作ニ、少シデモ國家の恩恵ガアルト考ヘルナラバ、是ハ大キナ失望デアリマス、隨テ吾々ハ此米穀統制法ノ成立ヲ機會ニ、政府ガ何トカシテ農家ノ自家用ノ飯米ノ生産費、或ハ地主ニ納付スベキ小作米ノ生産費ニ、相當ノ國家補償ヲスル方法ヲ講ジナカッタコトヲ、衷心カラ遺憾トシテ居リマス(拍手)

更ニ米穀統制法ノ大キナ缺陷ノ一ツハ、政府ノ言フ最低、最高ノ價值ニ於テ、其幅ノ廣イコトデアリマス、是ハ廣イト申スノハ少シク語弊ガアリマスガ、吾々ハ政府ガ統制ト云フ限リニ於テハ、所謂政府ノ統制經濟ニ於テ、私ハ公定米價一本デアルト考ヘテ居ル、此事ハ原則デアラウト考ヘテ居ル、然ルニ農林大臣ハ場合々々答辯ニ多少ノ相違ガアリマス、農林大臣ハ斯ウ申シテ居ル、相當ノ幅ガ必要ト思フ、併シ又無暗ニ廣イノデハイケナイト思フ、斯ウ言フタト思フト、別ノ機會ニ於キマシテハ、幅ガ幾ラアルカト云フコトハ、ハッキリ言ヘナイ、生産費、家計費ノ數字ガ決定スル宿命的ナ問題ト言フテ居リマス、結局吾々ハ米ノ價值ノ問題ニ對シマシテハ、此法案ガ二月ノ中旬ニ衆議院ニ掛リマシタ時ニ、私相當論ジタノデアリマスガ、其論ノ反覆ハ致シマセヌ、唯吾々ハ出來ルダケ幅ヲ狭クスルコトガ、米穀統制法ノ本當ノ筋道ダト主張スルノデアリマス(拍手)サウシテ價值ヲ狹クスルコトハ、下ノ方ノ——最低米價ヲ成ベク高クスル、之ニ依テ生産者ヲ相當救済シ得マスシ、上ノ方ノ價值ハ成ベク縮

メテ安クスル、之ニ依テ消費階級ノ脅威ヲ少シデモ緩和スルコトガ、米穀統制ノ大キナ目的デアルト思フノデアリマスガ、是スラ法案ハ期待シテ立法シテ居ラス

斯ノ如ク指摘シマスルト、吾々ハ全國ノ農村ハ、今度ノ米穀統制案コソ吾々ヲ救フノデアラウト云フ、大キナ期待ヲ持ツデアラウニ拘ラズ、之ニ酬ルニ甚ダ效果ノナイコトヲ衷心カラ遺憾ト致シマスガ、而モ其中デ私共最モ聲高ク主張シナケレバナラヌ問題ハ、農業利潤ノ問題ガ、此法案カラ全然脱却シテ居ル大醜體デアリマス(拍手)

ヲ見マシテ、市價ヲ決定スルコトハ當然ダト信ズルノデアリマス」ト申サレタノデアリマス、而モ此問題ニ關聯シテ、農村經濟ノ大キナ題目デアアル所ノ、硫安肥料ニ關スル相場ノ問題ニモ觸レテ參、タノデアリマス、農林大臣ノ主張ハ生産費「プラス」利潤ガ市價デア、テ宜シイ、此觀念ノ肯定デアリマス、然ルニ米ノ問題ニ觸レテ參リマスルト、農林大臣ハサウ簡單ニハ申サナイ、私此機會ニ農林大臣ガ持ツ農業利潤ニ關スル思想ヲ紹介スルコトヲ極メテ光榮ト思フノデアリマス、農林大臣ハ斯ウ云フ意味デ申シテ居リマス、重要産業統制法ニ於キマシテ、自分達デ作、タ品物ノ値段ヲ自分達決定メル時ニ、利潤ノナイヤウナ唯「コスト」ダケデ、賣ラセルヤウニシナイト云フ意味デ、商工大臣ハ言、タノデアラウト思フ、サウ云フ場合ニ於ケル利潤ヲ考ヘルト云フ觀念ト、米穀統制法デ生産費等ヲ標準ニシテ、公定價格ヲ定メルト云フ場合ノ考方トハ、大變モノガ違フノデアリマスカラ、片方ニ用ヒテ、片方ニ用ヒナイト云フ種類ノモノデハナイト思ヒマス、私共農林大臣ノ言フ、其違フモノト云フ觀念ガ分ラヌ、農林大臣ハ更ニ申シマス「農業者ガ自ラ賣出ス米ノ値段ナドヲ決メテ掛ルト云フヤウナ場合デアリマシタナラバ、是ハ相當ノ利潤ヲ認メナケレバナラヌ、其代リ相當ノ利潤ヲ認メタ以上ハ、ソレ以上ニ賣ルコトハイケナイ、斯ウ云フコトニナル、統制ト云フノハサウ云フ觀念デアリマス、認メルコトハ認メルガ、其代リソレ以上ニハ賣ラセナイ」此農林大臣ノ思想ハ、農民ガ所謂自治的販賣デモスルナラバ、利潤ヲ認メルケレドモ、今ノヤウナバラ／＼ノ狀態

ニ於テハ、政府ハ根本原則トシテ、利潤ヲ認メナイト云フ言葉ニ變ルト思フノデアリマス、結局農林大臣ノ利潤觀念ガ最後ニ到達シマスト、今日ノ我國ノ一般ノ經濟關係ニ於キマシテ、米ヲ自由商品デアリ位置ニ置イテ「米ノ需要供給ノ一般ノ決定ノ中ニ政府ガ入り込シテ行テ、サウシテ最低最高ノ枠ヲ拵ヘテ、其中ニ米ノ値段ヲ織込マウ」斯ウ云フ仕組ガ米穀統制法案ト云フノデアリマス、此利潤ノ問題ヲ生産費ノ枠ノ中ニ入レルカ、生産費ト別ノ所ニ持テ來ルカト云フコトハ彼此レ申シマセヌ、枠ノ中ニ入ラウガ枠ノ中ニ入ルマイガ、結局最低米價ニ農業利潤ヲ認メザル所ニ、我國ノ農村經濟ノ大キナ缺陷ガアルコトヲ指摘スレバ宜シイノデアリマス（拍手）少クモ生産費——生産原價「プラス」利潤ノ原則ヲ認メルカ認メナイカニ、此米穀統制法案ノ大キナ問題ガ殘ルノデアリマシテ、農林大臣ハ斯ウ申ス、最低米價ノ利潤ヲ認メナクテモ、米ノ相場ハ政府ノ決メル所ノ最高最低ノ間ニ置イテ居ル、特ニ米ノ相場ハ如何ナル場合デモ最低相場以上ニ上廻ッテ居ルノダカラ、其上廻ッテ一圓ナリ二圓ナリ三圓ナリガ、農家ノ利潤ニナルカラ、決メル必要ガナイト云フ觀念モ御持チノヤウデアリマス、成程ハサウカモ知ラヌ、サウカモ知ラヌケレドモ、吾々ハ此處ニモ大キナ缺點ヲ指摘シ得ルノデアリマス、何故ナラバ自由經濟市場ニ放任シテ置イテ、米ノ相場ガ二十三圓ダラウト、二十四圓ダラウト、二十五圓ダラウト、ソレデ百姓ガ儲ケヲシテ行ケ、是位危險ナ米穀政策ハナイノデアリマス（拍手）

殊ニ最近ノ傾向ヲ見マス、政府ガ米價

ヲ決定致シマス、實ハ米ノ相場ガ其最低米價カラ餘リ高クナラナイ、高クナラナイ所ニ實ハ從來ノ米穀法ノ非常ナ惱ミガア、タノデアリマス、現ニ政府ガ今度ノ法案ニ附隨シテ米穀資金ヲ二億二千萬圓モ増加シテ、七億圓ノ巨大ナル國家資本ニ依テ、最低米價ノ維持ヲスルト云フ考方ハ、如何ナル場合ニ於テ最低米價ガ來ルカモ知レヌト云フ心配ヲ、政府自身ガ持テ居ル大キナ證據デアリマス（拍手）然ラバ此最低米價ニ於テ所謂最悪ノ場合ニ於テモ、農業ニ對スル相當利潤ガナクテハナラヌコトハ當然ノ道理デアリマシテ、此農業利潤ニ對シテ、政府ガ若シ無情冷酷ノ態度ヲ執ルナラバ、吾々ハ日本ノ農業ノ將來ニ對シテ、衷心カラ寒心ニ堪ヘナイノデアリマス（拍手）私ハ今政府ノ米穀統制法ヲ捉ヘテ來テ、所謂統制觀念ノ理論遊戲ヲシテ居ルノデハナイノデアリマス、問題ハ農民經濟ノ死活ノ緊急問題、此農民經濟ノ死活ノ緊急問題ニ對シテ、相場ノ上ニ浮動性ヲ有ツ所ノ、決マラヌ利益ヲ期待シトロ云フ位、是位農民ニ對シテ冷淡至極ナ態度ハナイト信ズルノデアリマス、一方ニハ重要産業ニ向テ統制ヲ行テ、相當利潤ヲ認メテ居ル、我ガ國民ノ大半ヲ占ムル所ノ農民ニ向テハ何モシナイ、是ハ極端ナ商主義偏重ノ政治的罪惡デアリマス、更ニ又農民ニ對シテハ驚クベキ失政ト言ハザルヲ得ナイ、勅令ヤ命令ノ研究ニ於テ農林大臣ガ御勉強ニナルコトハ御自由デアリマス、農林大臣ノ職務ヲ享樂スルコトハ御自由デアリマス、斯ウ云フ不徹底ナモノニ對シテ、農民ガ若シ本當ニ期待ヲシテ居ルナラバ、其期待ノ破レル時ヲ吾々ハ心配シナケレバナラヌ、日本ノ農民ガ遲鈍ダト云フ

議論モアル、併シ吾々ハ今日農村非常時カラ來ル所ノ農民ノ寧ろ過敏性ニ對シテ、相當強イ心配ヲ有ツコトガ必要デアアル、吾々ガ失望ノ次ニ來ルモノハ何カ、反抗ノ次ニ來ルモノハ何カヲ考ヘル所ニ、吾々ハ農村非常時ノ轉換ニ對シテ、斷ジテ政治的不感症デアテハナラナイノデアリマス、殊ニ最低米價ノ基礎ガ何處マデモ農業利潤ヲ認メナイ所ノ、原價計算主義デアラナラバ、吾々ハ眼前ノ問題ニ於テモ非常ナ矛盾ニ突當ラザルヲ得ヌ、所謂篤農家、所謂勉強農、斯ウ云フ諸君ガ非常ナ努力ヲシ、非常ナ勉強ヲシ、或ハ農事ノ改良、或ハ多收穫ノ工夫、様々ナ事ヲシテ參リマシテモ、是ハ結局生産費ヲ安クスルコトナノデアアル、生産費ヲ定クスルコトニ依ッテ農民經濟ノ打開ヲ圖ラウトスル時ニ、政府ノ謂フ最低米價ノ基礎デアアル所ノ生産費ガ、原價主義デアラナラバ、我國ノ農村ニ篤農家ハ影ヲ潛メルニ相違ナイ、我國ノ農村ニ本當ニ眞劍ナ努力ハナクナルノデアリマス、而モ更ニ之ヲ將來ノ農村經濟ニ適用スルナラバ、農業ノ利潤ヲ認メナイト云フ立法精神ハ、露骨ニ申シマスナラバ、農村經濟ノ打開ニ對スル一種ノ宣戰布告デアリマス、吾々ハ斯ウ云フ觀念カラ日本ノ農村經濟ヲ考ヘルナラバ、我國ノ農村ハ未來永劫無間地獄ニ追放サレルモノデアルト思フ、農村經濟打開ノ基礎デハ決シテナイノデアリマス、此意味ニ於テ私共ハ米穀統制法ノ基礎觀念ニ於テ、相當割合ノ農業利潤ヲ主張スルコトガ、一番今日ノ時期ニ適切有效ナル意見デアアルコトヲ信ズルノデアリマス、殊ニ我國ノ重要産業、重要農産物ニ對シマシテハ、藪ニシテモ、麥ニシテモ、米ニシテモ、豆ニシ

テモ、其他有ユル問題ニ對シマシテ、重要産業、重要農産物ニ對スル價格ノ統制ハ必然ノ勢ニナラ居ル、藪ノ統制ヲスルニモ、米ノ統制ヲスルニモ、今言フ風ナ農業利潤ヲ認メナイ原則ガ適用サレルナラバ、吾々日本ノ農村ノ將來ニ對シテ一層大ナル心配ヲ有タネバナラヌノデアリマス、此意味ニ於テ吾々ノ農村經濟打開ニ對スル新シキ指導精神ヲ樹立スル立場ニ於テ、是非此米穀統制法ノ中ニ、法文ノ上ニ於テハ、キリシタ農業利潤ノ原則ヲ認メシムルコトガ、一番此法案審議ニ當テ中心問題デアアルコトヲ深信ズルノデアリマス（拍手）吾々ハ特ニ之ヲ勅令内容ニ對スル希望條件ニ止メズシテ、之ヲ直チニ條文ノ中ノ修正ニ持テ來テ、サウシテ之ヲ國家意思ノ原則ニ於テ承認セネバナラヌト云フ所ニ、吾々ノ強イ信念ノアルコトヲ幸ニ御諒承願ヒタイノデアリマス（拍手）本法ガ今將ニ本院ヲ通過セントシテ、農林大臣ハ非常ニ自慢シテ居ルヤウデアリマス、政民兩黨ノ諸君モ非常ニ注意深ク御心配ニナッテ居ルヤウデアリマスガ、是非其本法ノ通過ニ當テハ、御互ニ政黨政派ノ關係ヲ離レテ、御互ニ農村經濟ニ對シテ、一番眞劍ナ氣持ニ立歸ッテ、吾々ノ主張スル農業利潤ノ原則トシテ認メ、此修正案ニ對シテ滿場一致御賛成アラシコトヲ期待シ、又之ヲ希望シテ私ノ修正意見ノ趣旨辯明ニ代ヘル次第デアリマス

○議長（秋田清君）是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依リ發言ヲ許シマス——宮崎一君

（宮崎一君登壇）

○宮崎一君 諸君、私ハ只今提案ニ相成ッテ居リマスル所ノ、米穀統制法案竝ニ米穀需

給調節特別會計法中改正法律案ニ付キマシ
テ、委員長ノ報告ニ賛成ノ意ヲ表スルト共
ニ、由谷君ノ御提案ニ係ル所ノ修正意見ニ
反對ノ意ヲ表スル者アリマス、其理由ト
スル所ヲ極メテ簡單ニ申述ベマス、米穀統
制法案提出ノ理由トセラル、所ニ依リマス
ト云フト、結局現行ノ米穀法ニ代ヘテ、更
ニ有力ナル統制制度ヲ樹立致シテ、米穀ノ
數量及市價ノ調節上遺憾ナキヲ期スルト云
フニアリマス、サウシテ是ガ事業資金ノ増
額ヲ必要トスルコトヲ主タル理由トシテ、
米穀需給調節特別會計法ノ改正ヲ要スルト
云フコトニ相成テ居リマス、隨テ審
議ノ要點ハ、米穀統制案ニアル譯デアリマ
ス、ソレデ米穀統制案ノ主眼ト致シマ
ス——目的ト致シマスル所ハ、先程委員長御
報告ノ通りニ、米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節
致シテ、米穀ノ統制ヲ圖ル爲ニ、政府ガ米
穀ノ買入及賣渡ヲ行ハントスルモノデア
テ、其手段方法ト致シテ、米穀生産費ト、
物價ト、其他經濟事情ニ依テ最高ノ價格
ヲ公定致シ、ソレカラ消費者ノ家計費及物
價其他ノ經濟事情ニ依テ、最低價格ヲ決定
セントスルモノデアアルデアリマス、故
ニ、一面ニ於テハ此法律ハ農業政策上ノ立
場ヨリ致シテ、米價ノ激變ヲ避ケマスル
共ニ、一面カラハ社會政策的ノ立場カラ致
シテ、生産者ト消費者トノ利益ヲ考慮シ、
是ガ調和ヲ圖ラントスルモノナノデアリマ
ス、ソコデ委員長ガ此點ニ觸レテ居ラレマ
シタガ、更ニ簡單ニ申シマスルト云フト、
本法案ノ内容ハ、要スルニ只今申上ゲマシ
タ、第一ニハ最低價格ニ依リ賣渡ノ申込ガ
アツタ場合ニ政府ガ之ヲ買入レ、最高價格ニ
依テ政府ガ其所有スル所ノ米穀ヲ賣渡ス

ト云フコト、第二ニハ、此季節の出廻ノ數
量ノ調節ト云フコト、第三ニハ、只今申述
ベタ第一及第二ノ政府ノ買入賣渡ニ關ス
ル附隨ノ處理方法、第四ニハ、米穀ノ輸出
入ニ關スル許可制度ノ採用其他ノコト、第
五ニハ、米穀統制上必要ナル調査ニ關スル
規定及罰則デアリマス、隨テ米穀統制法案
ノ主要ナル論點ハ、勿論第一ノ部分ニ存在
スルノデアリマス、ソコデ先ヅ第一ニ米穀
ノ數量及市價調節上、米穀法以上ノ有力ナ
ル所ノ統制々度ヲ政府ハ樹立スル必要アリ
ヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、是ハ六
十三議會ニ於テ既ニ確定致シテ居リマス
デ、其必要ハ之ヲ論ズルマデモナイノデア
リマス

諸君、凡ソ一國ノ重要法制ガ決定致シマ
スルニハ、必ズ之ニ先ヅテ其國ノ社會事情
ガ、該法制ノ制定ヲ促進スル、或ハ促進セ
ズンバ已マナイト云フヤウナ情勢ニ在ルコ
トヲ常ニ致スノデアリマス、昨昭和七年ニ、
或ハ井上前藏相トカ、團琢磨氏トカ云フ暗
殺事件ガ起テ、五月十五日ニ時ノ犬養總
理大臣ガ、白晝公然首相官邸ニ於テ慘殺サ
ル、ト云フヤウナ、大事件ガ起タ當時ノ
農村ハ、御承知ノ通りニ連年ノ不況ニ遭
テ、其生存ハ脅カサレテ、現實ノ生活ハ不
安ヲ極メ、其前途ト云フモノハ暗雲ヲ以テ
鎮サル、如キ狀態デアッタノデアリマ
ス、斯ウ云フ境遇ノ農民ガ、連續シテ突
發スル所ノ幾多ノ重大事變ノ爲ニ、其疲
勞シテ居ル所ノ神經ヲ刺戟セラレテ、一面
ニハ外ハ滿洲國ノ獨立ニ伴フ所ノ外交上ノ
一大轉機ト云フモノト、茲ニ是等ノ問題ガ
相混淆シテ、非常時ヲ出現シタノデアリマ
ス、此間一面ニハ、昨年末檢舉ニ遭ヒタル

所ノ多數ノ共產黨員ノ活躍ト云フモノガア
テ、昭和七年度ニ於テハ非常ナル社會不安
ヲ發生シテ居タ、此社會不安ト農村極度
ノ窮乏ト云フコトガ、去年ノ夏ノ第六十二
回帝國議會當時、日本ノ全農村ヲ擧ゲテ農
村救済要請ノ聲トナテ、同議會ニ於テ滿
場一致ノ時局匡救ノ決議ガ出來、更ニ第
六十三議會ノ開會ト相成テ、此第六十三議
會ノ開會ノ結果、所謂米穀法一部ノ提出ト
ナリ、サウシテ米穀統制法案、此案提案ノ
動機トナッタノデアリマス、ソコデ此出來
上タ米穀統制法案ト云フモノハ、此形ヨリ
見ルト云フト、社會ノ各般ノ利害ヲ考慮セ
ラレタル、極メテ法案ソレ自體トシテハ、
擱ミ所モナイヤウニ見エル所ノモノデア
ルニ拘ラズ、私共ハ斯ウ解釋スル、私共ハ此
法案ヲ單ニ米價ノ激變防止ヲ目的トスルモ
ノノミデハナイ、所謂汗ト淚ト多年ノ忍從
ノ生活ニ對シテ、農村ノ人々ニ與ヘラレタル
所ノ、農村救済ノ最モ有力ナル法制ノ一ツ
ト私共ハ考ヘルノデアリマス(拍手)又爾カ
アラシメネバナラナイト、吾々ハ茲ニ居ラ
ル、同僚各位ト共ニ、一生懸命ニナテ斯ク
セネバナラヌト信ズルモノデアリマス、ソ
コデ唯此法案自體ト致シマシテハ、只今由
谷君仰セノ通りニ、重要ナル總テノ項目ヲ
勅令ニ讓テ居ル、然ラバ政府ニハ勅令案ノ
内容ノヤウナモノ、或ハ勅令案ト云フヤウ
ナモノガアルカト尋ネタ所ガ、委員會ニ提
示スベキモノデサヘモ無イト云フコトハ、
是ハ事實デアアル、隨テ私共モ幾多ノ不安ヲ
感ズルト云フコトハ、之ヲ否定スルコトハ
致シマセヌ、併ナガラ一面カラ之ヲ見マス
ルト云フト、國家ガ相當多額ナル資金ヲ擁
シテ、米價ガ米ノ生産費ヲ割ラントスルヤ

ウナ場合ニハ、之ヲ生産費又ハソレ以上ニ
之ヲ買上ゲントスル所ノ國家ノ意思ハ、本
法案ノ趣旨竝ニ立法ニ至ル迄ノ、所謂社會
實情カラ之ヲ私ハ看取スルコトガ出來ルト
思フノデアリマス、左様デアリマスルガ故
ニ、幾多ノ論難ノ餘地アルニ拘ラズ、私ハ
委員長ノ報告ニ賛成ノ意ヲ表スルモノナ
ノデアリマス

尙又本法案ノ過去ヲ考ヘマスト云フト、
大正十年ノ四月ニ米穀法ガ制定ノ當初ニ於
キマシテハ、其法律ニ於テハ需給ノ調節ト
云フコトダケガ、明示セラレタル目的デア
タノデアリマス、所ガ同十四年三月改正ニ
當リマシテハ、數量及市價ノ調節ト云フコ
トガ其目的ト相成タノデ、茲ニ餘程進歩ヲ
示シテ居タノデアリマスガ、本法案ノ提出
ニ依リマシテ、米穀法ノ廢止トナリ、所謂
率勢米價ト云フモノガ絕對的ニ解消セラレ
タル次第ナノデアリマス、勿論個々ノ生産カ
ラ之ヲ申シマスルト云フト、本法案ガ平均生
産費ヲ最低價格ノ標準トシタト云フヤウナ
結果、非常ニ不利益ナル結果ヲ見ル場合モ多
クアリ得ルノデアリマス、更ニ又政府ノ買上
ニ應ズル手續ノ煩瑣ナル場合ニハ、統制價格
以外ノ取引ニ、農民ガ不滿ヲ忍バネバナラ
ヌト云フ場合モ、想像スルニ難クハナイノ
デアリマス、ソレカラ又先程委員長ヨリ御
報告ガアリ、由谷君カラ御話ニナッタ通り
ノ、生産費ノ基礎デアアル所ノ項目ガ、非常
ニ此施行法ニ依テ制限サレテ、唯十種類ニ
制限サレテ、特ニ租稅其他ノ公課ノ項目中
ニハ、戸數割、部落協議費、或ハ水利費等
ヲ包含セシメテナイト云フガ如キハ、甚ダ其
當ヲ失スルモノデアルト云フコトハ、私モ同
感デアリマス、尙ホ又更ニ臺灣米ニ關スル對策

ノ不徹底ナル結果、果シテ本法所期ノ目的ヲ達スルヤ否ヤト云フコトニ付テモ、多大ノ懸念ガアルノデアリマス、而モ尙ホ私共ガ此法案ニ賛成スル所以ハ、結局本法案ト云フモノハ、私共思フニ、是ハ過渡期ノ立法デアルト思フノデアリマス、更ニ約束セラレタル所ノ明日ガ、農民ノ上ニ來ルベキコトヲ私ハ確信スルガ故ニ、之ニ賛成セントスル者デアリマス(拍手)諸君、農民ノ多年翹望シテ居リマス所ノ負債整理法案ト云フモノハ、本議會ノ會期既ニ盡キントシテ、未ダ其提案ヲ見ナイノデアリマス、政府ガ誇リトシテ居ラレル所ノ衆議院議員選舉法中改正法律案ハ、會期ノ三分ノ二ヲ過ギテ提案セラレタルニ拘ラズ、内容空疎ニシテ、唯政府ガ右ノ改正案ヲ形式上提出シタト云フ一事ヲ以テ、自ラ慰メントシテ居ルヤウナ狀態ニアルノデアリマス、ソコデ斯ノ如キ政策遂行ニ關スル熱意ト信念ヲ有セザル此政府ニ、米穀統制案ノ如キ、重要且ツ至難ナル法案ニ關シテ、是レ以上ノ成案ヲ求メントスルノハ、是ハ非常ニ難キヲ強ユルコトデアリテ(拍手)今我ガ日本ハ餘リニ多忙ノ時機ニ際會シテ居ルト私ハ思フノデアリマス

ソコデ附帶決議デアリマスルガ、附帶決議ハ委員長御報告ノ通りデアリマスルガ、是ハ極メテ當然ノ事項デアリマス、生産費トシテ當然加フベキモノハ、戸數割、水利費、部落協議費ト運賃諸掛リトノ問題デアリマス、此運賃諸掛リノ問題ヲ、之ヲ生産費ニ加フルカ、或ハ生産費以外トシテ、物價其他ノ事情ヲ含メテ獨立ナル條項トスルカト云フコトニ付テハ、尙ホ議論ノ餘地ガ

アリマスガ、何レニ致シマシテモ、運賃諸掛リダケハ、是非共農民ノ手ニ返ルヤウニシテ戴カナケレバナラスト私ハ思フノデアリマス、是ハ斯ウ云フコトナノデアリマス、例ヘバ本年ノ生産費ヲ二十圓五十有餘錢ト致シマシテ、之ヲ以テ最低價格ガ決定サレタ、法律ノ建前カラ云フト、政府ハ最低價格デ米ヲ買テヤルト、斯ウ云フノデアリマス、所ガ政府ガ之ヲ買フノハ、深川正米市場トカ、一定ノ場所ニ於テ買上ゲルノデアリマスカラシテ、農民ノ方カラ申シマスルト云フト、庭先デ米ヲ賣ラネバナラヌト云フコトニナルト云フト、其生産者ノ庭先カラ正米市場ニ來ルマデノ間ニ掛ル運賃、其他ノ諸掛リト云フモノダケハ、深川ニ來テ、所謂最低相場ニナルノデアリカラシテ、農民ガ商人ニ賣ルナリ何ナリスル場合ニハ、商人ハ深川ニ來テ、最低相場ニ合フヤウニスルノデアリマスルカラ、ドウシテモソレダケノ價格ハ農民ハ安ク買ハレルノデアリマス、サウ致シマス、結局最低價格デ米價ヲ決定シナガラ、農民ノ計算カラ申シマスルト云フト、今此運賃諸掛リガ大體ニ於テ二圓三十五六錢ガ平均ノ勘定デアリマス、二十圓ノ米デ二圓三十六錢引カレルト、農民ガ僅ナル生産費ト數ヘラレタルモノ、中カラ、其一割ヲ損ヲスルコトヲ法律ガ豫想スルト云フコトハ、是コソ洵ニ重大ナ問題デアリマス、由谷君ガ先程利潤ノ問題ヲ言ハレマシタケレドモ、今ハ利潤ノ問題ヲ叫ブ暇ガナイ、ソレヨリモ農民ハ何トカシテ本當ノ生産費ヲ欲シト云フノガ、吾々眞ニ農民ノ實情ヲ知ル者ノ深ク感ズル所デアリコトヲ御承知置キヲヒタイ、勿願論是等ノ點ニ付テハ、先程委員長御報告ノ

通りニ、生産者ニ對シテ極メテ好意アル考慮ヲ拂フベキ旨ヲ、委員會ニ於ケル土井委員ト農林大臣ノ應答トニ依ッテ、私ハ之ヲ政府ガ必ズ實現スルデアラウト云フコトヲ確信スル者デアリマス、以上ノ外本法案ニ對スル缺點疑義ハ、委員會ノ詳細ナル應答ノ速記録ニ依ッテ、諸君ガ既ニ御諒承ノコトデアルト存ジマスルガ故ニ之ヲ申述ベマセヌ、尙ホ最高價格ノ決定ノ要素タル消費者ノ家計費ノコトニ付キマシテハ、政府ハ未ダ何等ノ信念ガナイノデアリマス、此點ハ委員會ノ應答ニ於テ幾度伺フテモ、政府ニ於ケレテハ此點ハ經驗ガ乏シイコトデ分ラヌト云フコトニ止ッテ居ル、此點ニ付テハ政府ハ更ニ十分ナ考慮ヲ拂ハレテ、本法適用ニ付テ過チナキヲ期セラレンコトヲ希望スノデアリマス

ソレカラ臺灣米ニ關スル問題ニ付キマシテハ、是亦委員長御報告ノ附帶決議自體ニ依ッテ、極メテ明白デアリマスガ、此點ハ最も重要デアルト共ニ、非常ニ誤解ヲ生ジ易キ問題デアリマス故ニ、政府ハ十分此朝鮮並ニ臺灣ノ同胞ニ對シテ、本法案ノ目的トスル所ヲ明ニシテ、植民地ノ生産者ニ對シテ、特ニ不利益ナ立法ヲスルモノデナイト云フコトヲ説示サレテ、若シ植民地官僚ノ中ニ、誤ッテ考ヲ持ッテ居ル者ガアレバ、十分之ニ對シテ訓戒ヲ加ヘラレンコトヲ希望スル者デアリマス

諸君、昨年來爾ノ値段ガ多少宜シカッタト云フコトヤ、或ハ非常ナ大騒ギヲヤッタ所ノ共產黨員ガ、非常ニ廣汎ナ範圍ニ於テ檢舉セラレタ、或ハ滿洲問題ヲ中心トスル聯盟ノ事件ガ、急激ナル變化ヲシタト云フコトノ爲ニ、國民ガ緊張シタト云フコトノ

爲ニ、或ハ本年ノ狀態ハ、昨年ノ夏ノ所謂民心ノ不安トハ非常ニ違フカノ如クニ、國家非常時ガ去ッタカノ如クニ感ゼラレル者ガアルノデアリマスガ、客觀的事實カラ申シマスルト云フト、我國ノ非常時ト云フモノハ、今日ヨリシテ益々深刻ノ度ヲ加ヘントシテ居ルノデアリマス、デ私共ノ子弟、私共ノ同胞ガ、或ハ熱河ノ地ニ匪賊掃討ノ激務ニ當ッテ居ラレル所ノ人々ノ中ニ、爾テ我ガ故郷ノ春ノ爾ノ値段ガ如何デアラウカトカ、米ノ値段ガドウデアラウカト云フコトヲ、心配シテ居ル者ガアルコトハ否認スルコトハ出來マセヌ、私共ハ心カラ此重大ナル時局ニ對シテ、農村生活ノ安定ヲ切望スルガ故ニ、農村救済ノ一階段ヲ獲得スル手段トシテ、可ナリ多クノ缺點ヲ此法案ガ有スルニ拘ラズ、此缺點ヲ忍ンデ本法案ノ成立ヲ望ンデ委員長ノ報告ニ賛意ヲ表セントスル者デアリマス、私ハ此由谷君ノ御議論ニ付キマシテハ、私ノ申上ゲタル範圍ニ依ッテ由谷君ニ對スル辯明ハ盡キテ居ルト思フガ故ニ、之ヲ申述ベマセヌ、是非トモ各位ガ委員長ノ報告通り原案ニ賛成セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 高橋守平君

(高橋守平君登壇)

○高橋守平君 諸君、私ハ只今上程サレテ居リマスル二ツノ法律案ニ對シマシテ、希望ヲ附シテ委員長ノ報告ノ通り賛成シ、甚ダ相濟ミマセヌガ、由谷君ノ修正意見ニ反對スル者デアリマス、現行法ト只今上程サレテ居リマス米穀統制法案ノ違ヒノ大キナ點ハ、宮崎君ガ述べラレマシタ通りニ、第一ニ公定價格ヲ決定シテ、最低價格ノ場合ニ於テハ政府ハ之ヲ買入レ、最高價

格ノ場合ニ於テハ政府ハ賣渡スト云フコトノ強ミヲ加ヘタ點デアリマス、尙ホ其點ニ對シマシテ、委員長モ、宮崎君モ、率勢米價ガ影ヲ潜メタ、率勢米價ハ解消サレタト説明サレタノデアリマスルガ、率勢米價ト云フモノハ、御承知ノ通り基準米價デハアリマセヌ、明治三十三年以後ノ物價指數ト米價指數トヲ算定致シマシテ、趨勢値ヲ見タツノ對比デアリマシテ、本法ニ定メテアリマスル生産費、家計費、物價其他經濟事情、所謂生産費一本デモナケレバ、生計費一本デモナイ、物價其他經濟事情ヲ斟酌スルト云フ所ニ、物價ト米價ノ對比ノ精神ガ含マレテ居ルノデアリマシテ、何等解消サレタ事實ハナイノデアリマス（拍手）

ソレカラ第二點ニ、大キナ違フテ居リマスル點ハ、移入米ノ數量ノ調節ヲスル爲ニ、月別平均ヲ保タンガ爲ニ、出廻期ニ於テ政府ハ時價ニ依テ三百万石ヲ買入レルト云フノデアリマス、サウシテ其出廻期ニ於キマシテ買上ゲタ米穀ハ、其米穀年度内ニ於テ賣拂フト云フノデアリマス

ソレカラ是等ノ現行法ト違フタ爲ニ、自然現在ノ特別會計法デ許サレタ運用資金デハ不足ヲ生ズル、ソコデ四億八千万圓ヲ七億圓ニ増額シヨウト云フノデアリマス、是等ノ改訂ハ本政策ヲ徹底セシムルモノ、即チ現米穀法ヲ強化セシムルモノデアリマシテ、其點ニ於キマシテ私共ハ賛成スル者デアリマス、大正十年ニ初メテ米穀法ガ制定サレタコトハ御承知ノ通りデアリマス、而モ此米穀法ノ制定ニ對シマシテハ、國民ノ中、就中農民ハ、此法律ニ依テ吾々ガ豫テ望シテ居タ所ノ、農家ノ收入ノ首位ヲ占メル米價ガ安定サレル、サウシテ農家ノ

收入ガ一箇ノ安定點ヲ見出シテ、農家經濟ノ安固ヲ期スルモノデアアル、斯ウ考ヘテ、大キナ期待ヲ以テ此法律ニ臨ンダノデアリマス、所ガ大正十年以後、折角此米穀法ガ出來マシテモ、何等農民ガ期待スルヤウナ事實ガ現ハレナカッタノデアリマス、其理由ハ最初ニ於テ基準米價ガナカッタガ爲ニ、其發動ノ機ヲ誤リ、若クハ幾ラデ買ハレルノカ分ラヌト云フヤウナ色々ノ關係ト、經濟上、生活上、社會上ノ惡條件ガ、因トナリ果トナリマシテ、米價ノ下落ガ今日ニ及ンダノデアリマス、隨テ此米價ノ下落ニ農家收入ノ首位ヲ占ムル所ノ米價ノ下落ハ、農村ノ疲弊ニ對シテ有ユル他ノ惡條件ト共ニ拍車ヲ掛ケテ、今ノドン底ニ追込ンダノデアリマス、而モ此米穀法ガ一面ニ於キマシテ、所期ノ成績ヲ擧ゲナイ半面ニ於キマシテ、最初ニ於テ定メマシタ國費ノ負擔、即チ二億七千万圓ガ三億五千万圓ニナリ、ソレガ四億八千万圓ニナリ、今又七億圓ニ増加シナケレバナラヌト云フヤウナ所ニナテ居ルノデアリマス、而シテ明ニ其資金ノ中デ、一億八千万圓ハ損失ニナッテ居ルノデアリマス、隨テ私共ハ、此米穀法ト云フモノニ對シマシテ、前途ニ幾多ノ塞心ヲ有ツ者デアリマス、是モ先程宮崎君カラ述ベラレタノデアリマスガ、此改訂セラレタル統制案ヲ見マシテモ、本法ノ根幹ヲ爲ス所ノモノハ、總テ勅令ニ委ネラレテ居ルノデアリマス、全文十三箇條ノ中デ、八條項ニ互テ勅令ノ名ヲ見テ居ルノデアリマス、隨テ本法ノ活殺ノ劍ハ全ク農林當局ノ掌中ニアルノデアリマス、隨テ私共ハ之ニ對シテ、委員會ニ於キマシテ質疑應答致シマシタコトハ、委員長並ニ宮崎君ノ仰セ

ノ通りデアリマス、併ナガラ現在此非常時局ノ際ニ於キマシテ、農民ノ疲弊ガ益々深刻化セラレテ、黨ヲモ擱マントスル此時代ニ、少シデモ現行法ガ強化サレテ、米價ノ安定ヲ期スルト云フ爲ニハ、之ニ同意セザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ農林當局ノ掌中ニ活殺ノ劍ヲ握ラレテ居ル限リニ於キマシテハ、農林當局ガ一步其運用ヲ過チマスレバ、國家ヲ誤ルノミナラズ、農民ヲシテ政府ニ頼ルベカラズト、自暴自棄ニ陥ルノ危險ヲ考ヘナケレバナラナイノデアリマス（拍手）公定價格ノ決定ニ當リマシテモ、生産費ノ調査ハ中庸ヲ求メテ劃一的ニ行フノデアリマス、北海道ヨリ九州、距離ノ隔タ、氣候ノ相異タ所ノ生活費ガ、一本ノ生産費ニ依テ決定サレヤウト云フノデアリマス、即チ石十八圓ノ生産費ノ掛タ所ト、一石三十八圓ノ生産費ノ掛タ所ガアリマシテモ、結局政府ガ決メヤウトスル生産費ナルモノハ、其中庸デアリマス所ノ二十三圓ト云フ數字ヲ見ルノデアリマス、而モ假ニ二十三圓ト云フモノガ、ソレガ中庸デアルト致シマシテ、此生産費ニ物價其他ノ經濟事情ヲ斟酌シテ、最低價格ヲ決メルト致シマシテモ、此生産費ノ中庸ハ、結局半分ノ農民ハ救ハレテ、半分ノ農民ハ生産費ヲ割ルト云フ實狀ヲ呈スルノデアリマス（拍手）隨テ私共ハ此生産費決定ニ當リマシテ、幸ニ物價其他ノ經濟事情ヲ斟酌スルト云フ言葉ガアルノデアリマスカラ、此精神ニ對シテ十分ニ御努力ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、家計費ノ問題ニ於キマシテ、家計米價ノ算出ノ歩合ハ決定サレテ居リマセヌ、命令ニ依テ決定サレルコトニナッテ居リマス、併ナガラ此家計米價ノ算出ニ對シ

マシテモ一年、二年ノ家計費ノ調査デハ、到底完全ナル家計米價ヲ算出スルコトハ出來得ナイノデアリマス、例ヘバ明治三十三年以降ニ於キマシテ、都市ニ於ケル勤勞收入ニ對スル米代ノ割合ノ統計ヲ釋ネテ見マスルト云フト、日露戰爭ノ當時デアリマシタ明治三十七八年、大正元二及歐洲大戰當時ノ大正七八年、其時代ニハ何レモ收入ニ對シテ米ノ代金ハ三割以上ヲ占メテ居タノデアリマス、殊ニ明治三十七年ノ如キハ收入ノ三割七分ヲ米代ガ占メテ居タノデアリマス、年々其割合ガ縮小サレテ參リマシテ、大正十年以後ハ二割以下ニ米代ガナリマシテ、ソレガ今日ニ及ンデ居ルノデ、昭和六年ノ如キハ實ニ收入ノ一割四分ニシカ當テ居ナイノデアリマス、此都市ニ於ケル勞働者ノ收入ニ對シマシテノ米代ノ割合ガ、年々々々減退致シマシタル其反映ハ、直チニ農家ノ收入ノ減退ニナッテ、農村ガ疲弊致シマシタル由モ、懸テ是等ノ點ニアルト思フノデアリマス（拍手）隨テ此家計米價ノ割合ヲ決定スル際ニ於キマシテモ、是等ノ點ニ十分ナル御注意ヲ喚起シタイト思フノデアリマス、此家計米價ニ對シテ、物價其他ノ經濟的事情ヲ斟酌シテ、最高公定價格ヲ決定スルト云フコトニ致シマスレバ、此最高價格ヨリモ米價ハ上ルコトガ考ヘラレナイノデアリマス、最低價格ガ決定サレテ、最高價格ガ決定サレルト云フコトニナリマスレバ、米ノ價格ト云フモノハ、其最高最低ノ間ニ追込マレタ形ニナルノデアリマス、隨テ其點ニ先程由谷君ガ申サレマシタ如ク、ドウシテモ吾々ハ農民ノ利潤ト云フモノモ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、隨テ此最低

價格カラ最高價格ノ方ヘ米ガ移テ行ク所ニ、農民ノ利潤ヲ考ヘタイト思フ、サウ致シマスレバ此利潤ノ關係ガ、此最低價格、最高價格ヲ決定スル間ニ、非常ニ意味深ク含マレルノデアリマシテ、假ニ此最高價格ガ割合ニ安ク定メラレルト云フコトニナリマスレバ、結局値上リヲ抑ヘラレテ、農民ノ利潤ハ全ク無視サレタト云フ結果ヲ生ムノデアリマス（拍手）

ソレカラ本法案ノ第四條ノ季節的買上デアリマスルガ、此季節的買上ヲ仔細ニ考ヘテ見マス、是モ先程由谷君ガ申サレマシタ六千万石ノ收穫ガアルト致シマシテ、其中ノ一千五百万石ハ地主ノ手ニ移ル、所謂小作米トシテ上納サレルノデアリマシテ、四千五百万石ハ、飯米トシテ百姓ノ手ニ殘ル、中農以下ノ百姓ノ手ニアリマスルノハ二千百万石ノ米デアリマシテ、是ガ市場ニ賣出サレルデアリマス、而モ其二千百万石ノ中ノ約六割ガ、十一月、十二月、一月、二月ノ此四箇月間ニ賣拂ハレルノデアリマスカラ、此十一月、十二月ノ間ニ政府ガ其出廻米ヲ買上ゲテ、價格ヲ調節シヨウト云フコトハ、全ク中農以下ノ農民ヲ救フ所以デアリマシテ、私共ハ之ニ對シテハ贊意ヲ表シ、併セテ農林大臣ノ用意ノ周到ナルコトニ敬意ヲ拂フ者デアリマスガ、併ナガラ此出廻期ニ買上ゲル價格ガ時價デア

ル、斯ウ云フコトニナリマスレバ、一體時價ト云フノハ何處ガ相場カ、何處ガ價格カト云フコトニナルト、オ互ニ疑問ヲ有タザルヲ得ナイノデアリマス、隨テ此時價ヲ定メル、時價ヲ考ヘル場合ニ於キマシテ、農林當局ハ一ツノ標準ヲ定メテ、サウシテ此出廻期ノ買上ヲ考ヘナケレバナライ、サ

ウデナケレバ却テ基準米價ヲ定メナカッタ、色々惡用サレタト非難サレルヤウナ、昔ノ米穀法ト同ジヤウナ結果ヲ生ムコトヲ恐レルノデアリマス、而モ其出廻期ニ三百萬石ノ米ヲ買上ゲルト致シマシテ、之ヲ其年度内ニ賣捌クト云フコトニナリマスレバ、實際ハ三百萬石政府ガ手ニ持テ居リマシテ、何時デモ此三百萬石ヲ賣ルゾト云フ氣構ヲ見セルノデアリマスカラ、自然市場ニ於ケル米ノ値上リハ餘程壓迫ヲ受ケルノデアリマス、ソレハ丁度二十萬石ノ生絲ガアリマシタ爲ニ、日本ノ生絲ガ非常ニ値上リヲ壓迫サレルノダト云フノデ、昨年一億萬圓近イ金ヲ掛ケテ處分シタコトハ御承知ノ通りデアリマス、是等ノ點ヲ私共ハ餘程考ヘテ見ナケレバナラヌト思フノデアリマス

ソレカラ又第十條ニアリマス生産費、家計費、穀物ノ生産高、現在高、移動及價格ノ調査、是等ノ最高最低、公定價格ヲ決メマスニ必要ナル統計ノ數字ハ、今迄ノ産業統計ナルモノニ私共ハ信ヲ置クコトガ出來得ナイノデアリマス、役場ノ片隅ノ老人ノ書記ガ作出ス所ノ數字ハ、何等信ヲ置クノ値打ガナイノデアリマス、ソコデ私共ハ農民ノ收入ノ大本ニ觸レル所ノ、此米價ヲ決定スル場合ノ統計數字ハ、出來ルダケノ努力ヲ拂ヒ、出來ルダケノ熱意ヲ以テ、其正鵠ヲ期サナケレバ相成ラヌト、斯ウ考ヘルノデアリマシテ、特ニ吾々ガ此第十條ニ對シマシテ希望ヲ附シタ所以ハ、其處ニアルノデアリマス（拍手）特別會計法中ニ於キマシテ、現在ノ損失ハ一億八千五百万圓アデルト政府ハ言明シテ居リマス、ソレカラ又昭和八年度ノ人件費、事業費ヲ見マスルト、二千四百萬

圓ヲ數フルノデアリマス、私共ハ此明ニ損失エナッテ居リマス一億八千五百万圓ハ、出來得ル限り速ニ一般會計ニ移シテ、資金ノ潤澤ヲ期スルト共ニ、此二千四百萬圓ノ人件費ト事業費モ、併セテ一般會計ニ入レテ、此特別資金ハ單ニ米ヲ買上ゲル所ノ全部資金デアルト云フ風ニスルコトガ宜シイ、斯ウ考ヘルモノデアリマス（拍手）最後ニ吾々が希望條件ヲ附シタル米價ノ自治的統制ノ問題デアリマス、吾々が希望條件ヲ附シテ之ヲ高調スル所以ノモノハ、他ノ諸物價、即チ資本主義經濟ノ下ニ於テ自由商業ガ許サレテ、他ノ總テノ物價ガ自由ニ放任サレテ居ルノニ、獨リ米ノ價格ダケヲ公定致シマシテモ、其處ニ不自然ガ生ズルノデアリマス、私共ハ今農民ガ喘ギツ、アル際デアリマスカラ、此米穀統制法ニ贊意ヲ表スル者デハアリマスルガ、此米穀統制法一本デハ、到底今ノ此米穀政策ナルモノヲ完全ニ徹底セシムルコトガ出來得ナイ、斯ウ考ヘルノデアリマス、要ハ農民ノ自覺ニ俟ツ所ノ自治的統制、即チ産業組合、農業倉庫、斯ウ云フ風ナモノニ相當ノ指導ト援助トラ政府ガ與ヘマシテ、過渡的ニアリマス所ノ米穀統制法ノ力ヨリモ、却テ國民自ラノ自治統制ノ力ニ依ッテ、米穀政策ノ徹底ヲ期サナケレバナラヌト、斯ウ私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）而モ此米穀政策ナルモノハ獨リ只今論ジラレテ居リマスル所ノ、米穀統制法案ニ織リ成サレテ居ル所ノ問題ダケデハアリマセヌ、嘗テハ人口食糧問題ガ叫バレタ時代ニ於キマシテモ、十分ニ此米穀政策ニ對シマシテハ、御五ハ研究シタ筈ダト思フノデアリマス、斯ウ云フ風ニ考ヘ來リマスルト云フト、私共ハ此法律案運用

ニ對シマシテ、幾多ノ危惧ノ念ヲ懷ク者デアリマスルガ、冀クハ是等ノ諸點ニ出來得ル限りノ注意ト、出來得ル限りノ努力ヲ拂ヒマシテ、萬遺憾ナキコトヲ期セラレンコトヲ望ムモノデアリマス、此達成ニ若シモ農林當局ガ精進シナカッタラバ、國費ノ七億ヲ失ヒ、農民ヲ驅テ奈落ニ追込ムトモ考ヘラレルノデアリマス、法律ハ無機物デアリマス、運用ノ人ニ依ッテ有機的ニ活躍シ得ラレルノデアリマス、農林當局ノ出來得ル限りノ最善ノ注意ニ依リマシテ、以上述ベマシタ所ノ諸點ニ、出來得ル限りノ研鑽ヲ積マレンコトヲ希ヒマシテ、私ノ贊成ノ意見ヲ終ル者デアリマス（拍手）

○議長（秋田清君） 討論ハ終局致シマシタ、是ヨリ採決ニ入りマスガ、其順序ハ先ヅ由谷義治君外一名提出ノ米穀統制法案ニ對スル修正案ニ付テ採決ヲ致シマス、次ニ本案ノ委員長報告ニ付テ採決ヲ致シマス、最後ニ米穀需給調節特別會計法中改正法律案ノ委員長報告ニ付テ採決ヲ致シマス、斯様ナ順序デ運ビマス——由谷義治君外一名提出ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

（贊成者起立）
○議長（秋田清君） 起立少數、修正案ハ否決セラレマシタ——次ニ本案ノ委員長報告ニ付テ採決ヲ致シマス、本案ノ委員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

（贊成者起立）
○議長（秋田清君） 起立多數、本案ハ委員長報告ノ通り可決致シマシタ（拍手）次ニ米穀需給調節特別會計法中改正法律案ノ委員長報告ニ御異議アリマセヌカ
（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ委員長報告通り可決致シマシタ、是ニテ兩案ノ第二讀會ハ終リマシタ

○上田孝吉君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

米穀統制法案

第三讀會
米穀需給調節特別會計法中改正法律案

○加藤綱一君 簡單デゴザイマスルカラ自席カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○加藤綱一君 吾々ハ由谷君ノ提出致シマシタル修正案ヲ最善ノモノト致シマシテ、此案ノ成立ニ努メタノデアリマスルガ、既ニ破レマシタ以上次善ヲ選ブ意味ニ於キマシテ、委員長ノ報告、即チ原案ニ賛成ヲスル者デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 採決致シマス、兩案ハ第二讀會議決ノ通り御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案共可決確定致シマシタ(拍手)

○上田孝吉君 議事日程順序變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第二十二乃至第二百二十一ノ建議案ヲ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第二十二乃至第二百二十一ハ建議委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第二十二、佐世保鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案外九十九件ヲ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——建議委員長倉元要一君

第二十二 佐世保鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(佐保畢雄君外五名提出) (委員長報告)

第二十三 三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君外五名提出) (委員長報告)

第二十四 大和川改修速進ニ關スル建議案(福井甚三君外一名提出) (委員長報告)

第二十五 矢吹原國營開墾ニ關スル建議案(中野寅吉君提出) (委員長報告)

第二十六 駿河灣西岸漁港修築ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外七名提出) (委員長報告)

第二十七 國有林野ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案(林平馬君外二名提出) (委員長報告)

第二十八 憲法發布ノ勅語捧讀式舉行ニ關スル建議案(鈴木正吾君提出) (委員長報告)

第二十九 貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外三名提出) (委員長報告)

第三十 自治功勞者表彰規程ニ關スル建議案(佐保畢雄君外三名提出) (委員長報告)

第三十一 國際文化事業局開設ニ關スル建議案(中村嘉壽君外二名提出) (委員長報告)

第三十二 墨國アカブルコ港ニ支倉六右衛門ノ記念碑建設ニ關スル建議案(中村嘉壽君外九名提出) (委員長報告)

第三十三 佐世保鎮守府海軍病院附屬療養所設置ニ關スル建議案(佐保畢雄君外五名提出) (委員長報告)

第三十四 内地臺灣間航空輸送開始速成ニ關スル建議案(永田良吉君外七名提出) (委員長報告)

第三十五 日華間定期航空開始ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出) (委員長報告)

第三十六 民間飛行士優遇ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出) (委員長報告)

第三十七 移植民事業並海外貿易助成ニ關スル法律制定ニ關スル建議案(中村嘉壽君外二名提出) (委員長報告)

第三十八 在米同胞慰問ノ爲民族使節派遣ニ關スル建議案(松田竹千代君外三名提出) (委員長報告)

第三十九 大垣金澤間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第四十 越美線速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第四十一 小濱與名田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第四十二 上野敦賀間急行列車運轉ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第四十三 米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出) (委員長報告)

第四十四 羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ關スル建議案(樋口典常君提出) (委員長報告)

第四十五 湖南鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君外一名提出) (委員長報告)

第四十六 雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第四十七 柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第四十八 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第四十九 武豐線ヲガソリン車運轉ニ變更シ師崎迄延長ニ關スル建議案(西脇晉君提出) (委員長報告)

第五十 岡崎飯田間鐵道敷設ニ關スル建議案(小林錦君提出) (委員長報告)

第五十一 鹽原鬼怒川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(坪山德彌君提出) (委員長報告)

第五十二 岐阜縣擴張ニ關スル建議案
(西岡竹次郎君外四名提出)
(委員長報告)

第五十三 福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案(林平馬君提出)
(委員長報告)

第五十四 長崎驛改築ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十五 長崎市ニ國營ステーションホテル設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十六 長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十七 諫早町ニ機關庫設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十八 長崎市ヲ起點トスル彼杵半島一周國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第五十九 大仙神社創建ニ關スル建議案(樋口典常君外一名提出)
(委員長報告)

第六十 倉敷川改修ニ關スル建議案(星島二郎君提出)
(委員長報告)

第六十一 古物商取締法改正ニ關スル建議案(小高長三郎君外一名提出)
(委員長報告)

第六十二 久慈川改修速進ニ關スル建議案中井川浩君提出)
(委員長報告)

第六十三 北海道甜菜糖業獎勵助長ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出)
(委員長報告)

第六十四 北海道拓殖計畫改訂ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出)
(委員長報告)

第六十五 北海道更生復興方策ニ關スル建議案(木下成太郎君外十八名提出)
(委員長報告)

第六十六 小濱港修築ニ關スル建議案(添田敬一郎君外四名提出)
(委員長報告)

第六十七 磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(林平馬君提出)
(委員長報告)

第六十八 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第六十九 鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊設置ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
(委員長報告)

第七十 佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案(佐保畢雄君外二名提出)
(委員長報告)

第七十一 新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案(世耕弘一君提出)
(委員長報告)

第七十二 金丸ヶ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案(坪山德彌君提出)
(委員長報告)

第七十三 特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案(菅野善右衛門君提出)
(委員長報告)

第七十四 志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十五 國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十六 大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十七 田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
(委員長報告)

第七十八 利府驛松島驛間線路變更並松島驛移轉ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出)
(委員長報告)

第七十九 宇和島須崎間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山村豊次郎君外四名提出)
(委員長報告)

第八十 美瑛驛邊別驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案(東武君外二名提出)
(委員長報告)

第八十一 後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案(田村實君外九名提出)
(委員長報告)

第八十二 船引浪江間鐵道敷設ニ關スル建議案(助川啓四郎君外一名提出)
(委員長報告)

第八十三 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出)
(委員長報告)

第八十四 靜岡驛改築ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)
(委員長報告)

第八十五 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)
(委員長報告)

第八十六 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山本厚三君外二名提出)
(委員長報告)

第八十七 鹽釜港修築ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出)
(委員長報告)

第八十八 肝屬川治水工事急施ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
(委員長報告)

第八十九 志賀神社創建ニ關スル建議案(服部岩吉君外二名提出)
(委員長報告)

第九十 常願寺川砂防工事速進並河身改修速成ニ關スル建議案(高見之通君外二名提出)
(委員長報告)

第九十一 映畫國策樹立ニ關スル建議案(岩瀬亮君提出)
(委員長報告)

第九十二 長崎佐世保間縣道ヲ軍用ノ國道ニ編入ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第九十三 府縣社以下ノ神社ニ供進スル神饌幣帛料國庫負擔ニ關スル建議案(松田正一君外五名提出)
(委員長報告)

第九十四 愛知縣下一市三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案(近藤壽市郎君提出)
(委員長報告)

第九十五 馬產振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
(委員長報告)

第九十六 長崎漁港修築ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第九十七 國有林野所在市町村交付金ノ増額並同府縣ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
(委員長報告)

第九十八 長崎市ニ高等水產專門學校設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第九十九 長崎藥學專門學校設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
(委員長報告)

第一百 北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)
(委員長報告)

第百一 北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(山本厚三君外三名提出)

第百二 諫早驛大村驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案(森肇君提出)

第百三 石炭運賃低減ニ關スル建議案(木下成太郎君外二名提出)

第百四 上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(竹澤太一君外一名提出)

第百五 事變ニ因ル戰公傷兵家族ノ鐵道無賃乘車ニ關スル建議案(岡本一已君外六名提出)

第百六 武豐師崎間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(山田佐一君外二名提出)

第百七 關ヶ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案(仙波久良君外二名提出)

第百八 飯塚驛擴張ニ關スル建議案(實岡半之助君外一名提出)

第百九 國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案(藤井啓一君提出)

第百十 國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案(保良淺之助君提出)

第百十一 田島今市間鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外一名提出)

第百十二 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君外一名提出)

第百十三 米澤喜多方間田島今市間鹿沼河間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)

第百十四 木曾川大井堰堤ニ副堰堤築造ニ關スル建議案(山田佐一君外一名提出)

第百十五 利根渡良瀬江戸三川低水工事急施ニ關スル建議案(今井健彦君外四名提出)

第百十六 武豐港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案(山田佐一君外二名提出)

第百十七 米穀生産費調査ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第百十八 蠶業指導員設置助成金下付ニ關スル建議案(加藤知正君提出)

第百十九 鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案(樋口典常君外十六名提出)

第百二十 文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

第百二十一 恩給法中遺族扶助料及增加恩給改正ニ關スル建議案(八角三郎君外六名提出)

第百二十二 佐世保鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

佐世保鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

長崎縣佐世保驛ヲ起點トシ早岐川棚被杵佐賀縣嬉野驛田ヲ經テ鹿島驛ニ達スル省營自動車運輸ヲ開始シ平坦線ト長崎本線並佐世保驛トノ聯絡ヲ計ラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一 佐世保鹿島間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(佐保畢雄君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

大和川改修速進ニ關スル建議案

大和川改修速進ニ關スル建議案

大和川ハ流域面積四十六方里灌溉段別二萬五千町歩ヲ包有シ數箇支川ト共ニ灌溉河川トシテ重要ナルモ僅ニ旱天連續セハ用水忽チ涸渴シ一朝大雨來ラムカ隨所ニ堤防缺潰シテ洪水氾濫シ甚大ナル被害ヲ被ルヲ常トス殊ニ非常災害トモ稱スヘキ彼ノ明治三十六年大正六年ノ水害ノ如キ又昭和五年ノ大水ノ如キ其ノ被害額實ニ數百萬圓ニ達シ沿岸民ノ不安實ニ怖ルヘキモノアリ而シテ一度此ノ水禍ニ見舞ハレムカ多年ノ努力モ瞬時ニシテ水泡ニ歸シ容易ニ舊態ニ復スルコト能ハス其ノ結果生命財產ニ致命的ノ損傷ヲ與ヘ其ノ慘害想像以上ナルハ吾人ノ幾度カ經驗スル所ナリ殊ニ奈良縣ノ如キ人口僅ニ六十萬ニ過キサルニ其ノ縣債ハ現在既ニ三百八十八萬餘圓ノ巨額ニ達シ而モ其ノ中二百六十七萬圓ハ實ニ之カ災害復舊費ニ要シタル起債ニシテ此ノ儘推移セムカ沿岸被害地ノ産業ハ萎靡シ縣債ハ災害ト共ニ増加スルノミニテ縣財政ヲ危殆ニ瀕セシメ前途憂慮ニ堪ヘス之カ根本的解決ニ依リ災禍ヲ除去シ以テ民力ヲ涵養シ縣財政ノ安定ヲ圖ルハ刻下ノ緊要事ナリトス更ニ昭和六年冬突發セル大阪府下岬ノ地ニハ遂ニ大和川及其ノ對岸地域ヲ隆起シ爲ニ河水ハ閉塞シ其ノ滑動ト隆起ハ今尙依然トシテ停止セス河積ヲ縮少ス現在ノ應急工事ニテハ到底舊態ニ復スルヲ得サルナリ又地勢ヨリ考察スルニ奈良盆地ハ有史以前ニ於テハ管テ水ヲ湛ヘテ湖水タリシモノニシテ大和川ナル排水路ヲ生シタル爲始テ耕地ト爲リシヲ以テ一朝此ノ流路ヲ杜塞セハ奈良縣ノ平野ハ再び往昔ノ湖水ト化スヘキ虞アル所ナリ之ヲ以テ政府ハ速ニ本川並支川ヲ國ノ直轄河川トシ地ニ應急工事ト共ニ根本的改修計畫ヲ樹立シ之カ實施ニ依リテ從來ノ災厄ヲ除去シ以テ沿岸民多年ノ慘苦ヲ救ヒ延テ産業ノ振興促進ヲ圖ルハ刻下焦眉ノ急務ナリ仍テ政府ハ宜シク右改修促進上徹底的根本工事ヲ實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一 三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ速ニ岩手縣盛ヨリ釜石ニ至ル鐵道並同縣宮古ヨリ久慈ニ達スル鐵道ヲ建設スル計畫ヲ定メ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ速ニ岩手縣盛ヨリ釜石ニ至ル鐵道並同縣宮古ヨリ久慈ニ達スル鐵道ヲ建設スル計畫ヲ定メ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ速ニ岩手縣盛ヨリ釜石ニ至ル鐵道並同縣宮古ヨリ久慈ニ達スル鐵道ヲ建設スル計畫ヲ定メ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ速ニ岩手縣盛ヨリ釜石ニ至ル鐵道並同縣宮古ヨリ久慈ニ達スル鐵道ヲ建設スル計畫ヲ定メ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一大和川改修速進ニ關スル建議案（福井 甚三君外一名提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

矢吹原國營開墾ニ關スル建議案

矢吹原國營開墾ニ關スル建議案

政府ハ福島縣矢吹原ノ國營開墾ノ計畫ヲ樹テ速ニ之ヲ實施ヲ望ム

右建議ス

報告書

一矢吹原國營開墾ニ關スル建議案（中野 寅吉君提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

駿河灣西岸漁港修築ニ關スル建議案

駿河灣西岸漁港修築ニ關スル建議案

政府ハ静岡縣駿河灣西岸御前崎、地頭方面ニ於ケル漁港修築ノ計畫ヲ容レ之ヲ助成セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一駿河灣西岸漁港修築ニ關スル建議案（宮本雄一郎君外七名提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

國有林野ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案
國有林野ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案

農民カ燃料ヲ得或ハ堆肥ノ原料若ハ諸種ノ林產物ヲ得テ以テ農村生活ノ安泰ヲ計リ又常ニ餘剩勞力ヲ利用シテ勤勞ノ風習ヲ維持スル點ニ於テ林野ト農村生活トハ實ニ不可分ノ關係ニアリ故ニ唯單ニ田畑耕地ノミヲ以テハ農村ハ遂ニ疲弊ヲ免レサルナリ深ク思フ致ササルヘカラス

抑今日ノ國有林野ノ大部分ハ古來地元町村又ハ其ノ所在地附近町村ノ入會地トシテ薪炭、飼料、肥料等ヲ自由ニ採取シタルニ依リ明治初年頃迄ハ關係農民ノ利スル所尠少ニアラサリシナリ故ニ當時ハ肥料ハ山野ノ生草又ハ落葉ヲ採取シテ之ヲ充用シ殆ト金肥ヲ使用スルノ必要ナク從テ今日ノ如ク農家カ肥料代金ニ苦シムカ如キコトナク而モ冬期間ハ各自薪炭業ニ從事シテ其ノ生活ヲ安ムスルコトヲ得タルナリ然ルニ政府ハ廢藩ノ爲失業シタル無產ノ士族ニ恆業トシテノ農地ヲ與ヘテ一ハ以テ不平ノ士族ヲ慰撫シ社會ノ治安ヲ圖ラムカ爲適當ノ土地ヲ得ル必要起リ明治十一年山野改正ノ際「山林原野區分査定」ト稱シ古來住民ノ利源タリシ所在ノ山林原野ヲ官有地ニ編入シ後年ニ至リ國有林野ト改稱シテ關係住民ノ利用ヲ禁シテ之ヲ苦シメ專ラ官業トシテ利益ヲ擧クルコトニ汲汲トシテ今日ニ及ヒシナリ

林野ノ官有ニ編入セラルルヤ爾來關係住民ハ之カ返還ヲ求メ各地方ヨリ哀訴嘆願續出シ更ニ帝國議會開設以來今日ニ至ル間ニ於テモ國有林野ノ爲ニ入山ヲ妨ケラ

ル所ノ人民ヲ匡救セムカ爲或ハ法律案トナリ或ハ請願トナリテ議場ニ現レタルモノ甚タ多キニ觀ルモ古來關係ノ深カリシ人民ノ苦痛ノ如何ニ甚大ナルカラ知ルニ足ラム故ニ是等ノ人民ヲシテ其ノ生業上必要ニシテ古來ヨリ入山使用收益ノ慣行アル林野ハ農村現下ノ疲弊ヲ救済シ將來農村ヲシテ其ノ生活ヲ確立セシムル爲ニ無償ニテ其ノ町村ニ交付スルカ又ハ委託林トシテ其ノ收益ヲ分收スルノ制度ヲ設ケ或ハ又其ノ必要面積ヲ不要存置林野ニ編入シ極メテ低廉ナル單價ヲ以テ三十年以上ノ長期年賦上納ノ方法ニ依リ其ノ關係町村ニ特賣スル等農村ノ爲ニ便宜ヲ與フルコトハ刻下ノ急務ナリ依テ政府ハ速ニ適當ナル方法ヲ定メテ以テ農村生活ノ確立ニ努力セラレムコトヲ望ム

報告書

一國有林野ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案（林平馬君外二名提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

憲法發布ノ勅語捧讀式舉行ニ關スル建議案
憲法發布ノ勅語捧讀式舉行ニ關スル建議案

建議

政府ハ今年以後年年ノ紀元節ニ當リ全國各學校ニ於テ必ス憲法發布ノ勅語捧讀式ヲ舉行セシムルヤウ速ニ適當ノ方法ヲ講

セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一憲法發布ノ勅語捧讀式舉行ニ關スル建議案（鈴木正吾君提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案
貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案

建議

貴族院及衆議院ノ議長ハ樞密院議長ト同一ノ待遇、副議長ハ樞密院副議長ト同一ノ待遇、議員ハ高等官一等待同一ノ待遇ヲ受クルノ途ヲ講シ之ヲ實現ヲ期セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案（一松定吉君外三名提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

自治功勞者表彰規程ニ關スル建議案
自治功勞者表彰規程ニ關スル建議案

自治體ノ發達如何ハ國家ノ發展消長ニ重大ナル關係ヲ有スルコト論ヲ俟タサル所ナリ然ルニ自治體ノ現狀ヲ觀ルニ自治ノ

セルモノニシテ其ノ經費ハ必シモ鮮カラ
スト雖其ノ業績ニ至リテハ決シテ満足ス
ル能ハス却テ中華民國ヲシテ不快ノ感ヲ
起サシメ居ルノ疑サヘアリ更ニ文部省ニ
於テハ留學生ノ事務ヲ鐵道省ニ於テハ對
外宣傳ヲ行ヒ居ルモ何レモ徒ニ名ノミ美
ニシテ其ノ成果ハ之ト伴ハス時トシテハ
甚タ寒心ニ堪ヘサルモノアリサレハ此等
各省ニ散在セル機關ヲ統一シテ一面行政
財政ノ整理ニ資スルト同時ニ其ノ努力ヲ
集注シ組織運用ノ宜シキヲ得ハ單ニ我カ
國ノ文化ト事情トヲ世界ニ紹介スルノミナ
ラス延テハ我カ國際關係ニ補益スル所鮮
少ナラサルヘキヲ信ス而シテ此ノ機關ハ
專ラ日本及東洋文化ヲ紹介スルニアアルモ
同時ニ各國ノ文化ヲモ我ガ國ニ紹介スヘ

出版外國語講演等ヲ直營又ハ補助スルト
同時ニ歐米各國ニ文教事務官（カルチユ
ラル・アッタッシェ）ヲ設ケテ其ノ任ニ當ラシ
メ併セテ在外留學生ヲ監督指導セシムル
コトヲ得ヘシ依テ政府ハ本趣旨ヲ容レ速
ニ國際文化事業局ヲ開設セラレムコトヲ

報告書

一 國際文化事業局開設ニ關スル建議案
(中村嘉壽君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

間半ノ近距離ニ在リテ溫泉噴出量豐富泉質諸病ニ適シ而モ土地乾燥療養所トシテハ實ニ理想的ノ地ナルヲ以テ同所ニ海軍病院附屬療養所ヲ設置セラレムコトヲ望ム

右建議ス

一 佐世保鎮守府海軍病院附屬療養所設置
ニ關スル建議案（佐保畢雄君外五名提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月一日
建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

内地臺灣間航空輸送開始速成ニ關スル
建議案

内地臺灣間航空輸送開始速成ニ關スル
建議案

政府ハ速ニ内地臺灣間航空輸送ヲ開始セ
ラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

内地臺灣間航空輸送開始速成ニ關スル

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月一日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

日華間定期航空開始ニ關スル建議案

日華間定期航空開始ニ關スル建議

現在日華間交通連絡ハ長崎上海間汽船便

ニ於テ十八時間ヲ要スルモ航空機ニ依ルトキハ五時間以内ニ短縮スルコトヲ得ヘシ日本航空輸送會社ハ先年福岡上海間ニ日華航空輸送開始ノ準備ヲ爲セルモ中華民國ノ同意ナキ爲メ未タ其ノ實現ヲ見サルハ日華兩國國民福利増進上遺憾ニ堪ヘサル所ナリ依テ政府ハ西洋ニ於テ英國ト歐洲大陸各國間ニ於ケル國際航空進展ノ現狀ニ鑑ミ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ日華間ニ定期航空ヲ開始シ以テ兩國國民ノ親善ト福利ノ増進ヲ計ラレムコトヲ望ム

移殖民事業並海外貿易助成ニ關スル法律制定ニ關スル建議案
移殖民事業並海外貿易助成ニ關スル法律制定ニ關スル建議案
我々國ハ國土狹小ニシテ天然資源亦豐ナラス而モ人口ノ増加ハ年々高率ヲ示シ剩サハ世界の不況ハ我々國ニモ襲來シテ堵ニ安ムセサル者日ニ多キヲ加ヘ都會ト言ハス農漁村ト言ハス失業者相次テ生シ飢餓線上ニ迷フ者其ノ數幾百萬ナルヲ知ラス思想ノ惑亂、政治經濟ノ不整自ラ起リ國民學テ之ヲ憂ヘサル者ナシ斯クテ今正ニ至ラムトスル國難ヲ救フノ途ハ幾多對內的政策ニ俟ツモノアルハ固ヨリ其ノ處ナルヘキモ其ノ最喫緊痛切ナルハ蓋過剩人口ヲ海外ニ移殖シテ内ニ人口ノ調節ト生活ノ緩和ヲ圖リ外ニ民族ノ發展ヲ企畫スルヨリ賢ナルハナシ晚近當局國民共ニ覺醒シテ中南米ヲ初トシ南洋ニ滿蒙方面ニ移殖民事業ヲ企テ又ハ南北阿弗利加、近東、バルカン等ニ至ル迄通商、貿易ヲ策スル者日ニ加ハルニ至レルハ大ニ吾人ノ意ヲ強ウスルモノナリ然リト雖此ノ種事業ハ一朝一夕ニシテ達成スヘキニ非ス確固不拔ノ大方針ヲ定メ百年ノ大計ヲ樹立シテ官民合致以テ不撓ノ努力ヲ傾注セサルヘカラス今ヤ漸ク時運至リ特ニ南中米諸國ノ如キハ大ニ我々移殖民ヲ歡迎スルト同時ニ彼我々通商貿易ヲ盛ナラシメムトスルノ傾向極メテ著シキモノアリ故ニ政府ハ此ノ時ニ當テ機ヲ逸セス移殖民事業並海外貿易助成ニ關スル法律ヲ制定シ以テ其ノ大策ヲ確立セラレムコトヲ望ム

報告書
一日華間定期航空開始ニ關スル建議案
(永田良吉君外十名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月一日

衆議院議長 秋田清殿 倉元 要一

民間飛行士優遇ニ關スル建議案
民間飛行士優遇ニ關スル建議案
民間飛行士ハ我々陸海兩空軍ノ豫備隊トシテ責務重大ナリ依テ政府ハ民間飛行士ノ増加養成法並之カ優遇法ヲ制定實施セラレムコトヲ望ム

報告書

一民間飛行士優遇ニ關スル建議案(永田良吉君外十名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月一日

衆議院議長 秋田清殿 倉元 要一

報告書
一移殖民事業並海外貿易助成ニ關スル法律制定ニ關スル建議案(中村嘉壽君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月一日

衆議院議長 秋田清殿 倉元 要一

在米同胞慰問ノ爲民族使節派遣ニ關スル建議案
在米同胞慰問ノ爲民族使節派遣ニ關スル建議案
帝國ノ現狀ハ遠大ナル移民政策ノ樹立ヲ必要トスルニ鑑ミ先ツ三十萬在米同胞ノ過去數十年ノ奮闘ト其ノ勞苦ニ對シ政府ハ須ラク民族使節ヲ派シテ慰問セシムヘシ

報告書
一在米同胞慰問ノ爲民族使節派遣ニ關スル建議案(松田竹千代君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月一日

衆議院議長 秋田清殿 倉元 要一

大垣金澤間鐵道敷設速成ニ關スル建議案
大垣金澤間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

岐阜縣大垣市ヨリ福井縣大野町ヲ經テ石川縣金澤市ニ至ル百六十五軒餘ノ鐵道ハ

本邦中部ニ於ケル橫斷鐵道トシテ産業開發ノ爲急設ノ必要アルモノト認ム政府ハ速ニ計畫ヲ樹テ之カ敷設ニ著手セラレムコトヲ望ム

報告書
一大垣金澤間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

衆議院議長 秋田清殿 倉元 要一

越美線速成ニ關スル建議案
越美線速成ニ關スル建議案
福井市ヨリ美濃太田町ニ通スル越美線ハ岐阜縣方面ヨリノ工事進捗シテ其ノ一部ハ既ニ開通セルニ拘ラス福井縣方面ヨリハ未タ工事ニ著手セス故ニ政府ハ宜シク該方面ヨリモ起工シ以テ全線開通ノ速成ヲ期セラレムコトヲ望ム

報告書
一越美線速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

衆議院議長 秋田清殿 倉元 要一

小濱與名田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案
小濱與名田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

本線ハ小濱線小濱町ヨリ奥名田ニ至ル線
路ニシテ地方富源ノ開發産業交通並軍事
上ヨリ見テ之カ敷設ノ最緊急ヲ要スルハ
言フ俟タス依テ政府ハ速ニ本鐵道ヲ敷設
セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一小濱奥名田間鐵道敷設速成ニ關スル建
議案(猪野毛利榮君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

上野敦賀間急行列車運轉ニ關スル建
議案
上野敦賀間急行列車運轉ニ關スル建
議

北陸線福井市近郊ハ我カ國絹織物生産地
トシテ顯ハレ加フルニ現時人絹工業ノ勃
興盛ナルモノアリ又金澤以西ハ豐富ナル
溫泉地敦賀ハ裏日本屈指ノ貿易港ニシテ
滿鮮トノ關係特ニ緊密トナレルニ拘ラス
現在急行列車ノ運轉ハ上野驛ヨリ金澤驛
迄ニ止マリ其ノ不便大ナリ依テ速ニ之ヲ
敦賀驛迄延長セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一上野敦賀間急行列車運轉ニ關スル建議
案(猪野毛利榮君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建議
案
米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建
議

報告書

北陸線米原今庄間ハ其ノ距離僅ニ七十四
軒九分ナルニ拘ラス其ノ間距離十五箇所
ノ多キニ達シ何レモ相當長距離ニシテ其
ノ間旅客ニ與フル煤煙ノ加害實ニ言語ニ
絶スルモノアリ依テ速ニ該鐵道ヲ電化セ
ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建議
案(猪野毛利榮君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

一羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ關スル建議案
(樋口典常君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

一羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ關スル建議案
(樋口典常君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

湖南鐵道敷設ニ關スル建議案
湖南鐵道敷設ニ關スル建議

報告書

政府ハ速ニ磐城西線廣田驛ヲ起點トシテ
猪苗代湖南岸福良ヲ經東北本線白河驛
ニ至ル間ノ鐵道ヲ建設シ以テ運輸交通ノ
發達ヲ促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一湖南鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗
吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建
議案
雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建
議

報告書

雪國地帯ノ交通ハ冬季間極メテ不便ニシ
テ貨物ノ運搬住民ノ往來等自動車ノ利用
ニ依ル能ハス文化ノ施設ニ惠マレサル悲
慘ノ情態ハ殆ト想像モ及ハサル所ニシテ
此等地方ニ對スル鐵道ノ敷設ハ實ニ産業上
忽諸ニ付シ能ハサルノミナラス社會政策
ノ見地ニ於テモ默過シ能ハサル問題ナリ
惟フニ雪國地帯ニ於ケル私設鐵道ニ對シ
テハ資本家ハ其ノ薄利ナルノ故ヲ以テ投
資スル者ナク隨テ此等地方ニ於ケル私設
鐵道ノ企畫ハ到底望ム能ハス故ニ鐵道補
助法ノ如キ其ノ適用ヲ受クルノ途ナシ政
府ハ須ラク國有鐵道政策本來ノ精神ニ鑑
ミ雪國地帯ニ對シテハ特ニ急速ニ鐵道ヲ
敷設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議
案(八田宗吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關
スル建議案
柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ
關スル建議

政府ハ福島縣柳津ヨリ只見ヲ經テ新潟縣
小出ニ至ル間及前記只見ヨリ古町ニ至ル
間ノ鐵道ヲ速成シ以テ運輸交通ノ發達ヲ
促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關
スル建議案(八田宗吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ
關スル建議案
柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設
ニ關スル建議

政府ハ速ニ會津線柳津ヨリ分岐シ磐城西
線野澤驛ニ至ル鐵道及會津線坂下驛ヨリ
分岐シ磐城西線喜多方驛ニ至ル鐵道ヲ敷
設シ以テ運輸交通ノ連絡ヲ計リ地方文化
ノ進展ヲ促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

武豐線ヲガソリン車運轉ニ變更シ師崎迄延長ニ關スル建議案
武豐線ヲガソリン車運轉ニ變更シ師崎迄延長ニ關スル建議案

武豐線ヲガソリン車運轉ニ變更シ知多郡師崎町迄延長サレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一武豐線ヲガソリン車運轉ニ變更シ師崎迄延長ニ關スル建議案(西脇晉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

岡崎飯田間鐵道敷設ニ關スル建議案

岡崎飯田間鐵道敷設ニ關スル建議案
東海道線岡崎驛ヨリ足助町ヲ經テ伊那電氣鐵道飯田驛ニ至ル間ハ茶葉蠶業等ノ諸物資極メテ豊富且風光明媚有名ナル史蹟在リテ四季ノ遊覽ニ適ス殊ニ岡崎驛附近ニハ蒲郡、西浦等ノ海水浴場在リテ浴客亦尠カラズ現時北陸方面ヨリ靜岡縣愛知縣等ニ出テムトスル者及是等ノ方面ニ向テ搬出セラルル物資ハ遠ク名古屋驛ヲ迂廻セサルヘカラサル狀態ニアリテ不便大

ナルモノアリ本線ニ依リ中央線ト東海道線トヲ連絡スルハ洵ニ喫緊事ニ屬ス故ニ政府ハ速ニ本線ヲ敷設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一岡崎飯田間鐵道敷設ニ關スル建議案(小林鏡君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

鹽原鬼怒川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

鹽原鬼怒川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

天下ノ名勝地鹽原溫泉ハ年年其ノ迎フル所ノ浴客數十萬ヲ算シ鬼怒川溫泉亦茲數年間ニ於テ設備其ノ他急速度ノ發展ヲ爲シ京濱方面ヨリ一箇年八萬餘ニ達スル浴客ヲ迎フ而シテ兩溫泉ハ共ニ日光國立公園ノ接續地トシテ毎年七十萬ヲ超過スル日光觀光客ヲ誘致シ益股賑ノ度ヲ高メムトシツアリ然ルニ其ノ交通機關ハ甚シク不備ニシテ是等浴客ニ對シ満足ヲ與フル程度ニ達セス殊ニ鹽原鬼怒川間ニ在リテハ迂回數時間ヲ要シ辛ウシテ連絡ヲ探リツツアル現狀ナリ茲ニ於テ地元栃木縣ニ於テハ昭和六年度ニ於テ鹽原鬼怒川間ノ連絡道路開鑿ヲ企圖シ目下其ノ施設中ニアリ故ニ政府ハ速ニ鹽原鬼怒川間ニ國營自動車ヲ運轉シ公衆ノ利便ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一鹽原鬼怒川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(坪山德彌君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案

福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案
政府ハ東北本線福島驛ヨリ磐越西線猪苗代驛ニ至ル鐵道ヲ速ニ敷設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案(林平馬君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

長崎驛改築ニ關スル建議案

長崎驛改築ニ關スル建議案
長崎市ハ國際幹線路ノ日本ニ於ケル門戶ニシテ一衣帶水ノ地ニ在ル上海トノ間ニハ定期ノ日支聯絡船ノ便アリ大陸支那、香港、「シンガポール」、南洋方面トノ交通ノ要衝ニ當リ又往時ニ於ケル歐米文化ノ輸入地トシテ名所史蹟ニ富ミ殊ニ世界ニ誇ルヘキ景勝地雲仙ヲ背後ニ控ヘテ内外人ノ來遊スル者甚タ多シ今ヤ雲仙ハ國立公園ニ指定セラレムトス之カ設備完成

ノ上ハ益遊覽旅客ノ増加スヘキハ期シテ待ツヘキナリ然ルニ斯ク多數ノ來遊者ヲ吞吐スヘキ長崎驛ハ舊態依然タル老朽建築ニ係リ構内狹隘ニシテ諸設備ノ不完全ナルコト實ニ甚シク纔ニ小憩ヲ取ルヘキ所サヘナキ實情ナリ斯ノ如キハ西日本有數ノ大都市ニシテ而モ國際交通路ノ日本ノ門戶タル長崎市ノ體面ヲ保ツ所以ニ非サルハ勿論乘降客ノ不便不利亦尠カラズ仍テ政府ハ速ニ之ヲ改築シ乘降客ニ満足ヲ與ヘ且都會美ノ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一長崎驛改築ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

長崎市ニ國營ステーションホテル設置ニ關スル建議案

長崎市ニ國營ステーションホテル設置ニ關スル建議案
長崎市ハ國際幹線路ノ日本ニ於ケル門戶ニシテ一衣帶水ノ地ニ在ル上海トノ間ニハ定期ノ日支聯絡船アリ大陸支那、香港、「シンガポール」、南洋方面トノ交通ノ要衝ニ當ル又同市ハ往時歐米文化ノ輸入地トシテ名所史蹟ニ富ミ殊ニ世界ニ誇ルヘキ景勝地雲仙ヲ背後ニ控ヘ内外人ノ來遊スル者甚タ多シ而シテ雲仙公園ハ毎年三千ノ外人觀光客ヲ迎ヘツツアリ殊ニ近ク

國立公園トシテ指定セラルル曉ハ外人來遊者ハ陸續トシテ來リ今夏ノ如キハ八九月ノ僅ニ二箇月ノ短期間ニテモ其ノ數二千人ヲ超エ其ノ消費額ハ優ニ百萬圓ヲ突破スルノ實情ナリ然ルニ現在長崎市ニハ是等多數ノ外客ヲ收容シ得ル一ノ「ホテル」ダニナク爲ニ空シク歸國スル者多ク觀光客ノ困惑不便ヲ感スルコト甚シ此ノ時ニ當リ長崎市民ノ間ニハ雲仙國立公園指定ヲ機機トシテ雲仙長崎ヲ打テ一丸トシタル遊覽都市建設ノ機運愈熟シ其ノ第一著手トシテ「ホテル」建設ノ要望甚タ切ナルモノアリサレド民間ニ於テハ資力乏シク完全ナル「ホテル」建設ノ望ナシ現今幸ニ長崎驛改築ノ時機ニ際會ス故ニ此ノ際鐵道省ニ於テモ關釜連絡ニ山陽「ホテル」アルカ如ク少クトモ山陽「ホテル」程度ノ「ステーションホテル」ヲ日支聯絡ノ門戸タル長崎市ニ建設セラルルコトハ國策上時宜ニ適シタル措置ニシテ國益増進ノ點ヨリスルモ緊急事ナリト信ス仍テ速ニ右計畫ノ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム

右建議ス
報告書
一長崎市ニ國營ステーションホテル設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案

政府ハ長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ノ計畫ヲ樹テ速ニ之カ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス
報告書
一長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案

政府ハ長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ノ計畫ヲ樹テ速ニ之カ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス
報告書
一長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案

一諫早町ニ機關庫設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案

一諫早町ニ機關庫設置ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案
長崎市雲仙公園間國營自動車運輸ニ關スル建議案

報告書
一長崎市ヲ起點トスル彼杵半島一周國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
大仙神社創建ニ關スル建議案
大仙神社創建ニ關スル建議案

報告書
一長崎市ヲ起點トスル彼杵半島一周國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
大仙神社創建ニ關スル建議案
大仙神社創建ニ關スル建議案

報告書
一長崎市ヲ起點トスル彼杵半島一周國營自動車運輸ニ關スル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
大仙神社創建ニ關スル建議案
大仙神社創建ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
古物商取締法改正ニ關スル建議案
古物商取締法改正ニ關スル建議案

報告書
一古物商取締法改正ニ關スル建議案(小高長三郎君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
久慈川改修速進ニ關スル建議案
久慈川改修速進ニ關スル建議案

報告書
一古物商取締法改正ニ關スル建議案(小高長三郎君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿
久慈川改修速進ニ關スル建議案
久慈川改修速進ニ關スル建議案

小濱港修築ニ關スル建議案

小濱港修築ニ關スル建議案

政府ハ速ニ日本海沿岸ニ於ケル天然ノ良港タル福井縣小濱港ヲ修築シ國際交通上樞要港トノ連絡ニ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

報告書

一小濱港修築ニ關スル建議案(添田敬一郎君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案

磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案

關スル建議案

北ハ雄峰吾妻ノ三山ヨリ流ルル水ハ檜原、秋元、小野川ノ三湖ニ湛ヘ且噴火ニ依リテ形成シタル赤沼、青沼、五色沼等無數ノ沼湖ハ其ノ間ニ點在シテ人目ヲ驚嘆セシメ、南ハ「ゼネバ」ノ風光ニモ勝レリト稱セラルル猪苗代湖ハ嚴冬中モ猶結氷スルコトナク舟楫至便、水亦飽ク迄清ク波極メテ靜穩、旭日東天ヲ染メテ映シタ陽山色ヲ更ヘテ映スル所實ニ平和ニシテ太古ノ思ヲ爲サシム一度磐梯山頂ニ至レハ西ハ會津ノ平原ヲ一望ニ納メ北方遠ク山形ノ三山ヲ望ミ東安達太郎山硫黃山等ハ指呼ノ間ニ在リ殊ニ雪中ハ至ル所「スキ」ノ好適地ナラサルナク實ニ春夏秋冬風光自ラ異リ四季遊覽ニ適ス即チ所謂磐

梯山ヲ中心トスル大自然ノ風光ハ以テ世界ニ紹介スルニ足ルモノアリ殊ニ山麓ニハ多數各種ノ溫泉湧出シ極メテ諸病ニ適ス而モ急行列車ヲ以テスル時ハ東京ヨリ僅僅五時間ニシテ其ノ山麓ニ達スルヲ得ヘシ故ニ若道路ノ開鑿ト旅館其ノ他ノ諸設備トヲ施サムカ恐ラク全國ニ冠タル大遊覽地トナルハ火ヲ賭ルヨリモ明ナリ依テ政府ハ速ニ磐梯山ヲ中心トスル一帯ノ地域ヲ國立公園ニ指定セラレムコトヲ望ム

(別紙)

磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案

政府ハ風光明媚世界の風致ヲ以テ其ノ名高キ磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル一帯ノ地域ヲ國立公園ニ指定シ以テ其ノ勝景ヲ發揮セシメ内外人ノ一大遊覽地タラシムヘシ

右建議ス

鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊設置ニ關スル建議案

鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊設置ニ關スル建議案

政府ハ太平洋、南洋、南支、支那海、亞細亞大陸各方面ニ對スル國防ノ安全ヲ確保シ且民間航空ノ發展ヲ圖ル爲鹿兒島縣鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊ヲ設置シ同飛行場ヲ中心トシ西ハ鹿兒島灣沿岸高須、濱田ニ水上飛行場、同横山、野里ノ東方畑地ニ陸上飛行場、東ハ有明灣沿岸東串良町、柏原、川東、安留、雪山方面地帯ニ水陸兩用飛行場ヲ建設シ大隅半島ニ一大航空隊ノ實現ヲ期セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一鹿屋飛行場ニ陸海軍航空隊設置ニ關スル建議案(永田良吉君提出)

報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案

佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案

佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案

佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案

佐世保市祇園町ニ在ル陸軍火藥庫ハ今ヲ去ル數十年前佐世保鎮守府開設當時設置セラレタル最舊式ノ火藥庫ニシテ火藥庫設置ノ際ハ佐世保ノ一隅ニ偏在セルモ日清日露ノ兩戰役ハ勿論幾多ノ事變ニ依リ市ノ範圍ハ非常ニ擴大セラレ人口ハ年年増加シ今ヤ十三萬市民ヲ抱擁スル九州ニ於ケル大都市トナレリ從テ陸軍火藥庫ハ市ノ中央部ニ位スルニ至リ現今ニ於テハ全ク民家ヲ以テ圍繞セラルル有様ナリ而モ火藥庫附近ハ市ノ發展上最必要ナル地點ニシテ小學生通學區域ノ關係上近ク小學校設立ノ議アリテ火藥庫ノ移轉ハ愈急ヲ要スルニ至レリ殊ニ火藥庫移轉ニ關シテハ先年市民ノ請願スル所トナリ採擇セラレタルモノニシテ陸軍當局ニ於テモ異議ナキモノト認ム依テ速ニ之カ移轉ヲ實現セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一佐世保市所在陸軍火藥庫移轉ニ關スル建議案(佐保畢雄君外二名提出)

報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月八日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案

和歌山縣新宮町ハ熊野地方ニ於ケル商工業其ノ他ノ中心地ニシテ人口亦市制ヲ布クニ足ル繁榮ノ地ナリ然ルニ有名ナル交通不便ノ地ニシテ同地方民ノ交通ハ僅ニ熊野灘ヲ航スル船舶ニ依ルノ外ナク暴風ノ名所トテ此ノ唯一ノ交通路スラ杜絶スルコト稀ナラス全ク大洋中ノ孤島ノ感アリ故ニ此ノ地方民ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ノ訴訟手續ヲ爲ス場合ハ已ムナ數十里ヲ隔テタル田邊町ニ赴カサルヘカラス斯クテハ多大ノ費用ト日數ヲ要スルノミナラス時季ニ依リテハ(一、八月)海洋交通ノ杜絶旬日ニ及フコトアリ爲ニ折角ノ權利ヲ放棄セサルヘカラス是レ第六十三回議會ニ於テ新宮區裁判所ニ地方裁判所ノ民刑事事件ヲ取扱フ甲號支部ノ設置ヲ建議セル所以ニシテ未タ實施セラレサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ故ニ政府ハ少クトモ乙號支部ノ設置ヲ急速ニ實現セラレムコトヲ望ム

右建議ス
報告書
一金丸ケ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案(坪山德綱君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案
特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案
日本勸業銀行、興業銀行、各府縣農工銀行、北海道拓殖銀行貸付金延滞利子ヲ日歩金三錢以内ニ制限セラレムコトヲ望ム
右建議ス
報告書
一特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案(菅野善右衛門君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案
志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案
志布志古江間鐵道工事ヲ速進シ尙同路線工事ヲ垂水町迄延長速成シ且垂水鹿兒島驛間海上連絡ノ計畫ヲ樹テ速ニ是カ實施ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス
報告書
一志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
政府ハ國鐵大隅國分驛ヲ起點トシ大隅半島ヲ南北ニ縱貫シ大泊ニ至ル國營自動車運輸ノ計畫ヲ樹テ速ニ是カ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
政府ハ鹿兒島縣肝屬郡大根占村ヲ基點トシ田代、内之浦、高山、始良、大始良、高須間ニ國營自動車運輸ノ計畫ヲ樹テ速ニ是カ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス
報告書
一大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
政府ハ鹿兒島縣肝屬郡田代、始良、鹿屋、高隈、百引噺等郡市成始良郡福山町牧ノ原間ニ國營自動車運輸開始ノ計畫ヲ樹テ

報告書
一新宮區裁判所ニ乙號支部設置ニ關スル建議案(世耕弘一君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
金丸ケ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案
金丸ケ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案
栃木縣那須郡金田村金丸ケ原ハ廣漠平坦

報告書
一金丸ケ原ニ飛行場設置ニ關スル建議案(坪山德綱君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月八日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案
特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案
日本勸業銀行、興業銀行、各府縣農工銀行、北海道拓殖銀行貸付金延滞利子ヲ日歩金三錢以内ニ制限セラレムコトヲ望ム
右建議ス
報告書
一特殊銀行延滞利子制限ニ關スル建議案(菅野善右衛門君提出)

報告書
一志布志古江間鐵道工事速進並垂水迄延長ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
國分大泊間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
政府ハ國鐵大隅國分驛ヲ起點トシ大隅半島ヲ南北ニ縱貫シ大泊ニ至ル國營自動車運輸ノ計畫ヲ樹テ速ニ是カ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一大根占内之浦高須間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日
衆議院議長秋田清殿
倉元 要一
衆議院議長秋田清殿
田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
政府ハ鹿兒島縣肝屬郡田代、始良、鹿屋、高隈、百引噺等郡市成始良郡福山町牧ノ原間ニ國營自動車運輸開始ノ計畫ヲ樹テ

速ニ之カ實現ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一田代福山間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(永田良吉君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

利府驛松島驛間線路變更並松島驛移轉ニ關スル建議案
利府驛松島驛間線路變更並松島驛移轉ニ關スル建議案

轉ニ關スル建議案

東北本線利府驛松島驛間ノ線路ヲ松島海岸經由ニ變更シ松島驛ヲ松島公園附近ニ移轉セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一利府驛松島驛間線路變更並松島驛移轉ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

宇和島須崎間鐵道敷設速成ニ關スル建議案
宇和島須崎間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

建議

愛媛縣宇和島ヨリ高知縣須崎ニ至ル鐵道ノ速成ヲ望ム
右建議ス

報告書

一字和島須崎間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山村豊次郎君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

美瑛驛邊別驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案
美瑛驛邊別驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案

建議

政府ハ速ニ北海道富良野線美瑛驛邊別驛間ニ停車場ヲ設置セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一美瑛驛邊別驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案(東武君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案
後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案

國有鐵道ノ制成リ既ニ年アリ寒村僻地多クハ其ノ普及ヲ見ル然ルニ獨リ高知縣ハ今尙此ノ惠澤ニ浴セス殆ト化外ノ民タル狀況ニアリスノ如キハ鐵道國有ノ旨義ニ反シ皇化普及ノ今日聖代ノ恨事タリ特ニ

同縣東海岸線經由地域ハ林産ニ農産ニ海産ニ物資豐富ヲ極メ人家稠密ノ町村落相連續シ居ルノミナラス奥地ニハ野根魚梁瀬ノ大森林ヲ有シ二百數十方圓ヲ投セル營林局經營ノ森林鐵道四線アリ何レモ海岸ニ起點ヲ置キ延長八万八千餘米ニ及ビ國鐵ノ急施ヲ待望シ居レリ若シニ連絡スル運輸機關ノ整備ヲ得ハ資源ノ開發一層大ナルモノアラム加之其ノ開通ノ及ホス公益ハ當ニ同縣内ニ止ラス實ニ全國ニ波及スルモノアリ我カ國鐵道行政上一日モ等閑ニ付スヘカラサル緊要事タリト認ム政府當局ハ速ニ省線後免驛ヲ起點トシ安藝町ヲ經テ德島縣古庄ニ達スル所謂東海岸線ノ建設實施アラムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案(田村實君外九名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

船引浪江間鐵道敷設ニ關スル建議案
船引浪江間鐵道敷設ニ關スル建議案

建議

政府ハ磐城東線船引驛ヨリ常磐線浪江驛ニ至ル鐵道ヲ建設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一船引浪江間鐵道敷設ニ關スル建議案(助川啓四郎君外一名提出)
右建議ス

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

一敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案
敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案

建議

環海我カ國ノ如キハ航路ノ擴張及海陸聯絡設備ノ急要ナル固ヨリ論ヲ俟タス今ヤ滿洲國ハ獨立シテ吉會鐵道其ノ完成ヲ告ケムトスルニ當リ北滿ノ物資輸送上及歐露方面ヨリノ交通貿易上大陸ト本土トノ聯絡ヲ近接急速ナラシムルノ必要切ナリ而シテ清津羅津又ハ雄基間聯絡航路ハ此ノ聯絡上最捷徑ニシテ殊ニ敦賀港ハ本土内ニ於テモ鐵道ニ依リ旅客並物資ヲ京阪地方ハ勿論直ニ關東地方ニ運送スルニ至便ノ地ナリスノ如ク右聯絡航路ハ交通貿易上及軍事外交上實ニ國運ノ發展上最急要ナル交通路ナリト認ム
現在北日本汽船會社ニ於テ清津敦賀間ヲ僅ニ月三回往復スル新高丸アリト雖將來ノ發展ニ資スルニ足ラス依テ政府ハ速ニ計畫ヲ樹テ國費ニヨリ少クモ五千噸級以上ノ船舶ヲ以テ每週二三回宛敦賀清津羅津又ハ雄基間ノ特急航路ヲ開始セラレムコトヲ望ム
右建議ス

建議

一敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出)

報告書

一敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

靜岡驛改築ニ關スル建議案

靜岡驛改築ニ關スル建議案

政府ハ國有鐵道東海道線靜岡驛改築計畫ヲ樹テ速ニ其ノ工事ヲ施行セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一 靜岡驛改築ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

政府ハ北海道内左記國有鐵道ノ敷設ヲ速成セラレムコトヲ望ム

一 國有鐵道豫定線ノ敷設速成

一 渡島國函館、釜石間

一 膽振國八雲、後志國利別間

一 膽振國京極、紋龜間

一 膽振國京極、壯龍間

一 日高國浦河、十勝國廣尾間

一 膽振國鵡川、石狩國金山間

一 膽振國「ベンケオロツプナイ」、石狩國登川間

一 石狩國札幌、天鹽國増毛間

一 石狩國白石、膽振國追分間

一 膽振國廣島、苦小牧間

一 石狩國比布、下愛別間

一 石狩國「ルベシベ」、北見國瀧ノ上間

一 日高國高江、十勝國帶廣間

一 十勝國三股、石狩國「ルベシベ」間

一 十勝國芽室、「トムラウシ」間

一 天鹽國名寄、羽幌間

一 北見國幌別、小頓別間

一 北見國枝幸、雄武間

一 北見國中佐呂間、常呂間

一 北見國留邊蘂、伊頓武華間

一 釧路國釧路、北見國相生間

一 釧路國釧路、標茶間

一 根室國標津、北見國斜里間

一 十勝國上士幌、三股間

一 天鹽國羽幌、遠別間

二 國有鐵道未成線ノ工事線上速成

一 渡島國木古内、江差間

一 渡島國木古内、福山間

一 石狩國札幌、中德富間

一 天鹽國遠別、下沙流別間

一 北見國興部、雄武間

一 北見國枝幸、濱頓別間

一 根室國厚床、標津間

一 北見國中湧別、中佐呂間間

一 北見國常呂、網走間

三 國有鐵道豫定線ニ編入起工

一 十勝國三股、北見國伊頓武華間

一 石狩國沼田ヨリ多度志ヲ經テ旭川市ニ連絡スル間

一 渡島國江差、福山間

一 渡島國江差、後志國瀨棚間

一 渡島國森ヨリ厚澤部ヲ經テ江差ニ連絡スル間

一 後志國余市、余別間

一 石狩國定山溪、膽振國喜茂別間

一 石狩國岩見澤、厚田間

一 石狩國瀧川、濱益間

一 石狩國深川、下蘆別間

一 石狩國栗山、廣島間

一 石狩國近文、比布間

一 天鹽國士別、北見國瀧ノ上間

一 天鹽國士別、石狩國添牛内間

一 石狩國雨龍、天鹽國美深間

一 石狩國雨龍、天鹽國佐久間

一 北見國遠輕、佐呂間間

一 石狩國歌志内ヨリ根室本線ニ連絡スル間

一 北見國野付牛、佐呂間間

一 北見國美幌、釧路國弟子屈間

一 北見國浦幌、大樹間

一 十勝國清水、膽振國邊富内間

一 十勝國新得、膽振國古冠間

一 石狩國幾春別、下富良野間

一 膽振國俱知安ヨリ後志國赤井川明治

一 釧路國經テ南小樽ニ連絡スル間

四 國有鐵道臨港線ノ敷設速成

一 根室臨港線

一 釧路臨港線

一 紋別臨港線

一 網走臨港線

右建議ス

北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

政府ハ北海道内左記國有鐵道ノ敷設ヲ速成セラレムコトヲ望ム

一 國有鐵道豫定線ノ敷設速成

一 渡島國函館、釜谷間

一 膽振國八雲、後志國利別間

一 膽振國京極、紋龜間

一 膽振國京極、壯龍間

一 日高國浦河、十勝國廣尾間

一 膽振國鵡川、石狩國金山間

一 膽振國「ベンケオロツプナイ」、石狩國登川間

一 石狩國札幌、天鹽國増毛間

一 石狩國白石、膽振國追分間

一 膽振國廣島、苦小牧間

一 石狩國比布、下愛別間

一 石狩國「ルベシベ」、北見國瀧ノ上間

一 日高國高江、十勝國帶廣間

一 十勝國三股、石狩國「ルベシベ」間

一 十勝國芽室、「トムラウシ」間

一 天鹽國名寄、羽幌間

一 北見國幌別、小頓別間

一 北見國枝幸、雄武間

一 北見國中佐呂間、常呂間

一 北見國留邊蘂、伊頓武華間

一 釧路國釧路、北見國相生間

一 釧路國釧路、標茶間

一 根室國標津、北見國斜里間

一 十勝國上士幌、三股間

一 天鹽國羽幌、遠別間

二 國有鐵道未成線ノ工事線上速成

一 渡島國木古内、江差間

一 渡島國木古内、福山間

一 石狩國札幌、中德富間

一 天鹽國遠別、下沙流別間

一 北見國興部、雄武間

一 北見國枝幸、濱頓別間

一 根室國厚床、標津間

一 北見國中湧別、中佐呂間間

一 北見國常呂、網走間

三 國有鐵道豫定線ニ編入起工

一 十勝國三股、北見國伊頓武華間

一 石狩國沼田ヨリ多度志ヲ經テ旭川市ニ連絡スル間

一 渡島國江差、福山間

一 渡島國江差、後志國瀨棚間

一 渡島國森ヨリ厚澤部ヲ經テ江差ニ連絡スル間

一 後志國余市、余別間

一 石狩國定山溪、膽振國喜茂別間

一 石狩國岩見澤、厚田間

一 石狩國瀧川、濱益間

一 石狩國深川、下蘆別間

一 石狩國栗山、廣島間

一 石狩國近文、比布間

一 天鹽國士別、北見國瀧ノ上間

一 天鹽國士別、石狩國添牛内間

一 石狩國雨龍、天鹽國美深間

一 石狩國雨龍、天鹽國佐久間

一 北見國遠輕、佐呂間間

一 石狩國歌志内ヨリ根室本線ニ連絡スル間

- 一北見國野付牛、佐呂間間
- 一北見國美幌、釧路國弟子屈間
- 一十勝國浦幌、大樹間
- 一十勝國清水、膽振國邊富內間
- 一十勝國新得、膽振國占冠間
- 一十勝國幾春別、下富良野間
- 一膽振國俱知安ヨリ後志國赤井川明治
- 一鑛山ヲ經テ南小樽ニ連絡スル間
- 一日本國佐瑠太ヨリ沙流川ヲ廻リ右左
- 一府ヨリ十勝國清水ニ連絡スル間
- 一膽振國喜茂別、辨邊間
- 四 國有鐵道臨港線ノ敷設速成
- 一 根室臨港線
- 一 釧路臨港線
- 一 紋別臨港線
- 一 網走臨港線
- 右建議ス

報告書

- 一北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案
(木下成太郎君外十三名提出)
- 一北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案
(山本厚三君外三名提出)
- 右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

(別紙)

- 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案
政府ハ北海道内左記國有鐵道ノ敷設ヲ速成セラレムコトヲ望ム
- 一國有鐵道豫定線ノ敷設速成
- 一渡島國函館、釜谷間
- 一膽振國八雲、後志國利別間
- 一膽振國京極、紋龜間
- 一膽振國京極、壯健間
- 一日高國浦河、十勝國廣尾間

- 一膽振國鶴川、石狩國金山間
- 一膽振國「ベンケオロツプナイ」、石狩國登川間
- 一石狩國札幌、天鹽國増毛間
- 一石狩國白石、膽振國追分間
- 一膽振國廣島、苦小牧間
- 一石狩國比布、下愛別間
- 一石狩國「ルベシベ」、北見國龍ノ上間
- 一日高國高江、十勝國帶廣間
- 一十勝國三股、石狩國「ルベシベ」間
- 一十勝國芽室、「トムラウシ」間
- 一 天鹽國名寄、羽幌間
- 一北見國幌別、小頓別間
- 一北見國枝幸、雄武間
- 一北見國中佐呂間、常呂間
- 一北見國留邊藥、伊頓武華間
- 一釧路國釧路、北見國相生間
- 一釧路國釧路、標茶間
- 一 根室國標津、北見國斜里間
- 一十勝國上士幌、三股間
- 一 天鹽國羽幌、遠別間
- 二 國有鐵道未成線ノ工事繰上速成
- 一渡島國木古内、江差間
- 一渡島國木古内、福山間
- 一石狩國札幌、中德富間
- 一 天鹽國遠別、下沙流別間
- 一北見國興部、雄武間
- 一北見國枝幸、濱頓別間
- 一 根室國厚床、標津間
- 一北見國中湧別、中佐呂間間
- 一北見國常呂、網走間
- 三 國有鐵道豫定線ニ編入起工
- 一十勝國三股、北見國伊頓武華間
- 一石狩國沼田ヨリ多度志ヲ經テ旭川市ニ連絡スル間
- 一渡島國江差、福山間
- 一渡島國江差、後志國瀨棚間
- 一渡島國森ヨリ厚澤部ヲ經テ江差ニ連絡スル間
- 一後志國余市、余別間

- 一石狩國定山溪、膽振國喜茂別間
- 一石狩國岩見澤、厚田間
- 一石狩國瀧川、濱益間
- 一石狩國深川、下蘆別間
- 一石狩國栗山、廣島間
- 一石狩國近文、比布間
- 一 天鹽國士別、北見國龍ノ上間
- 一 天鹽國士別、石狩國添牛內間
- 一石狩國雨龍、天鹽國美深間
- 一石狩國雨龍、天鹽國佐久間
- 一北見國遠輕、佐呂間間
- 一石狩國歌志內ヨリ根室本線ニ連絡スル間
- 一北見國野付牛、佐呂間間
- 一北見國美幌、釧路國弟子屈間
- 一十勝國浦幌、大樹間
- 一十勝國清水、膽振國邊富內間
- 一十勝國新得、膽振國占冠間
- 一十勝國幾春別、下富良野間
- 一石狩國俱知安ヨリ後志國赤井川明治
- 一鑛山ヲ經テ南小樽ニ連絡スル間
- 一日高國佐瑠太ヨリ沙流川ヲ廻リ右左
- 一府ヨリ十勝國清水ニ連絡スル間
- 一膽振國喜茂別、辨邊間
- 四 國有鐵道臨港線ノ敷設速成
- 一 根室臨港線
- 一 釧路臨港線
- 一 紋別臨港線
- 一 網走臨港線
- 右建議ス
- 鹽釜港修築ニ關スル建議案
鹽釜港修築ニ關スル建議案
政府ハ更ニ鹽釜港修築ノ計畫ヲ立テ一萬噸級ノ船舶カ自由ニ出入シ得ル開港場トシテノ設備ヲ完成セラレムコトヲ望ム
右建議ス
- 報告書
一鹽釜港修築ニ關スル建議案(守屋榮夫君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

肝屬川治水工事急施ニ關スル建議案
肝屬川治水工事急施ニ關スル建議案
鹿兒島縣肝屬川ハ大正三年櫻島大噴火以來毎年上流ヨリ降灰砂石本流ヲ埋メ流域八箇町村ノ良田一萬町歩ハ洪水氾濫ノ爲收穫減少シ其ノ被害年額約百萬圓噴火後二十箇年ノ災害總額二千萬圓ニ上リ流域農民ノ疲弊困憊其ノ極ニ達ス關係町村ハ耕地整理組合町村聯合組合等從來八十餘萬圓ノ起債及縣費補助ニ依リ一部ヲ改修セルモ本流ノ改修ヲ爲スニ非サレハ其ノ效果空シ依テ政府ハ速ニ肝屬川治水工事計畫ヲ實施セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一肝屬川治水工事急施ニ關スル建議案
(永田良吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

志賀神宮創建ニ關スル建議案
志賀神宮創建ニ關スル建議案
政府ハ天智天皇奉祀ノ爲速ニ志賀神宮ヲ創建スヘシ
右建議ス

報告書

一志賀神宮創建ニ關スル建議案(服部岩吉君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

餘圓トシ五万二千餘圓ヲ削減シ今日ニ至
レルハ地方自治體ニ於ケル財源凋渴ノ現
狀ニ鑑ミ遺憾ニ堪ヘス依テ現政府ハ此ノ
金額ノ増加ヲ計リ更ニ交付金ノ範圍ヲ擴
張シテ府縣ニ對シテモ地租附加稅程度ノ
交付金ヲ與ヘラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一國有林野所在市町村交付金ノ増額並同
府縣ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案
(八田宗吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

長崎市ニ高等水産專門學校設置ニ關ス
ル建議案

長崎市ニ高等水産專門學校設置ニ關
スル建議案

我カ國ハ天與ノ水産國ニシテ水産物ハ我
カ國重要輸出品ナリ故ニ水産業ノ盛衰興
亡ハ直ニ國家經濟ニ影響スル所尠カラ
從テ斯業ノ振興發展ヲ計ルハ國益増進上
與緊事ニシテ其ノ發展ハ一ニ水産教育ノ
振興普及徹底ニ存ス然ルニ我カ國水産教
育ニ於テハ何等其ノ施設見ルニ足ルモノ
ナク僅ニ東京ニ水産講習所、北海道大學
ニ水産科ノ設置アルノミニシテ西部日本
ニ於テハ全ク其ノ施設ナシ由來長崎縣ハ
北海道ヲ除キ日本第一ノ水産縣ナリ殊ニ
水産品ノ種類ノ多キ點ニ於テ水産輸出製
品ノ多キ點ニ於テ日本ニ冠絶シ今後益新
事業ノ開發學理ノ研究ニ俟ツモノ多シ仍
テ政府ハ速ニ長崎市ニ高等水産專門學校
ヲ設置セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一長崎市ニ高等水産專門學校設置ニ關ス

ル建議案(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

長崎藥學專門學校設置ニ關スル建議案
長崎藥學專門學校設置ニ關スル建
議

政府ハ速ニ長崎醫科大學附屬藥學專門部
ヲ獨立シテ長崎市ニ藥學專門學校ヲ設立
セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一長崎藥學專門學校設置ニ關スル建議案
(西岡竹次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一
衆議院議長 秋田清殿

北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議
案

北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建
議

政府ハ北海道拓殖計畫ニ依リ修築セラル
ヘキ港灣漁港ハ左記ノ如ク速成ヲ圖ラレ
ムコトヲ望ム
一左ノ四港ノ完成年度ヲ三年間繰上ルコ
ト
函館港、小樽港、室蘭港、釧路港
一根本室港ノ完成年度ヲ二年間繰上ルコト
一左ノ二港ノ完成年度ヲ一年間繰上ルコ
ト
余市港、廣尾港
一左ノ五港ニ對シ速ニ擴張工事ヲ施工ス
ルコト
稚内港、岩内港、留萌港、網走港、
紋別港

一修築豫定ノ箇所タル左ノ九港ヲ速ニ起
工スルコト
枝幸、釣懸、幌泉、増毛、福山、瀬
棚、羽幌、壽都、霧多布

一左ノ箇所ニ對シ緩急順序ヲ計リ小漁港
(船入洞)ヲ速ニ修築スルコト
渡島支廳管内
戸井、尻岸内、森、靜狩、八雲、知
内、茂別、落部、白神、上磯、長萬
部、木古内
檜山支廳管内
太櫓、貝取洞、長磯、相沼内
膽振支廳管内
辨邊、蘭法華、伊達、勇拂、伏古別
日高支廳管内
靜内、三石、庶野、門別、新冠
石狩支廳管内
石狩、厚田、濱益
留萌支廳管内
天鹽、遠別、初山別、鬼鹿、燒尻、
力盡
宗谷支廳管内
頓別、鷺泊、拔海、仙法志、鬼志別、
本泊
網走支廳管内
「チフトマリ」、斜里、鶴渚、常呂、
涌別、沙留
河西支廳管内
昆布町石、大津、厚舞
釧路支廳管内
厚岸、白糠、昆布森
根室支廳管内
落石、花咲、標津、野村灣、齒舞、
泊、古釜布、留別、紗那、年萌、別
飛、禮文磯
室蘭市
追直、祝津志
後志支廳管内

入舸、歌棄、永豐、鹽谷
右建議ス
北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議
案
北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建
議

政府ハ北海道拓殖計畫ニ依リ修築セラル
ヘキ港灣漁港ハ左記ニ依リ速成ヲ圖ラレ
ムコトヲ望ム
一左ノ四港ノ完成年度ヲ繰上施行ノコト
函館港、小樽港、室蘭港、釧路港
一左ノ二港ノ完成年度ヲ一年間繰上ルコ
ト
余市港、廣尾港
一左ノ五港ニ對シ速ニ擴張工事施行ノコ
ト
稚内港、岩内港、留萌港、網走港、
紋別港
一修築豫定ノ箇所タル左ノ九港ヲ速ニ起
工スルコト
枝幸、釣懸、幌泉、増毛、福山、瀬
棚、羽幌、壽都、霧多布
一左ノ箇所ニ對シ小漁港(船入洞)ヲ速ニ
修築スルコト
渡島支廳管内
戸井、尻岸内、森、靜狩、八雲、知
内、茂別、落部、上磯、長萬部、木
古内、汐首、古武井、砂原、當別、
釜谷、泉澤、札内
檜山支廳管内
太櫓、貝取洞、長磯、相沼内、美谷
膽振支廳管内
辨邊、苦小牧、伊達、勇拂、伏古別、
有珠、禮文
日高支廳管内
靜内、三石、庶野、門別、新冠、佐
瑠太、猿留、後邊戸
石狩支廳管内
石狩、厚田、濱益

留萌支應管内

天鹽、遠別、初山別、鬼鹿、燒尻
宗谷支應管内
頓別、鷺泊、拔海、仙法志、瀧鬼志
別、本泊、上泊
網走支應管内

「チブトマリ」、斜里、錦沸、常呂、湧別、沙留
河西支應管内
昆布刈石、大津、厚舞
釧路支應管内
厚岸、白糠、昆布森
根室支應管内

落石、花咲、標津、野村灣、齒舞、泊、古釜布、留別、紗那、年萌、別飛、禮文磯
室蘭市
追直、祝津志
後志支應管内
入舸、歌棄、永豐、鹽谷、右建議ス

報告書

一北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十三名提出)
一北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(山本厚三君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月十五日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長 秋田清殿

(別紙)

北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議

政府ハ北海道拓殖計畫ニ依リ修築セラルヘキ港灣漁港ハ左記ノ如ク速成ヲ圖ラレムコトヲ望ム

一左ノ四港ノ完成年度ヲ三年間繰上ルコト

函館港、小樽港、室蘭港、釧路港
一根本室港ノ完成年度ヲ二年間繰上ルコト

一左ノ二港ノ完成年度ヲ一年間繰上ルコト
余市港、廣尾港

一左ノ五港ニ對シ速ニ擴張工事ヲ施工スルコト
稚内港、岩内港、留萌港、網走港、紋別港

一修築豫定ノ箇所タル左ノ九港ヲ速ニ起工スルコト
枝幸、釣懸、幌泉、増毛、福山、瀬棚、羽幌、壽都、霧多布

一左ノ箇所ニ對シ緩急順序ヲ計リ小漁港(船入瀬)ヲ速ニ修築スルコト
渡島支應管内

戸井、尻岸内、森、靜狩、八雲、知内、茂別、落部、白神、上磯、長萬部、木古内、汐首、古武井、砂原、當別、釜石、泉澤、札内

樺山支應管内
太櫓、貝取洞、長磯、相沼内、美谷

膽振支應管内
辨邊、蘭法華、苦小牧、伊達、勇拂、伏古別、有珠、禮文

日高支應管内
靜内、三石、庶野、門別、新冠、佐瑠太、猿留、後邊戸

石狩支應管内
石狩、厚田、濱益

留萌支應管内
天鹽、遠別、初山別、鬼鹿、燒尻、力盡

宗谷支應管内
頓別、鷺泊、拔海、仙法志、瀧鬼志、別、鬼志別、本泊、上泊

網走支應管内

「チブトマリ」、斜里、錦沸、常呂、湧別、沙留

河西支應管内
昆布刈石、大津、厚舞

釧路支應管内
厚岸、白糠、昆布森

根室支應管内
落石、花咲、標津、野村灣、齒舞、泊、古釜布、留別、紗那、年萌、別飛、禮文磯

室蘭市
追直、祝津志
後志支應管内
入舸、歌棄、永豐、鹽谷

右建議ス
一諫早驛大村驛間ニ停車場設置ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

一上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長 秋田清殿

石炭運賃低減ニ關スル建議案
石炭運賃低減ニ關スル建議案
政府ハ石炭鐵道運賃ノ低減ヲ速ニ斷行セラルムコトヲ望ム

右建議ス
報告書

一石炭運賃低減ニ關スル建議案(木下成太郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長 秋田清殿

上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

上總湊安房鴨川間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

ニ因リ療養ノ爲内地衛戍病院又ハ療養所ニ收容療養中ノ陸海軍兵ニ對シ慰問ノ爲療養ノ地ニ往復スル戰傷公傷者ノ家族一名ニ付キ一往復ニ限リ無賃鐵道乘車證ヲ速ニ交付セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一事變ニ因リ戰傷公傷兵家族ノ鐵道無賃乘車ニ關スル建議案(岡本一巳君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

武豐師崎間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案
武豐師崎間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案

報告書

武豐師崎間國營自動車ヲ運轉シ以テ運輸交通ノ發達ヲ促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一武豐師崎間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(山田佐一君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

關ケ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案
關ケ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案

報告書

政府ハ關ケ原木ノ本ニ至ル鐵道線路

ヲ速ニ敷設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一關ケ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案(仙波久良君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

飯塚驛擴張ニ關スル建議案
飯塚驛擴張ニ關スル建議案

飯塚驛擴張ニ關スル建議案

福岡縣飯塚驛ヲ擴張改築セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一飯塚驛擴張ニ關スル建議案(實岡半之助君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案
國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案

國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案

政府ハ國際連絡埠頭施設トシテ下關驛驛舎改築並ニ伴フ埠頭設備ヲ速ニ促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案

國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案

國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案

政府ハ新滿洲國トノ交通運輸上海陸連絡施設ノ完備ヲ急シ速ニ下關市ニ國際連絡埠頭ヲ急設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案(藤井啓一君提出)
一國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案(保良淺之助君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

國際連絡埠頭施設ニ關スル建議案
(別紙)

政府ハ國際連絡埠頭施設トシテ下關驛驛舎改築並ニ伴フ埠頭設備ヲ速ニ促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

田島今市間鐵道速成ニ關スル建議案

田島今市間鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ福島縣田島ヨリ栃木縣今市ニ至ル鐵道ヲ速ニ敷設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案
野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ山形縣米澤ヨリ福島縣喜多方ニ至ル鐵道並福島縣田島ヨリ栃木縣今市ニ至ル鐵道及栃木縣鹿沼ヨリ栃木ヲ經テ茨城縣古河ニ至ル鐵道ヲ速成シ以テ文化惠澤ノ均衡ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス

米澤喜多方間田島今市間鹿沼古河間鐵道速成ニ關スル建議案

米澤喜多方間田島今市間鹿沼古河間鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ山形縣米澤ヨリ日中ヲ經テ喜多方ニ至ル鐵道、福島縣田島ヨリ栃木縣今市

ニ至ル鐵道及栃木縣鹿沼ヨリ栃木ヲ經テ茨城縣古河ニ至ル鐵道ヲ速成シ以テ運輸交通ノ發達ヲ促進セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一田島今市間鐵道速成ニ關スル建議案(中野寅吉君外一名提出)
一野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君外一名提出)

一米澤喜多方間田島今市間鹿沼古河間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ表題ヲ「野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

(別紙)

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ山形縣米澤ヨリ福島縣喜多方ニ至ル鐵道並福島縣田島ヨリ栃木縣今市ニ至ル鐵道及栃木縣鹿沼ヨリ栃木ヲ經テ茨城縣古河ニ至ル鐵道ヲ速成シ以テ文化惠澤ノ均衡ヲ計ラレムコトヲ望ム
右建議ス

木曾川大井堰堤ニ副堰堤築造ニ關スル建議案

木曾川大井堰堤ニ副堰堤築造ニ關スル建議案

政府ハ速ニ大同電力株式會社ニ命シ木曾川上流大井堰堤ニ更ニ副堰堤ヲ築造セシメラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一本會川大井堰堤ニ副堰堤築造ニ關スル建議案(山田佐一君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

利根渡良瀬江戸三川低水工事急施ニ關スル建議案
利根渡良瀬江戸三川低水工事急施ニ關スル建議案
關スル建議案
政府ハ速ニ利根渡良瀬江戸三川ノ低水工事ヲ行ヒ高水工事ト相俟テ治水事業ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一利根渡良瀬江戸三川低水工事急施ニ關スル建議案(今井健彦君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

武豊港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案
武豊港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案
武豊港ヲ第二種重要港灣ニ指定セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一武豊港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案(山田佐一君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

米穀生産費調査ニ關スル建議案
米穀生産費調査ニ關スル建議案
政府ハ米穀生産費ノ調査項目ニ加フルニ部協費並戸數割ノ一部、用排水監視費及基準市場ニ至ル迄ノ運賃諸掛ヲ加算シタルモノヲ以テシ且調査農家ハ段當收量其ノ他ニ於テ中庸ナルモノヲ選定シ以テ公正ナル米穀政策ノ確立ヲ期セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一米穀生産費調査ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

蠶業指導員設置助成金下付ニ關スル建議案
蠶業指導員設置助成金下付ニ關スル建議案
我カ邦ノ蠶絲業ハ今ヤ一大危機ニ瀕セリ之ヲ救済スルノ途ニシテ足ラスト雖全國三萬五千餘ノ養蠶業組合ニ之カ指導員ヲ設置スルヲ以テ最大ノ捷徑ト爲ス依テ政府ハ一日速ニ蠶業指導員設置助成金下付ノ途ヲ啓キ本邦蠶絲業永遠ノ大策ヲ樹立セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一蠶業指導員設置助成金下付ニ關スル建議案(加藤知正君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案
鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案
鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案
福岡縣ニ於ケル石炭採掘ニ基ク陷落被害地ハ既ニ六千七百町歩ニ達シ國家的損害實ニ重大ナルモノアリ政府ハ開墾ヲ助成シ荒地地復舊ニ補助シツツアル精神ニ鑑ミ此ノ復舊事業ニ對シ費用ノ六割以上ノ補助金ヲ交付シ速ニ其ノ目的ヲ達成セシメラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案(樋口典常君外十六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

報告書

一蠶業指導員設置助成金下付ニ關スル建議案(加藤知正君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案
鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案
鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案
福岡縣ニ於ケル石炭採掘ニ基ク陷落被害地ハ既ニ六千七百町歩ニ達シ國家的損害實ニ重大ナルモノアリ政府ハ開墾ヲ助成シ荒地地復舊ニ補助シツツアル精神ニ鑑ミ此ノ復舊事業ニ對シ費用ノ六割以上ノ補助金ヲ交付シ速ニ其ノ目的ヲ達成セシメラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案(樋口典常君外十六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

文樂座保護ニ關スル建議案
文樂座保護ニ關スル建議案
文樂座保護ニ關スル建議案
政府ハ我カ國固有ノ藝術ノ維持發達ノ爲文樂座保護ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和八年二月二十三日
建議委員長 倉元 要一
衆議院議長秋田清殿

恩給法中遺族扶助料及增加恩給改正ニ關スル建議案
恩給法中遺族扶助料及增加恩給改正ニ關スル建議案
恩給法中戰死公病死者ノ遺族及一旦傷痍者トナリテ死亡シタル者ノ遺族扶助料ハ甚タ小額ニシテ下級者ニ至リテハ全ク一家ヲ支持スルコト能ハス破滅離散ノ外ナシ又大正十二年恩給法改正以前死亡シタル者ニシテ當時兵籍簿ニ登記ナキカ爲扶助料ヲ受クル能ハサリシ寡婦ハ二重ノ犧牲トナリ生活全ク悲慘ナルモノアリ更ニ戰傷公傷者ニシテ身體ノ不自由甚シキ重傷者ノ增加恩給ハ輕傷者ニ比シ甚タ輕ク當ヲ得サルモノアリ又同症狀ニ於テ階級差ノ大ナル爲下級ノ最重症者ハ上級ノ輕症者ヨリモ尙過少ナルモノアリ又同項症ニ於テモ不自由ト苦痛甚シク相違スルモノアリ

斯ノ如キハ國家ノ忠勇ナル犧牲者ヲ遇スル所以ノ途ニアラス特ニ思想動搖軍國多事ノ今日國民思想及軍人ノ志氣ニ影響スル所大ナルモノアリ洵ニ深憂ニ堪ヘス政府ハ今回提出セムトスル恩給法改正法律案ニ於テ是等不備ナル點ヲ改正シ一視同仁等シク國家ノ忠勇ナル犧牲者ニ對シ待遇ノ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ
右建議ス

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書
一文樂座保護ニ關スル建議案(森田政義君外二名提出)

報告書

一恩給法中遺族扶助料及増加恩給改正ニ
關スル建議案(八角三郎君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和八年二月二十三日

建議委員長 倉元 要一

衆議院議長秋田清殿

(倉元要一君登壇)

○倉元要一君 只今上程セラレマシタ建議
案ノ委員會ノ審査ノ經過及結果ヲ御報告申
上ゲタイト思ヒマス、本委員會ハ御承知ノ
如ク、第六十三回ノ議會ヨリ新ニ設ケラレ
マシタル委員會デアリマシテ、通常議會ニ
於キマシテハ今回ガ初メデアリマス、簡
單ニ御參考ノ爲ニ、委員會ノ構成成立ニ付
テ御報告ヲ申上ゲテ置ク必要ガアルト思ヒ
マス、委員會ハ理事ニ篠原義政君、水島彦
一郎君、久山知之君、崎山嗣朝君、清水留
三郎君、佐藤與一君、栗原彦三郎君、此七
君ガ本委員會ノ理事ノ任ニ御當リニナルコ
トニ相成リマシタ、不肖私ガ委員長ニ當選
致シタノデアリマス、其後ニ於キマシテ、
栗原彦三郎君ガ御辭任ニ相成リマシタカラ、
代テ中田正輔君ガ理事ノ任ニ御當リニナ
リマシタ、去ル一月ノ二十八日ニ本建議委
員會ノ總會ヲ開キマシテ、此委員會ノ議案
ノ審査ノ方針ヲ決定致シマシタ次第デアリ
マス、其決定致シマシタ方針ハ、御承知ノ
通りニ、曩ニ議會振肅委員會ニ於キマシテ
成案ヲ得ラレテ居リマスル其案ヲ參考ト致
シマシテ、方針ヲ決定致シタ次第デアリマ
ス、即チ建議委員會ハ四ツノ分科ニ之ヲ分

チマシタ次第デアリマス、鐵道省所管ニ屬
スルモノヲ第一分科トシ、内務省ニ屬スル
ノヲ第二分科トシ、農林省、商工省及文部
省ニ屬スルモノヲ第三分科トシテ、其他
各省ニ互ルモノヲ一括シマシテ、之ヲ第四
分科ト致シマシテ、其組織ヲ決定致シマシ
タ次第デアリマス、此各分科ニ於ケル主査
ニハ、第一分科ニ平井信四郎君、第二分科
ニ本田義成君、第三分科ニ野方次郎君、第
四分科ニ石川又八君、此四君ガ主査ノ職司
ニ御當リニナッタ次第デアリマス、議案ノ
審査ハ各分科會ニ於テ、之ヲ一案毎ニ詳細
ニ慎重ニ審議ヲ遂ゲルコトニ致シマシタ、
又總會ヲ開キマスル場合ニ於テハ、總會ニ
於テ便宜其審査ヲ進メテ行ク、斯ウ云フ方
針ノ下ニ今日マデ審査ヲ進メタ次第デアリ
マス、其審査ノ狀況ハ、建議案提案者ヨリ
詳細ニ建議ノ趣旨ヲ御述ニナリマシテ、之
ニ對スル政府ノ意見ヲ徵シ、又ハ辯明ヲ求
メテ、慎重ナル審査ヲ遂ゲタノデアリマス、
今日迄即チ二月ノ二十三日迄ノ委員會ニ
於ケル審査ノ結果ヲ申上ゲル次第デアリ
マスルガ、案件ノ提出ハ百七十五件デア
リマス、此百七十五件ノ中デ、可決ニナ
リマシタモノガ九十四件デアリマス、案ノ
撤回ニナリマシタモノガ三件デアリマス、
此外ニ諸君ノ御承知ノ如ク過日ノ本會議ニ
於キマシテ、大神都特別聖地計畫實施國營
ニ關スル建議案ト云フノハ、特ニ委員會ヲ
經ズシテ、本會議ニ於テ慎重ニ審議ヲスル
ト云フコトニ相成リマシテ、此議場ニ於テ
可決ニナッタ次第デアリマス、各建議案ノ大
體ニ付テノ情勢ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒ

マス、一番多數アリマシタノハ鐵道省、殊
ニ鐵道速成ニ關スル問題ガ多イノデアリマ
ス、又殊更注意ヲ惹キマスルモノハ、今回
自動車ノ運輸開始ニ關スル建議案ト云フモ
ノガ、多數提出ニ相成リマシマス、尙又注
目ニ値スルモノハ、逓信省所管ニ於キマシ
テ、航空ニ關スル所ノ建議案ガ多數提出サ
レテ居ルノデアリマス、是ハ時代ノ趨勢ヲ
語リ、時運ノ推移ヲ物語ッテ居ルモノト、私
共ハ思ッテ居ル次第デアリマス、以上申述ベ
マシタ通りニ、一案毎ニ分科會又ハ總會ニ
於テ慎重ナル審議ヲ遂ゲテ居リマスルカ
ラ、此委員會ヲ新ニ衆議院ニ設ケラレタ御
趣旨ニ、十分副ヒ得タト委員長ハ確信致シ
テ居リマス、以上ヲ以テ私ノ報告ト致シテ
置キマス(拍手)

○議長(秋田清君) 採決ヲ致シマス、委員
長報告中、日程第六十七ト第六十八、日程
第八十五ト第八十六、日程第九十ト第九一、
日程第九十ト第九十、右ハソレノ兩案ヲ
併合シテ一案ト爲シ、修正議決シタモノデ
アリマス、又日程第九十一乃至第一百十三、
此三案ハ併合シテ一案ト爲シ、修正議決シ
タモノデアリマス、其他ハ何レモ可決デア
リマス、日程第二十二乃至第二百二十一ノ建議
案百件ノ委員長報告ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシモノト認メ
マス、仍テ何レモ委員長報告通り可決セラ
レマシタ
(拍手起ル)

○上田孝吉君 殘餘ノ日程ヲ延期シ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス
○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ
日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ
是ニテ散會致シマス
午後五時十四分散會

衆議院議事速記録第十九號中正誤

頁 段 行 誤 正
三五三 四 三一 衰耗シツ、ア 衰耗銷磨シツ
アル

衆議院議事速記録第二十一號中正誤

頁 段 行 誤 正
四一三 三 八 名川侃一氏 名川侃市氏
四一六 三 七 特別委員 同一委員
四二三 二 七 居ル、レ比較 居ル、何レ比
四二三 二 三一 選舉法ガ改革デ 選舉法ガ改革
四二三 四 二七 カラ カラ
四二四 二 一四 カラ カラ

